

国立社会保障・人口問題研究所
所内研究報告 第 67 号
2016 年 3 月 31 日

社人研資料を活用した
明治・大正・昭和期における
人口・社会保障に関する研究

平成 27 年度報告書

はじめに

本報告書は、平成 26 年度より平成 28 年度まで、国立社会保障・人口問題研究所（社人研）創立記念として行われている「社人研資料を活用した明治・大正・昭和期における人口・社会保障に関する研究」プロジェクトの平成 27 年度報告書である。平成 26（2014）年は昭和 14（1939）年に設立された厚生省人口問題研究所（人口研）の 75 周年、平成 27（2015）年は昭和 40（1965）年に設立された社会保障研究所（社保研）の 50 周年、平成 28（2016）年は平成 8（1996）年の人口研と社保研統合による社人研設立の 20 周年である。

平成 27 年度は、社人研内の有志、所外委員による、人口と社会保障に関わる多角な視点の研究発表を、ほぼ毎月 1 回のペースで行った。並行して、『館文庫』の整備や、人口研の出版物、財団法人人口問題研究会、人口問題審議会の資料整理も行った。

戦前の人口政策に関する研究からスタートしたこのプロジェクトも、時代の幅は戦後に広がり、社会開発、国土開発、経済計画といった切り口も加味されてきている。未来を考えるために過去の経験を知り、日本がたどった道筋を客観的に見つめることでその知見を発信することもできるだろう。継続的に研究を行い、さらに今後、国内外の関係諸氏のご助言、ご参画を仰ぎたいところである。

平成 28 年 3 月

国立社会保障・人口問題研究所
社人研資料を活用した明治・大正・昭和期における人口・社会保障に関する研究

担当部長 林玲子

社人研資料を活用した明治・大正・昭和期における
人口・社会保障に関する研究
プロジェクト
平成 27 年度メンバー

< 担当部長 >

林玲子（国際関係部長）

< 所内担当 >

小野太一（企画部長）

小島克久（国際関係部第 2 室長）

今井博之（国際関係部主任研究官）

中川雅貴（国際関係部研究員）

金子能宏（政策研究連携担当参与）

< 所内オブザーバー >

宮田智（政策研究調整官）

< 外部委員（五十音順） >

白瀬由美香（一橋大学社会学部准教授）

杉田菜穂（大阪市立大学経済学部准教授）

高岡裕之（関西学院大学文学部文化歴史学科教授）

* 本報告書は、平成 27 年度の研究会報告の要旨
および発表資料を取りまとめたものである。

目 次

1. 平成 27 年 4 月 22 日報告

「行政収容、公的扶助、社会保険：戦前・戦後の精神病床入院における 3 類型の成立と展開」

安藤道人（国立社会保障・人口問題研究所社会保障基礎理論研究部研究員）

後藤基行（国立精神・神経医療研究センター精神保健研究所） . . . 1

2. 平成 27 年 5 月 20 日報告

「戦後日本の経済計画における社会保障政策の観点」

金子能宏（国立社会保障・人口問題研究所政策研究連携担当参与） . . . 16

3. 平成 27 年 6 月 25 日報告

「東アジアの長期人口変動」

鈴木透（国立社会保障・人口問題研究所人口構造研究部長） . . . 23

4. 平成 27 年 7 月 24 日報告

「戦時期日本における人口問題の政策的位置について」 . . . 32

高岡裕之（関西学院大学文学部文化歴史学科教授）

5. 平成 27 年 10 月 27 日報告

「戦後日本における人口政策論の展開」

杉田菜穂（大阪市立大学経済学部准教授） . . . 33

6. 平成 27 年 11 月 24 日報告

「スライド制の再考」

山本克也（国立社会保障・人口問題研究所社会保障基礎理論研究部第 4 室長） . . . 34

7. 平成 27 年 12 月 25 日報告

「プラトンとアリストテレスの人口論について」

宮田智（国立社会保障・人口問題研究所 政策研究調整官）

8. 平成 28 年 1 月 14 日報告

「第二次大戦期以前の台湾の衛生・福祉関係の制度の変遷」

小島克久（国立社会保障・人口問題研究所 国際関係部第 2 室長） . . . 45

9.平成 28 年 2 月 25 日報告

「東亜共栄圏」構想における厚生省人口問題研究所の役割」

今井博之（国立社会保障・人口問題研究所 国際関係部主任研究官）

・・・50

10. 平成 28 年 3 月 10 日報告

「戦後日本の国土計画と地域開発—人口問題との関連を中心に—」

高岡裕之（関西学院大学文学部文化歴史学科教授）

・・・56

1. 平成27年4月22日報告

行政收容、公的扶助、社会保険： 戦前・戦後の精神病床入院における 3 類型の成立と展開

安藤道人

国立社会保障・人口問題研究所

後藤基行

国立精神・神経医療研究センター精神保健研究所

2015.4.22

社人研資料を活用した明治・大正・昭和期における人口・
社会保障に関する研究会

1

報告の構成

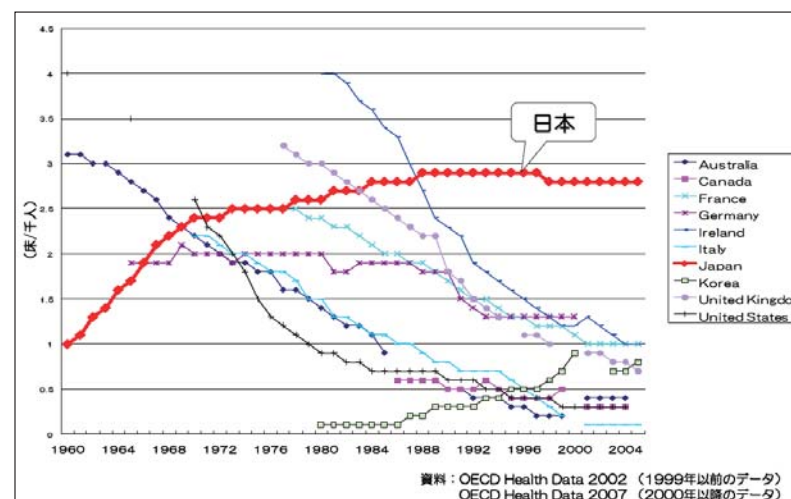
1. 研究の現代的背景
2. これまでの研究の紹介
3. 「公安主義」史観の再検証
4. 報告1:精神病床入院体系における3類型の成立と展開
5. 報告2:精神衛生法下における同意入院・医療扶助入院の研究
6. まとめと課題

2

1. 研究の現代的背景
2. これまでの研究の紹介
3. 「公安主義」史観の検証
4. 報告1:精神病床入院体系における3類型の成立と展開
5. 報告2:精神衛生法下における同意入院・医療扶助入院の研究
6. まとめと課題

3

日本の精神病床水準は高止まり



資料：OECD Health Data 2002（1999年以前のデータ）
OECD Health Data 2007（2000年以降のデータ）

<http://sankakuten.sakura.ne.jp/blog/wp-content/uploads/2012/01/042b494ff0787c8490d80cb2f15aac9.pdf>より

4

1. 研究の現代的背景
2. これまでの研究の紹介
3. 「公安主義」史観の再検証
4. 報告1:精神病床入院体系における3類型の成立と展開
5. 報告2:精神衛生法下における同意入院・医療扶助入院の研究
6. まとめと課題

5

これまでの研究

1. 後藤(2012a)「戦前期日本における精神病患者の公的監置—精神病患者監護法下の患者処遇—」『精神医学史研究』
2. 後藤(2012b)「戦前期日本における私立精神病院の発展と公費監置—「精神病患者監護法」「精神病院法」下の病床供給システム—」『社会経済史学』
3. 後藤(2013)「日本における救貧的・公的扶助的精神病床供給体制の成立と展開—救護法による精神病患者収容の運用実態—」 *mimeo*
4. Ando and Goto (2013) “From Home Confinement to Hospital Confinement: Pre-war legacy and Post-war regional variation in psychiatric treatment” *mimeo*
5. 安藤・後藤(2014)「精神病床入院体系における3類型の成立と展開—制度形成と財政的変遷の歴史分析—」『医療経済研究』
6. 後藤・安藤(2015)「精神衛生法下における同意入院・医療扶助入院の研究—神奈川県立公文書館所蔵一次行政文書の分析—」 *mimeo*
7. 精神医療データベースの構築: <https://sites.google.com/site/seishiniryō>

2013年医療経済研究機構からの研究助成、2014年家計経済研究所からの研究助成、2014-15年文科科研費からの研究助成(いずれも後藤が研究代表者)

6

これまでの研究の背景

- 「公安主義」史観の再検証

「公安主義」史観:

戦前の「私宅監置」(制度化された「座敷牢」制度)から戦後の「措置入院」(強制入院)へと至る治安・公安目的の強制収容制度に、民間病院による大規模病床供給が加わり、戦後の大規模・長期精神病床入院の骨格が形成されたというパラダイム

7

これまでの研究の背景

- より複線的な精神病床入院の全体像を実証的に構築し直す。
- 【戦前期】「私宅監置」以外の精神障害者収容の研究
 - 戦前の「公的監置」(後藤2012a)
 - 戦前の私立精神病院(後藤2012b)
 - 戦前の救護法による精神病患者収容(後藤2013)
- 【戦前-戦後期】精神病床入院の変遷の制度的・統計的研究
 - 財源別の制度及び入院(収容)者数の変遷(安藤・後藤 2014)
 - 「私宅監置」の廃止及び「皆保険」導入のインパクトの推計(Ando and Goto 2013)
- 【戦後期】公的扶助財源による精神病床入院の研究
 - 「同意-医療扶助入院」にみる公的扶助型入院の実態(後藤・安藤 2015)

8

1. 研究の現代的背景
2. これまでの研究の紹介
3. 「公安主義」史観の検証
4. 報告1:精神病床入院体系における3類型の成立と展開
5. 報告2:精神衛生法下における同意入院・医療扶助入院の研究
6. まとめと課題

精神入院における「通説的理解」

- 「私宅監置」(精神病者監護法 1900)から「措置入院」(精神衛生法 1950)へ
- 民間病院による大量の精神病床供給



青木延春「私宅監置の実情に就いて」『精神神経学雑誌』41(1937), 1085-96.

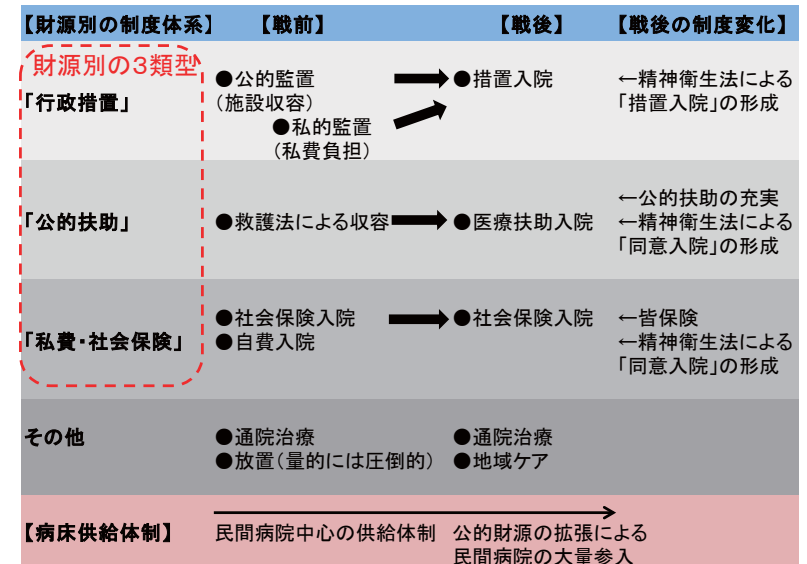


<http://ameblo.jp/sapporosi/entry-10238884118.html>より拝借

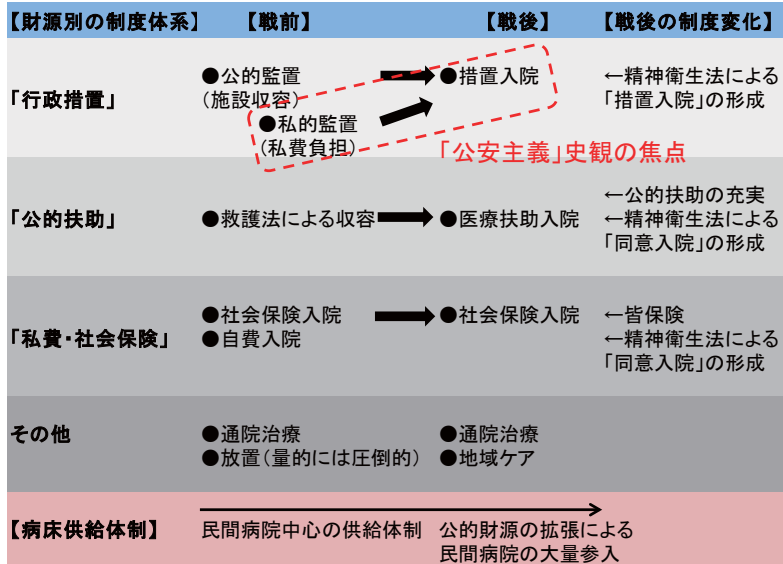
精神入院における「通説的理解」

- 1900年に「私宅監置制度」が制度化され、戦前の精神障害者処遇の中心的役割を果たした。
- 家族による監護や保護義務が強かった。
- 公的関与は少なかった。
- 戦後、私宅監置から措置入院への転換が進む中で、監置・監禁の場所は私宅から病院に変わった。
- 公安主義的イデオロギーは強く残った。
- このような「公安主義的」精神医療が、民間病院による医療供給と結びつき、地域精神ケアへの転換を遅らせ、現在にまで至る大規模収容、長期入院へと繋がっている。
- 以上の見解は、十分な歴史的検証はされていない。

精神病床入院の体系

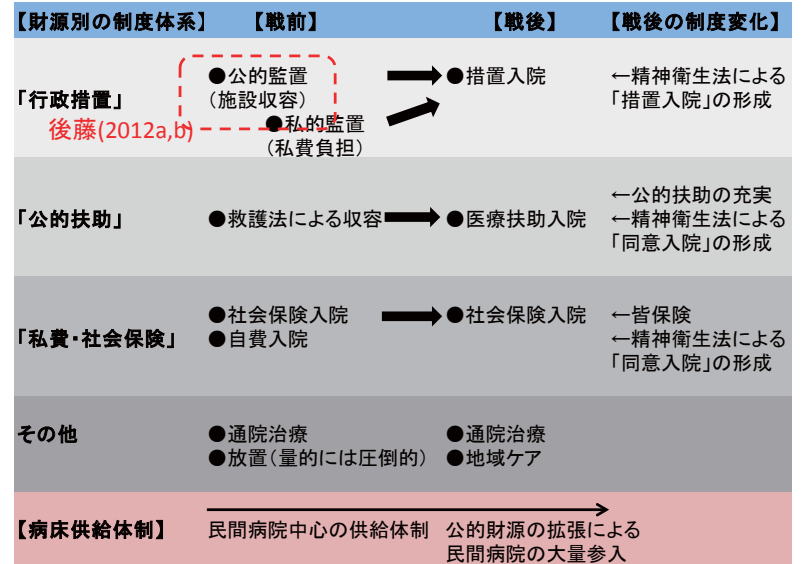


精神病床入院の体系



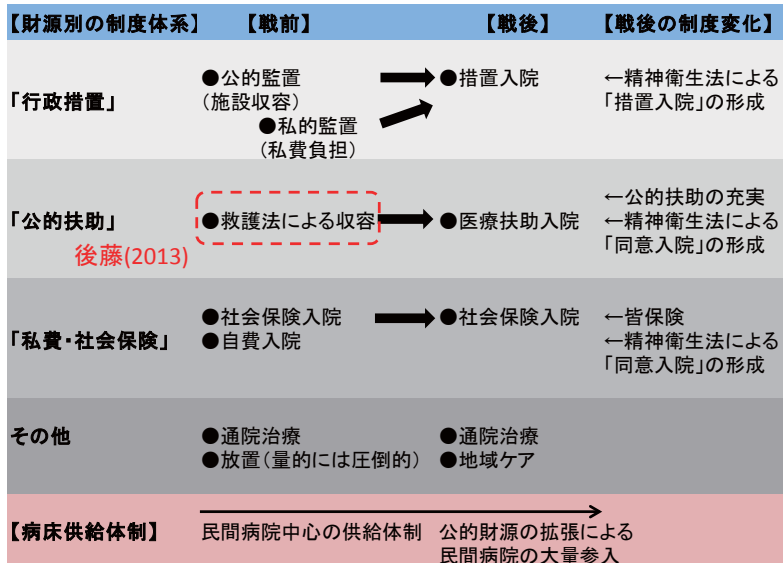
13

精神病床入院の体系



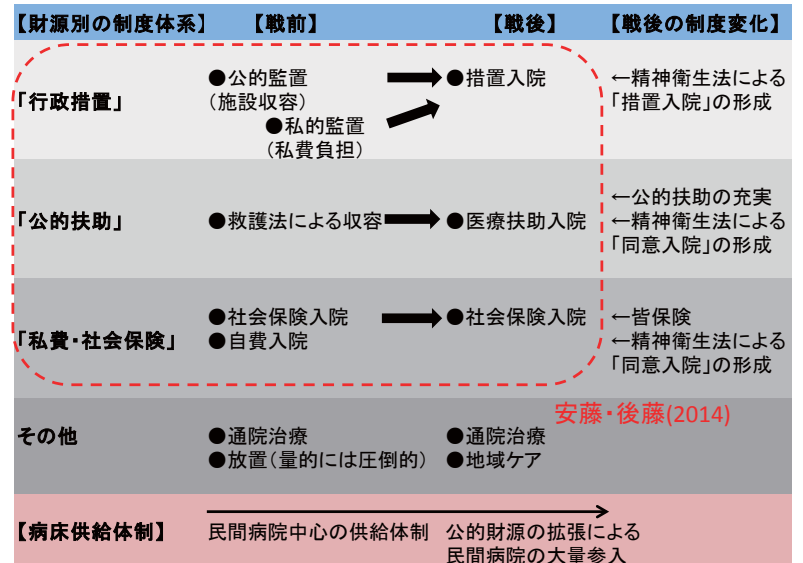
14

精神病床入院の体系



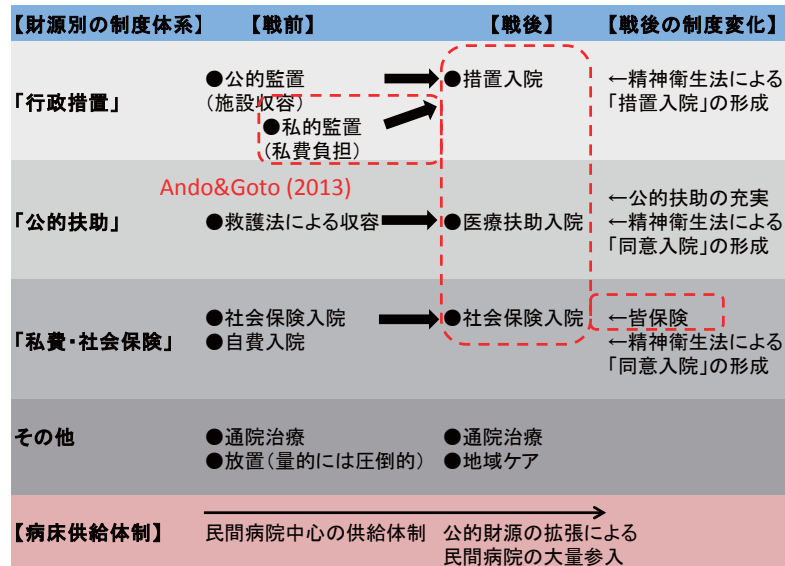
15

精神病床入院の体系



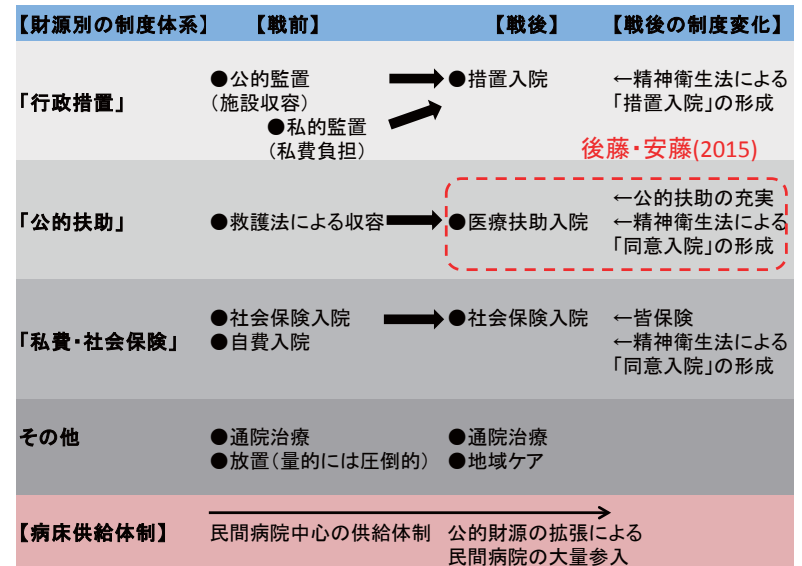
16

精神病床入院の体系



17

精神病床入院の体系



18

これまでの研究の到達点

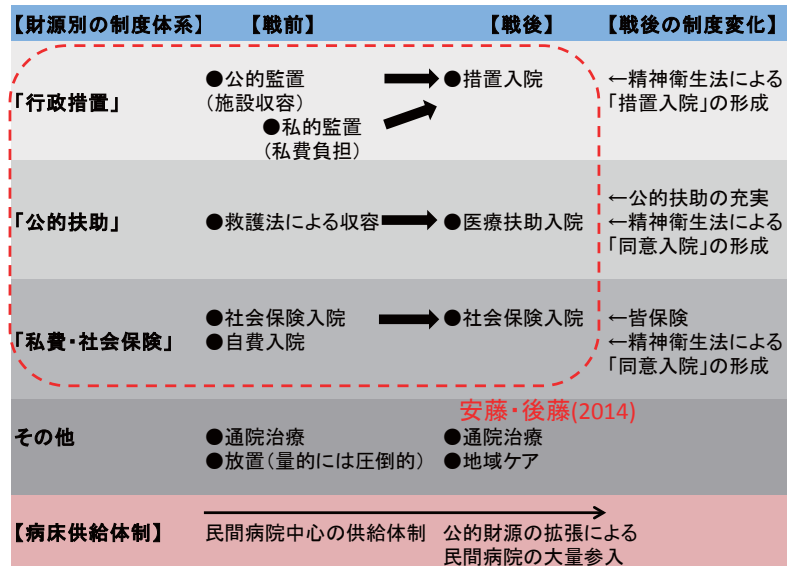
- 多くの先行研究や言説は、戦前の「私宅監置」、戦後の「公安主義」的な「措置入院」(同意なき強制入院)、そして戦後の「同意入院」(家族の同意による強制入院)に注目。
- 戦前における「公的監置」や救護法下の収容を検証(後藤2012a, 2012b, 2013)
- 戦前から戦後に至る精神病床入院の複線的な変遷を明らかに(安藤・後藤 2014→報告1)
- 私宅監置制度の廃止や皆保険制度が戦後の精神病床入院に与えた影響の分析(Ando and Goto 2013)
- 戦後の「同意入院」と「医療扶助入院」の組み合わせの規模や制度化及びその申請実態の検証(後藤・安藤 2015→報告2)

19

1. 研究の現代的背景
2. これまでの研究の紹介
3. 「公安主義」史観の検証
4. 報告1:精神病床入院体系における3類型の成立と展開
5. 報告2:精神衛生法下における同意入院・医療扶助入院の研究
6. まとめと課題

20

精神病床入院の体系



21

問いの背景

- 戦後の日本では、精神病床入院に対し3種の公的な財政支出が行われてきた。
 - 精神衛生法による措置入院(行政収容)
 - 生活保護法による医療扶助入院(公的扶助)
 - 健康保険制度による保険入院(社会保険)
- それぞれの類型からの入院により、歴史的な推移(在院期間も)に違いがある。

22

リサーチ・クエスチョン

- 戦後の日本の精神病床入院の3つの財政的経路はどのように構築されたのか？
 - 仮説1: 「行政収容」、「公的扶助」、「社会保険」の3類型は、戦前から戦後へと継承されたものである。
 - 仮説2: 戦後の諸改革は、それぞれの経路における精神病床入院者数や公的支出規模の急激な拡大に繋がった。

23

戦前期の精神病床入院関連諸法①

「行政収容」型

- 精神病患者監護法(1900~1950)
 - 第6条、市区町村長責任による公的な施設内監置
 - 強制収容・公費負担・知事認可
 - 公安的要素が強く、貧困だけでは原則的には非適用
- 精神病院法(1919~1950)
 - 公費での入院可能
 - 実質上、監護法と同じ機能
- 戦後に両方は精神衛生法として統合。措置入院として再構成。

24

戦前期の精神病床入院関連諸法②

「公的扶助」型

- 救護法(1932~1946)
 - 「医療收容救護」という区分。
 - 世帯の貧困状態が重視。全額公費負担。
 - 患者・世帯の貧困状態が運用の第一要件となった精神病床入院形態が生成
- 戦後は生活保護法として発展的解消。收容救護は医療扶助入院に。

25

戦前期の精神病床入院関連諸法③

「社会保険」型

- 健康保険法(1927年施行)
- 国民健康保険法(1938年施行)等
 - 戦前は保険での精神病床入院は極めて限定的。
- 戦後の皆保険化とともに社会保険入院に。

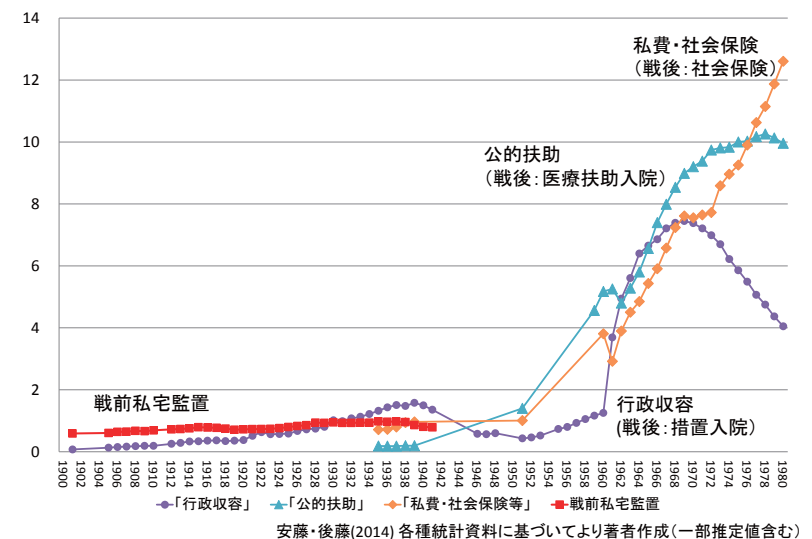
26

精神病床入院の3類型の成立

	戦前	戦後	
「行政收容」による入院			
入院形態	公的監置	措置入院	公安・治安
公的支出の法的根拠	精神病者監護法 精神病院法	精神衛生法	
「公的扶助」による入院			
入院形態	医療收容救護	医療扶助入院	救貧・貧困対策
公的支出の法的根拠	救護法	生活保護法	
「社会保険」による入院			
入院形態	私費・社会保険による入院	社会保険による入院	医療費負担の軽減
公的支出の法的根拠	健康保険法、 国民健康保険法等	健康保険法、 国民健康保険法等	

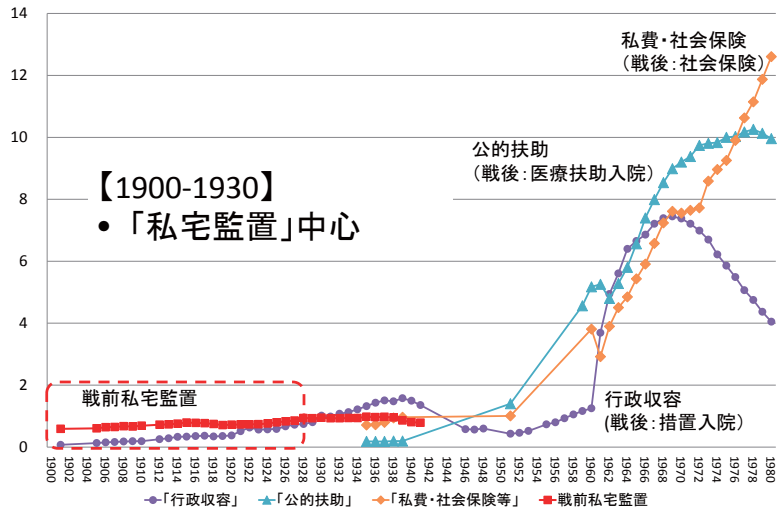
27

財源別入院者数の長期統計

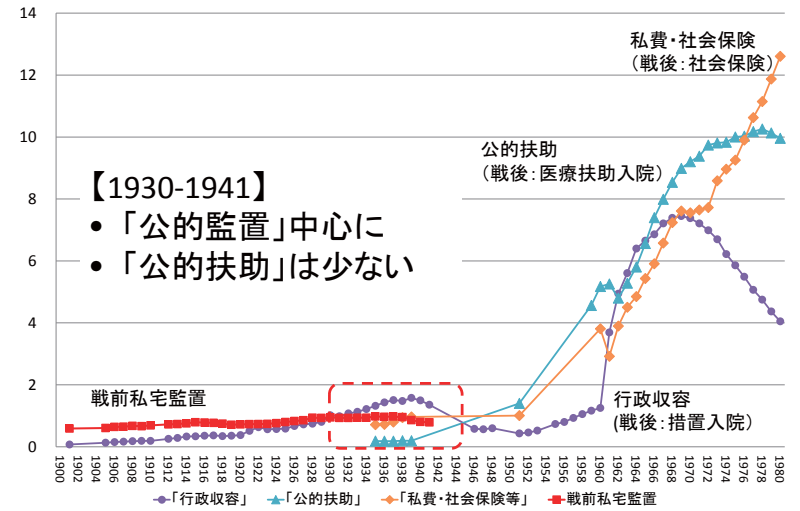


28

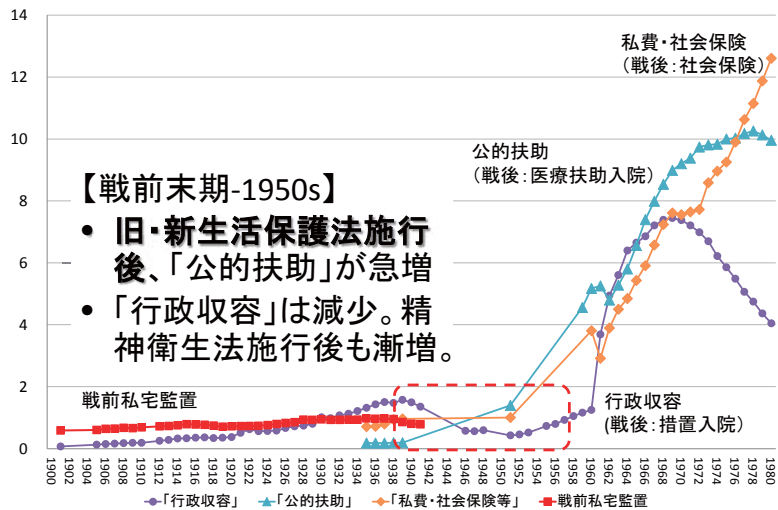
財源別入院者数



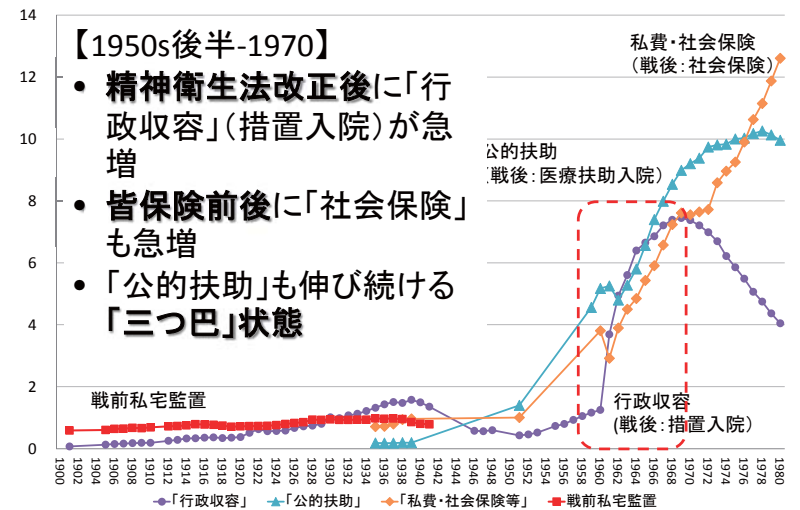
財源別入院者数



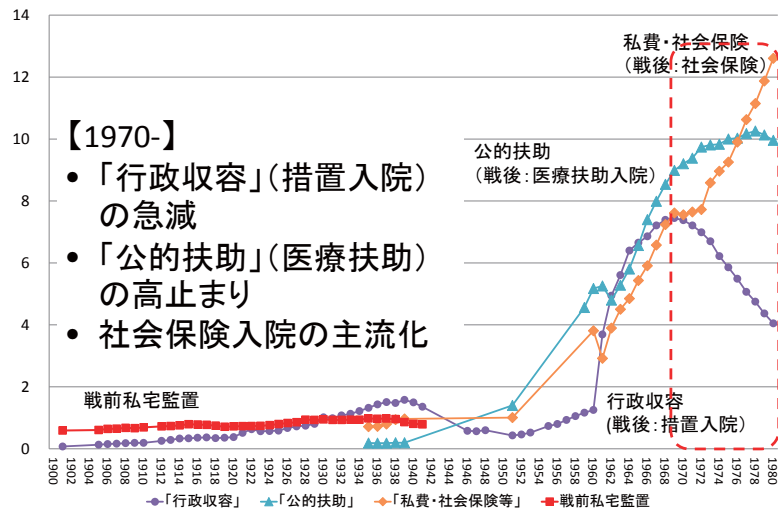
財源別入院者数



財源別入院者数



財源別入院者数



33

結論

- 仮説1: 3類型の戦前から戦後への継承
 - 戦前と戦後で規模は異なるものの、それぞれが戦前に制度的原型が存在する。
- 仮説2: 戦後の諸改革は、それぞれの経路における精神病床入院者数や公的支出規模の急激な拡大に繋がった。
 - 「行政收容」: 1960年の精神衛生法改定後に急増。
 - 「公的扶助」: 戦後初期の旧・新生活保護法施行後に急増。
 - 「社会保険」: 1960年代の皆保険前後から急増。
- 今日の精神病床入院は、統一的な精神障害者の医療・福祉改革の結果というよりも、戦前から受け継がれた諸制度における独立した諸改革の結果。

34

1. 研究の現代的背景
2. これまでの研究の紹介
3. 「公安主義」史観の検証
4. 報告1: 精神病床入院体系における3類型の成立と展開
5. 報告2: 精神衛生法下における同意入院・医療扶助入院の研究
6. まとめと課題

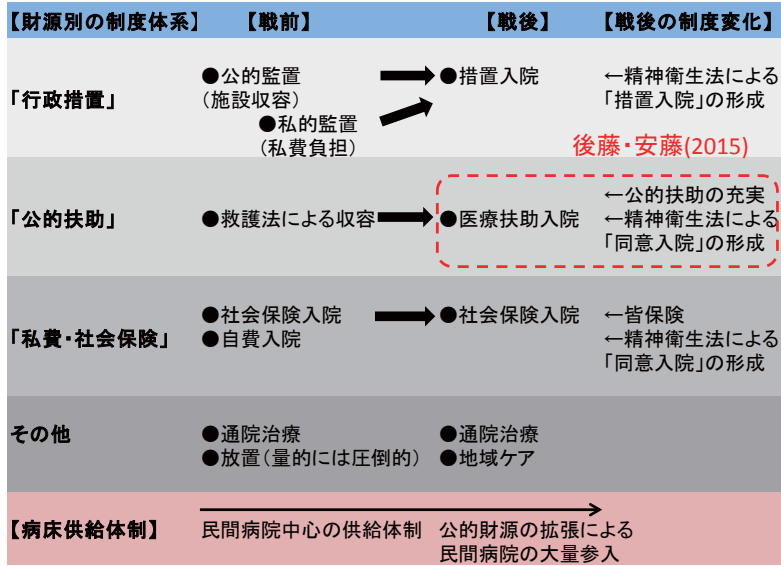
35

問いの背景

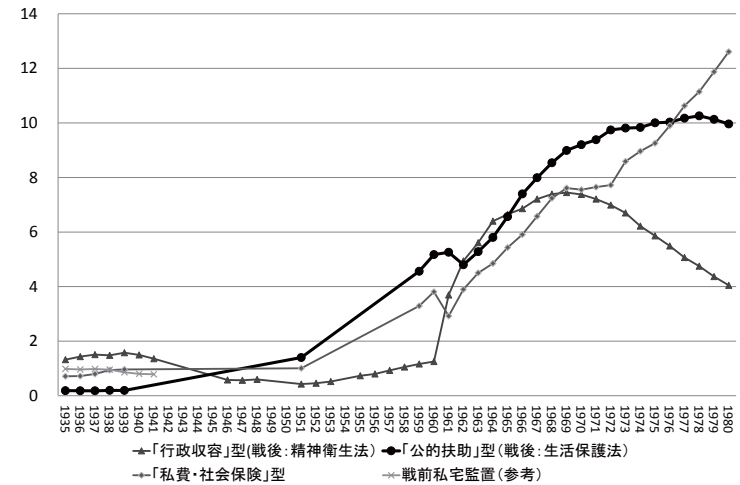
- 安藤・後藤(2014)に示されるように、戦後の精神病床入院に占める医療扶助入院の割合は戦後一貫して大きい。
- また現在の生活保護費に占める医療扶助は約50%であり、精神病棟の医療扶助入院は生活保護費の1割にも及ぶ。
- 精神病床入院や生活保護の医療扶助を考える上で、精神障害者の医療扶助入院の分析は極めて重要である。

36

精神病床入院の体系

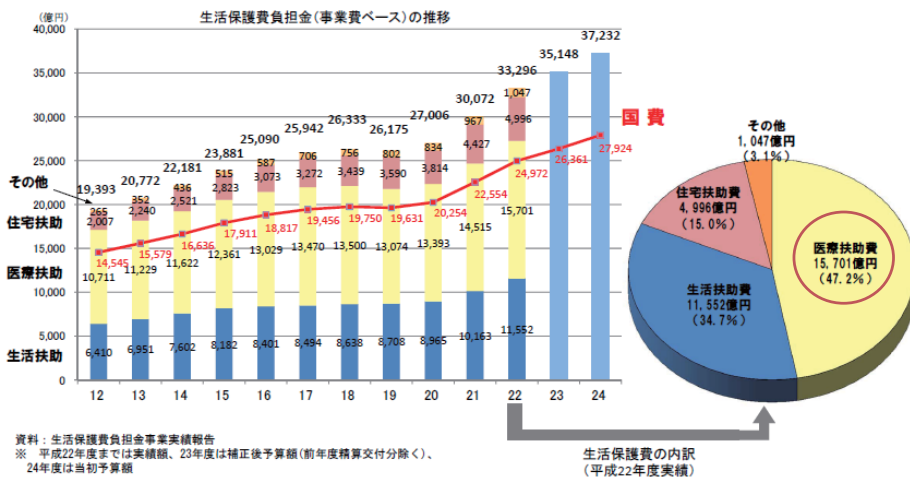


医療扶助入院は戦後の精神病床入院の主役



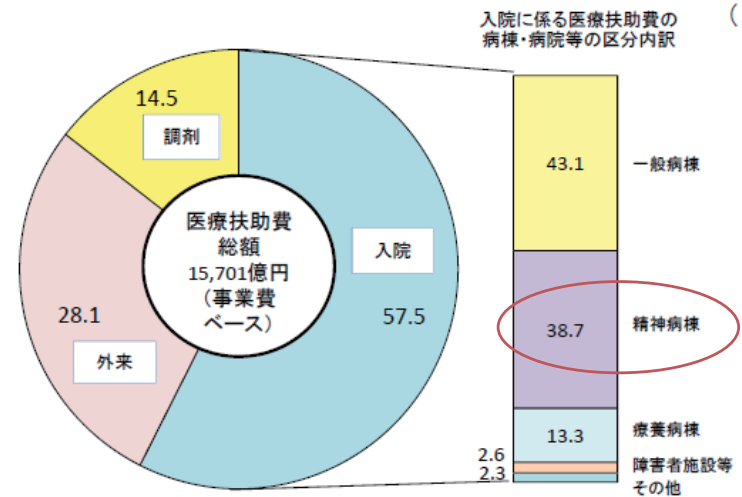
出典: 後藤・安藤(2015)

医療扶助は生活保護の約半分(約1兆6000億 in 2010)



精神病棟の医療扶助入院は生活保護費の約1割(約3500億in2010)

【医療扶助費における構成割合(平成22年度)】



リサーチ・クエスチョン

1. 1950年代から70年代にかけての同意入院と医療扶助入院の組み合わせ(同意－医療扶助入院)の規模や制度的特徴は何か？
2. 同意－医療扶助入院の運用実態や決定要因はどうなっていたのか？

41

精神衛生法で定められた入院形態

- 「措置入院」(第29条)
- 「同意入院」(第33条)
- 「仮入院」(第34条)
- それ以外に精神衛生法には規定がない「自由入院」があった。

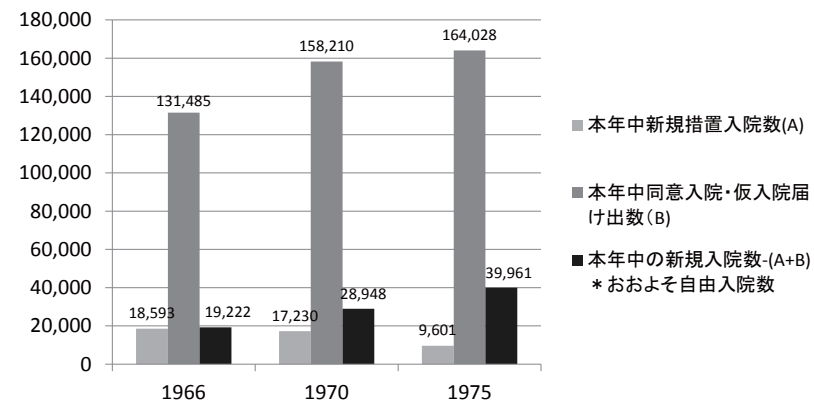
42

「入院形態」と「財源」のマトリックス

精神衛生法による入院形態の規定	入院医療費の財源		
	精神衛生法	生活保護法(医療扶助費)	社会保険・私費
措置入院	○	×	×
同意入院	×	○	○
自由入院	×	○	○

43

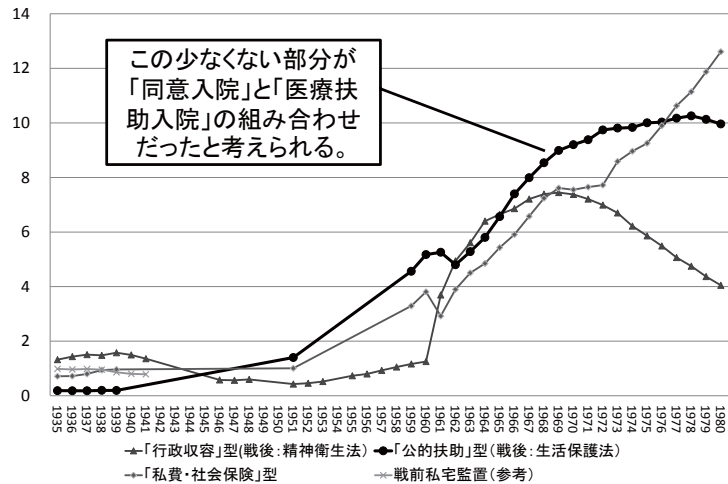
新規入院は「同意入院」が多い



出典:後藤・安藤(2015) 吉川武彦「精神衛生統計」『現代精神医学大系23c 社会精神医学と精神衛生』1980、143頁より作成

44

医療扶助入院の多くは 同意－医療扶助入院だった



45

同意－医療扶助入院への制度的インセンティブ

- 精神衛生法による入院形態
 - 措置入院: 2人以上の精神衛生鑑定医によって、「自傷他害のおそれがある」という診察結果の一致が必要。
 - 同意入院: 精神病院長が「医療及び保護のため入院の必要があると認め」た上で保護義務者の同意があればよかった。(※「同意」とは家族の同意である点に注意)
- 入院形態において同意入院が選ばれやすい制度的インセンティブ

46

同意－医療扶助入院への制度的インセンティブ

- 入院医療費の財源
 - 措置入院: 国庫補助率は**50%** (1950年の精神衛生法制定時)
 - 医療扶助入院: 国庫補助率は**80%** (1946年の旧法、50年の新法)
 - 社会保険: 1961年の国民皆保険化以前は国民全体をカバーしておらず財源保障機能は相対的に弱かった。
- 財源において医療扶助入院が選ばれやすい制度的インセンティブ

47

1959年神奈川県「保護申請綴」

- 神奈川県立公文書館に所蔵されている『昭和三十四年 精神障害者診察保護申請関係綴 第一号、第二号』の個票統計(以下「保護申請綴」)
- 「保護申請綴」は全て精神衛生法第23条による「医療及び保護の申請」によって開始された同意入院の記録
- ある程度の統計分析や事例分析が可能な個票統計 (サンプルサイズは156)

48

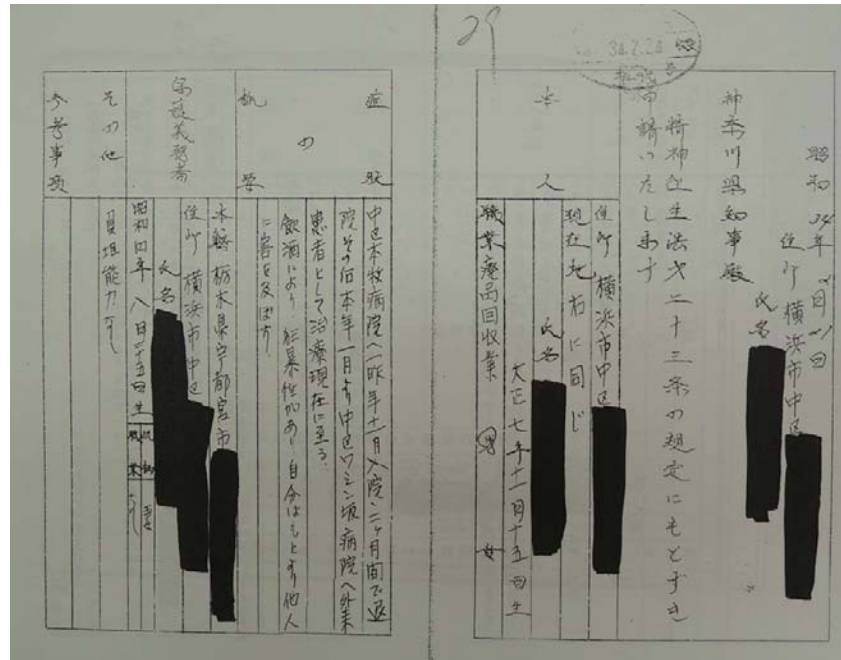
「保護申請綴」にみる 同意－医療扶助入院の制度化

□月□日づけ □保発第□□号 により申請のあつた右について保護義務者が入院治療に対して同意しているので精神衛生法第二十七条による精神鑑定には該当しない。従つて法第二十九条による措置入院(知事が強制権を發動し強制収容)の対象とならないので、法第二十二條による保護義務者の義務を履行させ、法第三十三條によつて同意入院として取扱いされたい。

なお、本人及保護義務者が経済的理由により医療費の負担能力のない場合は生活保護法の定める規定にもついで取り計うことになつているので保護の実施について何分宜しくお取計い願いたい。

衛生部長から保健所長等への当該患者の同意入院の許可文書(下線強調は著者)

- 医療費の負担能力のない場合は生活保護(すなわち医療扶助)の適用を取り計らうよう指示している。



49

50

「保護申請綴」の代表性

- 神奈川県の特長
 - 神奈川県が他都道府県とは異なる特殊な運用を行っていた可能性は少ない。
- 「保護申請綴」標本の特性
 - 「保護申請綴」の精神病患者と厚生省(1960)の在院精神障害者の平均的な属性は似通っている。
- 1959年時点の精神衛生法第23条下の同意入院であることの特長
 - 「保護申請綴」における医療扶助申請率は約65%であり、当時の同意入院における医療扶助入院の割合(著者推計)と大きな差はない。

51

「保護申請綴」の統計分析: 問題設定

- 「保護申請綴」は同意入院患者の個票
- 扶助入院の申請率は65% (申請はほぼ受理されたと考えられる)
- 患者世帯の社会経済変数(SES)と扶助申請ダミーの相関を検証することによって、申請率の決定要因について考察する。

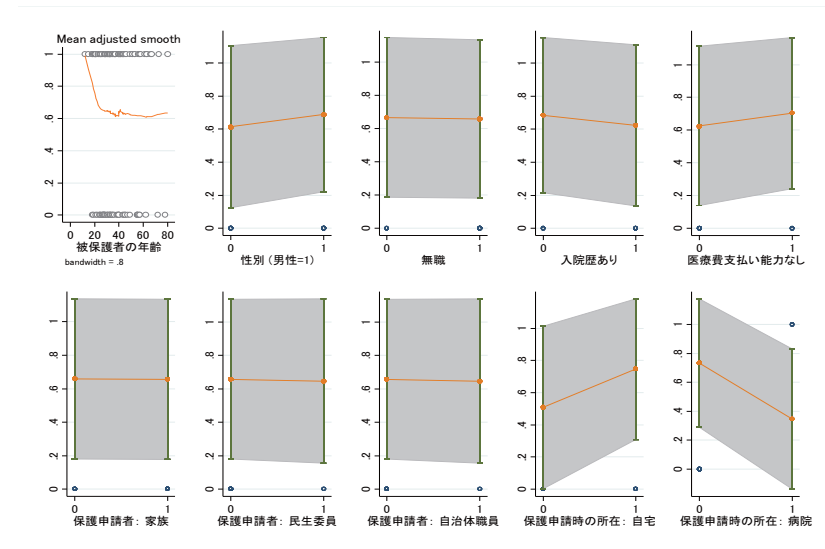
52

「保護申請綴」の統計分析： 分析結果

- 単相関：
 - 年齢、性別ダミー、無職ダミー、入院歴ダミー、保護申請者の属性などに関係なく**申請率は6割程度で一定**。

53

SESと申請率の関係



54

「保護申請綴」の統計分析： 分析結果

- 単相関：
 - 年齢、性別ダミー、無職ダミー、入院歴ダミー、保護申請者の属性などに関係なく**申請率は6割程度で一定**。
- 線形確率モデル・ロジットモデルによる分析：
 - 上記SESは扶助申請率と**有意な相関なし**。
- 含意：
 - 同意入院対象者に対する医療扶助の申請および適用が**比較的幅広い層に対して適用されていた**ことを示唆。
- 留意点：
 - 世帯構造や所得などの重要な変数は分析に用いていない。

55

「保護申請綴」の事例分析

- 問題設定
 - 統計分析では所得情報は使えない。
 - 世帯月収の記入のあるのは30件。特定の保健所に多い。
 - 欠落によるバイアスが想定されるが、所得ではなく地域的なものか。
 - 調査段階で医療扶助入院を受けていない可能性が高い20件について分析。
- 分析結果
 - **同意入院患者の世帯所得は一般世帯よりも低く偏っており、多くの世帯が医療扶助申請を行った可能性。**
 - 自由記述欄等でも同意入院患者の世帯の経済的困窮の実態の一端が明らかとなっている。

56

結論

- 同意－医療扶助入院は、戦後の精神病床入院増の中心的存在であり、この入院形態及び財源を促す制度的インセンティブも存在。
- 「保護申請綴」によると同意入院患者の世帯の多くは経済的にも困窮。年齢・性別・入院歴等に拘らず幅広く医療扶助の対象に。
- 同意－医療扶助入院における「救貧」的要素およびその変遷のさらなる検証が必要。

57

1. 研究の現代的背景
2. これまでの研究の紹介
3. 「公安主義」史観の再検証
4. 報告1:精神病床入院体系における3類型の成立と展開
5. 報告2:精神衛生法下における同意入院・医療扶助入院の研究
6. まとめと課題

58

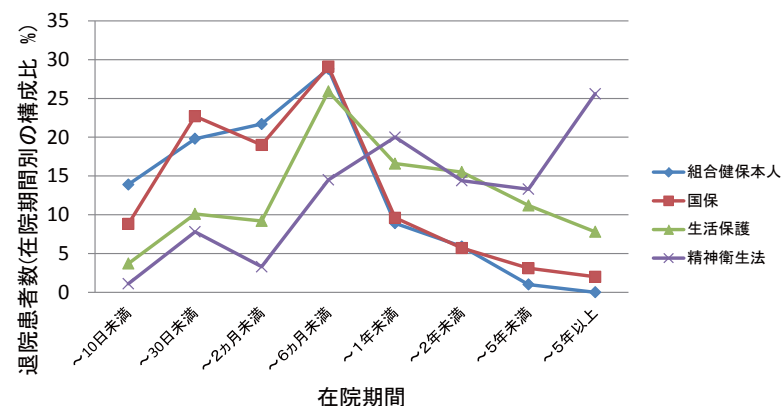
まとめと課題

- 史料分析、記述統計分析、計量分析による「公安主義」史観の実証的書き換えの試み
- 戦前・戦後を通じた精神障害者の収容・入院の全体像の再構築の試み
- 民間病院主体の病床供給体制についての実証的分析は未達。
- 入院期間の長期化の分析も未達。
- 1970年代以降の認知症患者の精神病床入院への取り込みや地域移行の試み(の失敗)など多くの事象が分析課題として浮上。

59

退院患者の在院期間： 社会保険入院<医療扶助入院<措置入院

退院患者数（在院期間別の構成比，%）1980



60

2.平成 27 年 5 月 20 日報告

「戦後日本の経済計画における社会保障政策の観点」

金子能宏（国立社会保障・人口問題研究所政策研究連携担当参与）

第 2 次世界大戦の終戦から 70 年を経た今日、少子高齢化の進行の下で日本経済の成長を持続しながら、増大する社会保障・社会福祉へのニーズに対応する政府の取り組みが重要な課題となっている。成長戦略を練るために、1991 年のバブル経済の崩壊後の長きにわたる低成長の時期、マイナス成長の時期について再考することが、近年行われてきたが、第 2 次世界大戦直後の日本経済の縮小と荒廃は、これらの時期以上に厳しいものであった。第 2 次世界大戦直後、一人当たり GDP は戦前の 1940 年代と比べて 47%にまで低下し、終戦直後から、GHQ の下で三大経済民主改革を進めるとともに価格統制や傾斜生産方式等の重点施策により日本経済を復興させることが最重要課題となった。この時期以降、政府は、内閣ごとに経済計画を立案し、各計画の理念と重点施策を用いて日本経済の復興と成長に取り組んだ。これらの経済計画とその中で指摘されるようになった国民生活向上のための社会保障の必要性を再認識することは、少子高齢化による成長率の低下という厳しい状況の下で、今後も日本経済の成長と子育て支援やワークライフバランス等の人口問題に関連する施策を含む社会保障の発展を図っていくことの根拠となる。

本研究では、このような問題意識から、昭和 30 年(1955 年)「経済自立 5 カ年計画」から昭和 63 年(1978 年)「経済経営 5 カ年計画」に至る 11 の経済計画（以下に列挙した計画）の内容について『館文庫』の原典資料を用いて計画毎に検討すると共に、館稔博士が経済計画の原典資料に記入したメモに着目して、経済計画の中で人口問題に関連する家族計画や社会保障に関連する雇用政策・所得再分配政策が認識され、後の経済計画になるほどその重要性がましていったことをエビデンスに基づいて考察する。

- ・「経済自立 5 カ年計画」（昭和 31-35 年度）
- ・「新長期経済計画」（昭和 33-37 年度）
- ・「国民所得倍増計画」（昭和 36-45 年度）
- ・「中期経済計画」（昭和 39-43 年度）
- ・「経済社会発展計画」（昭和 42-46 年度）
- ・「新経済社会発展計画」（昭和 45-50 年度）
- ・「経済社会基本計画」（昭和 48-53 年度）
- ・「昭和 50 年代前期経済計画」（昭和 51-55 年度）
- ・「新経済社会 7 カ年計画」（昭和 54-60 年度）
- ・「1980 年代経済社会の展望と指針」（昭和 58-65 年度）
- ・「経済経営 5 カ年計画」（昭和 63-67 年度）

経済計画の後半の時期は、財政政策・公共事業によって経済成長を促進することは、公共投資による交通・港湾・公共施設等の社会共通資本の整備と重なることから、計画の立て方も経済計画よりも国土総合開発計画に重点を移していった。その結果、内閣ごとに経済計画をたてることは昭和 63 年「経済経営 5 カ年計画」で終わることとなった。

ここに至る多くの経済計画の中で、館稔博士は、昭和 30 年(1955 年)「経済自立 5 カ年計画」で「社会保障の強化」が一項目とされその中で「家族計画の普及徹底」が指摘されていることを示している。また、昭和 40 年(1965 年)「中期経済計画」では「社会資本の整備」と「社会保障の充実」が独立した項目としてあげられていたことを指摘している。

少子高齢化の進行の下で経済成長と増大する社会保障に対するニーズに応える政策を共に進めることが重要な課題となっている今日、戦後の経済復興・成長と社会保障の整備・拡充を、内閣毎に経済計画という政府一体の方針と政策の重点項目を示して進めてきた経験は、現在もなお貴重な示唆を示している。



戦後日本の経済計画における社会保障政策の観点

金子能宏
国立社会保障・人口問題研究所
政策研究連携担当参与

戦後の経済計画一覧(昭和30～63年度)



昭和22年(1947)「日本経済再建の基本問題」(外務省中心に作成された計画)
昭和25年(1950)「自立3カ年計画」(朝鮮動乱という事態急変の下で実現せず)→本格的な日本の経済計画は昭和30年の鳩山内閣で作られた「経済自立5カ年計画」

計画の名称	経済自立5カ年計画	新長期経済計画	国民所得倍増計画	中期経済計画	経済社会発展計画	新経済社会発展計画	経済社会基本計画
策定年月	昭和30年12月(諮問30.7答申30.12)	昭和32年12月(32.8 32.11)	昭和35年12月(34.1 39.11)	昭和40年1月(39.1 39.11)	昭和42年3月(41.5 42.2)	昭和45年5月(44.9 45.4)	昭和48年2月(47.8 48.2)
策定時内閣	鳩山内閣	岸内閣	池田内閣	佐藤内閣	佐藤内閣	佐藤内閣	田中内閣
計画期間	昭和31～35年度(5カ年)	昭和33～37年度(5カ年)	昭和36～45年度(10カ年)	昭和39～43年度(5カ年)	昭和42～46年度(5カ年)	昭和45～50年度(6カ年)	昭和48～53年度(5カ年)
計画の目的	経済の自立 完全雇用	極大成長 生活水準向上 完全雇用	同左	ひずみ是正	均衡がとれた充実した経済発展への発展	均衡がとれた経済発展を通じた住みよい日本の建設	国民福祉の充実と国際協力の推進の同時達成
計画の名称	昭和50年代前期経済計画	新経済社会7カ年計画	1980年代経済社会の展望と指針	経済運営5カ年計画			
策定年月	昭和51年5月(50.7 51.5)	昭和54年8月(53.9 54.8)	昭和58年8月(57.7 58.8)	昭和63年5月(63. 63.)			
策定時内閣	三木内閣	大平内閣	中曽根内閣	竹下内閣			
計画期間	昭和51～55年度(5カ年)	昭和54～60年度(7カ年)	昭和58年度～65年度(8カ年)	昭和63年度～67年度(5カ年)			
計画の目的	我が国経済の安定的発展と充実した国民生活の実現	安定した成長軌道への移行、国民生活の質的充実と国際経済社会発展への貢献	①適度な成長の下での完全雇用、物価の安定、対外均衡の確保 ②行政の改革と財政の改革	①多様な国民生活の実現 ②地域経済社会の均衡ある発展 ③対外不均衡の是正と世界への貢献			

資料出所: 降矢憲一(1991)「わが国の経済計画の役割とその推移」日本大学・経済科学研究所紀要 第15号

戦後の経済計画の成長率目標と実績



第1表 経済計画の成長率目標と実績

	目標	実績	乖離
1 経済自立5カ年計画	5.0%	8.7%	3.7%
2 新長期経済計画	6.5	9.9	4.4
3 国民所得倍増計画	7.2	10.7	3.5
4 中期経済計画	8.1	10.6	2.5
5 経済社会発展計画	8.2	10.9	2.7
6 新経済社会発展計画	10.6	6.1	△4.5
7 経済社会基本計画	9.4	4.1	△5.3
8 昭和50年代前期経済計画	6%強	5.0	△1.0
9 新経済社会7カ年計画	5.7%前後	5.2	△0.5
10 1980年代経済社会の展望と指針	4.0%程度	(4.1)	0.1
11 経済運営5カ年計画	3 $\frac{3}{4}$ %程度	()	

1. 昭和30年12月
2. 昭和32年12月
3. 昭和35年12月
4. 昭和40年1月
5. 昭和42年3月
6. 昭和45年5月
7. 昭和48年2月
8. 昭和51年5月
9. 昭和54年8月
10. 昭和58年8月
11. 昭和63年5月

資料出所: 降矢憲一(1991)「わが国の経済計画の役割とその推移」日本大学・経済科学研究所紀要 第15号

「経済自立5カ年計画」(昭和30年 閣議決定)



- 目的: 経済の自立を達成し、且つ増大する労働力人口に充分な雇用の機会を与えるということは、今日わが国経済に課せられている大きな課題である。経済の安定を維持しつつこの問題を解決するためには、総合的、且つ、長期にわたる計画を樹立し、個人及び企業の創意を基調とした経済体制のもとで、必要な限度において規制を行うこととし、国民全般の協力を得て計画の目標に対して一歩一歩着実に前進してゆかねばならない。このため、昭和三五年度を目標年次として、昭和三一年度以降五カ年間にわたるしかし日本経済における諸問題のうちこの計画期間中には完全な解決を期待できない問題もあるので、経済自立五カ年計画を策定した。
- これらについてはより長期的な観点に立って方策を講ずるものとする。また、計画の目標数字は必ずしも固定的なものとは考えず、その時時における経済情勢に即応しつつ弾力的な運用に努めるものとする。

資料出所: 国立国会図書館 リサーチ・ナビ 「経済自立5カ年計画について」
<https://rnavi.ndl.go.jp/politics/entry/bib01231.php>

「経済自立5カ年計画」→計画達成の施策に民政雇用が挙げられている。

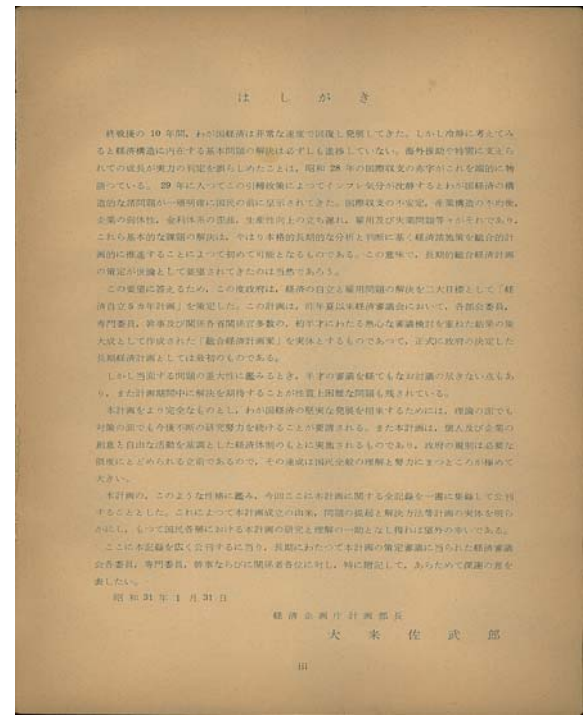


- (前提)この計画策定の前提として、次の諸条件を想定する。
- 一、国際政局には基本的な変化はない。
- 二、世界の生産および貿易は漸次上昇をみるものとする。
- 三、貿易制限は次第に緩和するが、通貨の自由交換性の回復は完全な形では期待されない。また、世界の輸出競争は激化するものとする。
- 四、ガット加入の影響でわが国に対する関税の引下げも相当進捗するものとするが、各国の自国産業保護の政策は依然として相当強いものとする。
- 五、賠償交渉は計画期間の前期において何れも解決し、且つ、東南アジアに対する先進諸国の援助をも想定し同地域との貿易は活発化するものとする。
- 六、中共及びソ連との貿易に関しては漸次政治的制限は緩和され、経済面におけるわが国との関係も改善されるものとする。
- 七、特需収入は計画の最終年次においては期待しないものとする。
- 八、現行の為替レートの変更はしないものとする。
- 九、物価については極力引下げの方針がとられるものとする。
- (以下項目のみ掲載)
- 第一部 計画の内容：I 計画の方向、II 国民総生産および総支出、III 部門別の計画、
- 第二部 計画達成のための必要な施策：I 鉱工業、II 農林水産業、III 貿易、IV 交通通信、V 公共事業、VI 住宅建設、VII 民生雇用、VIII 財政金融

資料出所：国立国会図書館 リサーチナビ「経済自立5カ年計画について」
<https://rnavi.ndl.go.jp/politics/entry/bib/01231.php>

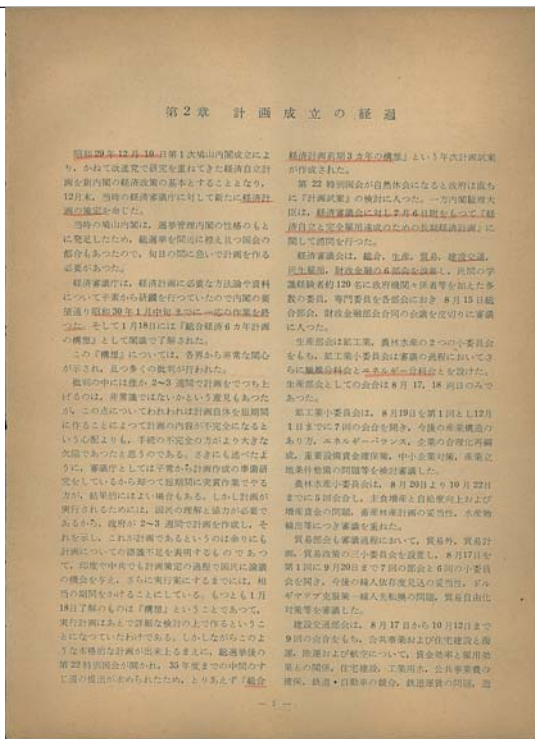
5

「経済自立5カ年計画」(昭和30年)はしがき



6

「経済自立5カ年計画」(昭和30年) 経済審議会における民政雇用部会を設けること



7

「経済自立5カ年計画」(昭和30年)の審議にあたった経済審議会の構成



- 経済審議会は、長期経済計画の審議のために、総合、生産、貿易、建設交通、民生雇用、財政金融の6部会を設置した。民間の学識経験者127名を委員、専門委員として任命し、他に、関係官庁から138名が専門委員および幹事として参加、合計265名の審議会となった。委員・臨時委員・専門委員の延べ数は225名、内訳は、一般経団体14、業界団体27、産業界企業36、金融機関28、労働組合2、大学16、マスコミ3、官庁84、その他15。
- 「経済自立5カ年計画」の審議に当たった経済審議会委員：民生雇用部会：部会長 有沢広巳(東京大学教授)栗木幹(三井鉱山社長)村瀬直養(商工組合中央金庫理事長)
- 「経済自立5カ年計画」の目的は、経済成長が鈍化するという見通しのなかで、「経済自立」のために不可欠な産業構造の高度化と、政治的安定の面から求められる「完全雇用」を両立させた将来図を描くことにあった。また、「1960年のアメリカ経済」は、総支出面について、複数のパターンを比較する方法をとっていたが、「経済自立5カ年計画」は1つのパターンだけを提示した。
- この点について、山田雄三(一橋大学教授)は、「日本のように利害対立が激しく、かつ不確定要因の強い場合には、幾つかのパターンを比較することが望ましい」と、批判した。
- 山田雄三：1927年旧制東京商科大学(現一橋大学)卒。1929年同助手。1934年同予科教授。1935年助教授、1941年教授。1949年～63年まで東京経済大学教授を兼任。一橋大学教授、1955年経済学部長。「所得倍増計画」の策定に参加。66年退官。社会保障研究所(現国立社会保障・人口問題研究所)初代所長。

8

資料出所：浅井良夫(1999)「経済5カ年計画」の成立(3)『成城大学経済研究』(147)

「経済自立5か年計画」(昭和30年)の社会保障の観点:
「第2部 計画達成のために必要な施策」



- 計画達成のために必要な施策として、(1)産業基盤の強化、(2)貿易の振興、(3)国内自給度の向上と外貨負担の軽減、(4)国土の保全と開発の促進、(5)科学技術の振興、(6)中小企業の育成、(7)雇用の拡大及び社会保障の充実、(8)健全財政の堅持と金融の正常化、(9)物価の安定、(10)国民生活の安定と消費の節約の10項目の「基本的な施策」が掲げられた。
- 「報告書」によれば、上記の3兆6000億円にのぼる投資も、雇用に対する直接的効果はあまり期待できない。1953(昭和28)年と較べて、第1次部門で105万人、第2次部門で100万人、第3次部門で210万人の計415万人の雇用増となるが、なお100万人を超える完全失業者が生じる可能性が高い。
- 雇用増のうち、第1次部門が25%、第2次部門が24%、第3次部門が51%を吸収することが想定されている。第1次部門が「潜在的失業者」で溢れていると述べているが、他方で、第1次部門が第2次部門とほぼ同数の労働力を吸収すると仮定している。雇用は、第2次部門の雇用率の高い産業や労働集約的な中小企業である程度吸収されるであろうが、経済全般を通じる潜在失業は吸収不可能である。
- すなわち、報告書の主張は、雇用問題の産業構造的な解決には限界があるので、社会保障の拡充、公共投資による計画的雇用などの国の施策が求められる。要するに、過剰労働力の大半は第1次部門と第3次部門で吸収せざるをえない、それでも吸収できない労働力は、政府が失業対策で面倒を見るべきだと言う主張である。

資料出所: 浅井良夫(1999)「経済5か年計画」の成立(3)『成城大学経済研究』(147)

「経済自立5か年計画」(昭和30年)民政雇用・社会保障の強化

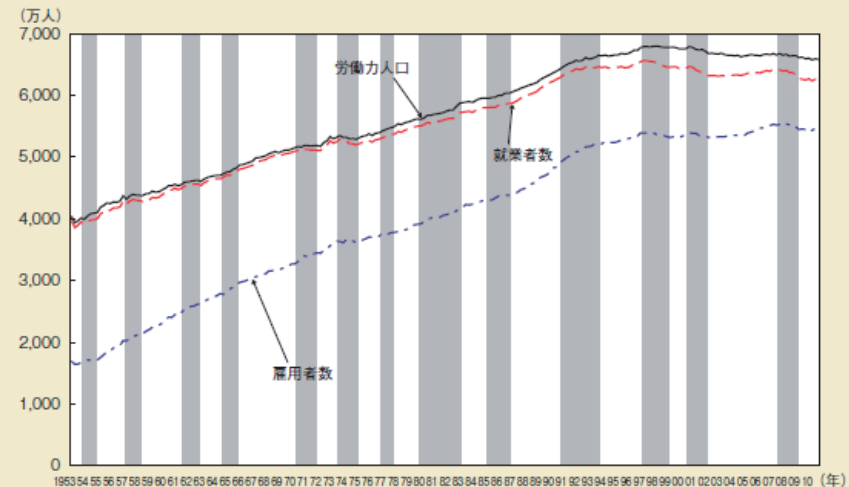


経済自立5か年計画から国民皆保険への動き



- 政府は1955年12月「経済自立5か年計画」を策定し、「社会保障の強化」等を提唱した。翌1956(昭和31)年1月、「国民を包含する総合的な医療保障を達成することを目標に計画を進めていく」という国民皆保険構想を政府の方針として初めて公式に明らかにした。
- 同年11月に発表された社会保障制度審議会「医療保障制度に関する勧告」等を契機として、政府は1957(昭和32)年4月、厚生省に国民皆保険推進本部を設置し、1957年度を初年度とする「国民健康保険全国普及4か年計画」(以下「国民皆保険計画」という。)に着手することになった。
- 国民皆保険の実現に先立ち、1958(昭和33)年6月には、現行の診療報酬体系の骨格となる診療報酬点数表が告示され、同年10月から実施された。また、国民皆保険後の保険医療では、1962(昭和37)年に保険診療において抗生物質、抗がん剤、副腎皮質ホルモン等の使用を認可するなど、いわゆる制限診療の撤廃が行われた。

第1-(1)-26図 労働力人口・就業者数・雇用者数の推移



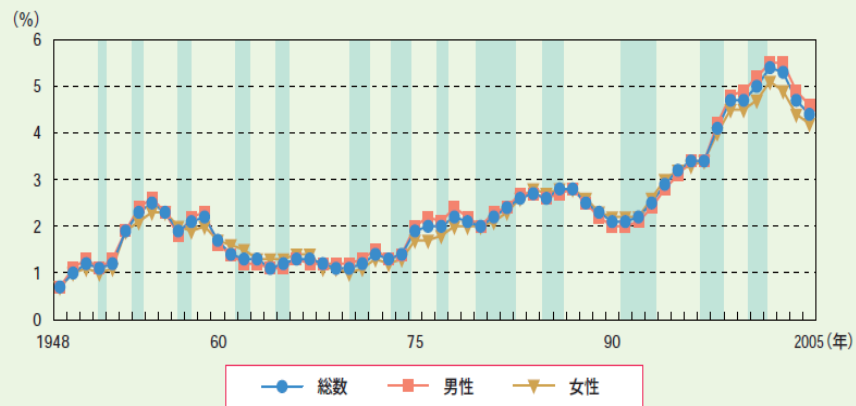
資料出所 総務省統計局「労働力調査」
(注) 1) データは四半期値(季節調整値)。また、グラフのシャドー部分は景気後退期(ただし、2007年10月を景気の山とし、2009年3月を景気の谷とする景気後退期は暫定)。
2) 1973年7月以降は沖縄を含む。
3) 四半期値は、月次の季節調整値を単純平均したものの。

資料出所: 厚生労働省「労働市場の分析」

戦後の完全失業率の推移



図表1-3-3 完全失業率の推移

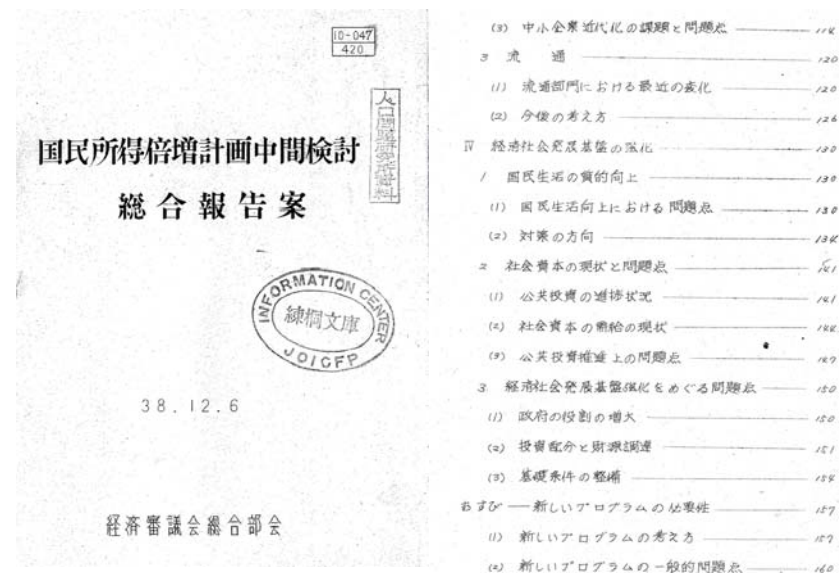


資料：総務省統計局「労働力調査」、厚生労働省職業安定局「職業安定業務統計」
 (注) グラフのシャドー部分は景気後退期

資料出所：厚生労働省「労働市場の分析」

13

国民所得倍増計画(昭和35年12月策定)



資料出所：館文庫（左上：表紙、右上：目次の抜粋(国民生活向上部分)）

14

「国民所得倍増計画」について



- 昭和35年12月27日 閣議決定
- 別冊「国民所得倍増計画」をもって、昭和三十二年十二月十七日閣議決定の「新長期経済計画」に代えるものとするが、今後における経済の運営にあたっては、内外経済の実勢に応じて弾力的に措置するものとし、とくに別紙「国民所得倍増計画の構想」によるものとする。
- (1) 計画の目的
- 国民所得倍増計画は、速やかに国民総生産を倍増して、雇用の増大による完全雇用の達成をはかり、国民の生活水準を大巾に引き上げることを目的とするものでなければならない。この場合とくに農業と非農業間、大企業と中小企業間、地域相互間ならびに所得階層間に存在する生活上および所得上の格差の是正につとめ、もって国民経済と国民生活の均衡ある発展を期さなければならない。
- (2) 計画の目標
- 国民所得倍増計画は、今後一〇年以内に国民総生産二六兆円(三三年度価格)に到達することを目標とするが、これを達成するため、計画の前半期において、技術革新の急速な進展、豊富な労働力の存在など成長を支える極めて強い要因の存在にかんがみ、適切な政策の運営と国民各位の協力により計画当初三カ年について三五年度一三兆六千億円(三三年度価格一三兆円)から年平均九%の経済成長を達成し、昭和三八年度に一七兆六千億円(三五年度価格)の実現を期する。

資料出所：国立国会図書館 リサーチ・ナビ「国民所得倍増計画について」
<https://rnavi.ndl.go.jp/politics/entry/bib01354.php>

15

「国民所得倍増計画」について→社会保障と社会福祉が計画の項目に挙げられる



- (3) 計画実施上とくに留意すべき諸点とその対策の方向
- 経済審議会の答申の計画は、これを尊重するが、経済成長の実勢はもとより、その他諸般の情勢に応じ、弾力的に措置するとともに、経済の実態に即して、前記計画の目的に副うよう施策を行わなければならない。特にこの場合次の諸点の施策に遺憾なきを期するものとする。
- (イ) 農業近代化の推進、(ロ) 中小企業の近代化、(ハ) 後進地域の開発促進(南九州、西九州、山陰、四国南部等を含む。)
- (ニ) 産業の適正配置の推進と公共投資の地域別配分の再検討
- (ホ) 世界経済の発展に対する積極的協力
- 「国民所得倍増計画」別冊(項目のみ掲載)
- 第一部 総説：I 計画作成の基本的態度、II 計画の課題、III 目標年次における経済規模と構造
- 第二部 政府公共部門の計画：I 計画における政府の役割、II 社会資本の充足、III 人的能力の向上と科学技術の振興、IV 社会保障の充実と社会福祉の向上、V 財政金融の適正な運営
- 第三部 民間部門の予測と誘導政策：I 民間部門の地位、II 貿易および経済協力の促進、III 産業構造の高度化と二重構造の緩和、
- 第四部 国民生活の将来：I 雇用の近代化、II 消費水準の向上と高度化、III 国民生活の将来

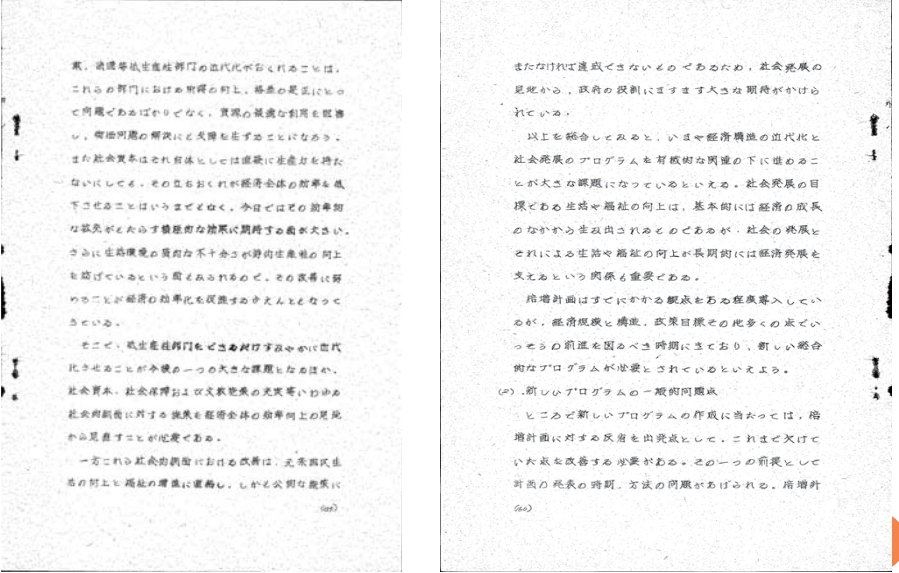
資料出所：国立国会図書館 リサーチ・ナビ「国民所得倍増計画について」
<https://rnavi.ndl.go.jp/politics/entry/bib01354.php>

16

「国民所得倍增計画」(昭和35年)における社会保障政策の位置づけ ←都村敦子(1967)「経済計画の変遷と社会保障」『季刊社会保障研究』第3巻2号

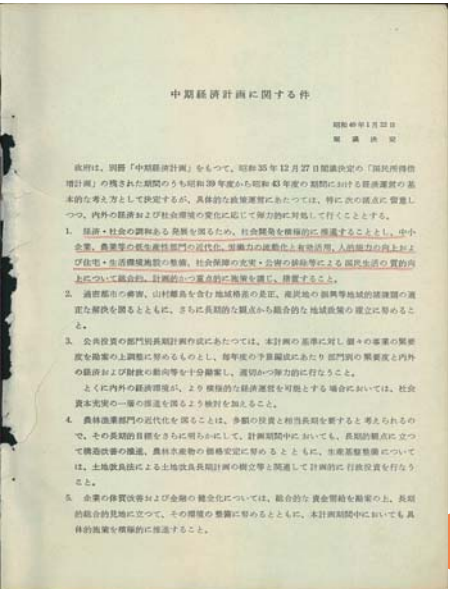
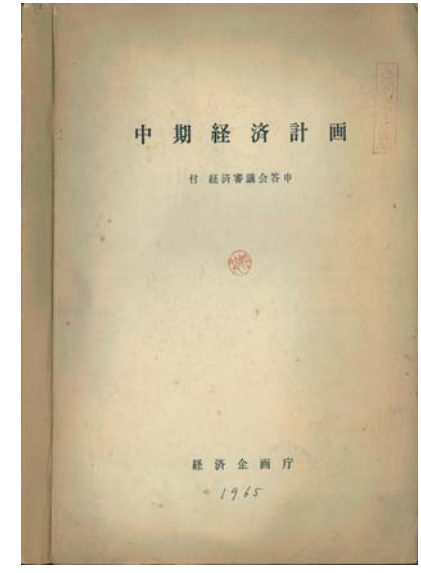
- 社会保障や社会資本が経済計画の歯車とかがうじてかみ合ってきたのは、「倍增計画」では経済活動の分野を政府公共部門と民間部門(と二分し、前者については、兵体的で実行可能な計画を作成し、後者については予測的なものにとどめることになったからである。従来の産業中心の計画では組み入る余地のなかった社会保障が、「倍增計画」では政府の果たすべき重要な役割の柱の一つとしてクローズ・アップされてきたのである。
- 計画策定に際し社会保障小委員会が設置された。
- 社会保障の分野で特に注目すべき問題点は次のごとくである。
- 第1に、社会保障の諸制度の一般的な基準となる最低生活水準の考え方について述べているととである。従来絶対的なものと考えられがちであった最低生活という概念色一般社会生活の推移に対応していく相対的なものであるとし、生活保護基準はもとより最低賃金、一般失業対策事業賃金等の問題に関する出発点を指し示した意義は大きいだろう。
- 第2に、生活保護階層への転落要因の55.9%(イギリスの場合は21.3%)は傷病を原因とするという調査結果をとりあげ、わが国では貧困と疾病の悪循環が顕著なことを指摘し、医療の問題に重点を指向すべきであるとしている点である。
- 第3に、所得保障および福祉対策は計画の柱となるものであり、特に失業の場合の生活保障は計画の前提となっている労働力移動の円滑化を図る上で重要な役割を果たすという点である。
- 第4に、過去10年間の実績額から求めた推定であるから問題を含んでいる(過去の社会保障の規模は社会的緊張の緩和に対して有効的な大きさであったとはいえず)が、国民に対する振替所得の割合という形で、将来の社会保障の規模の可能性を明らかにしたことは前進であろう。この推定によれば、振替所得の対国民所得比は基準年次(31~33年度平均)の4.8%から昭和45年には約7%に増加することになる。ただし最終的な計画では、他の部門との関係で6.1%にカットされ、振替所得は基準年次の3,804億円から45年には1兆2,934円台になるものとされた。

「国民所得倍增計画」中間検討総合報告案における近代部門と後発部門の格差是正と福祉の重要性の指摘



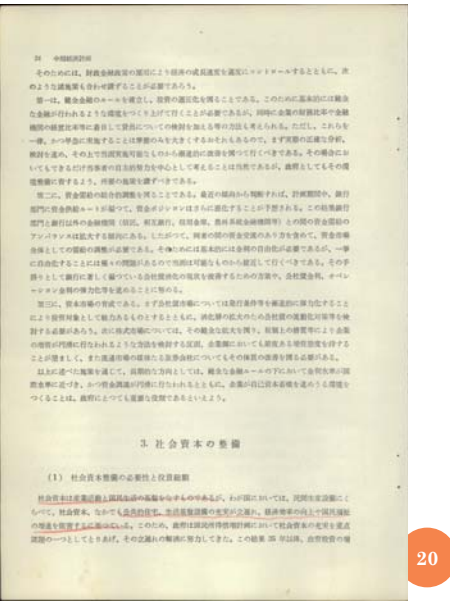
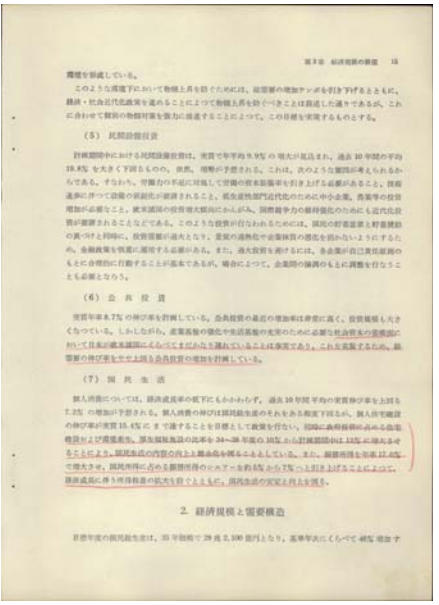
資料出所: 館文庫「国民所得倍增計画中間検討総合報告案」

「中期経済計画」(昭和40年1月)「はしがき」における社会保障の言及



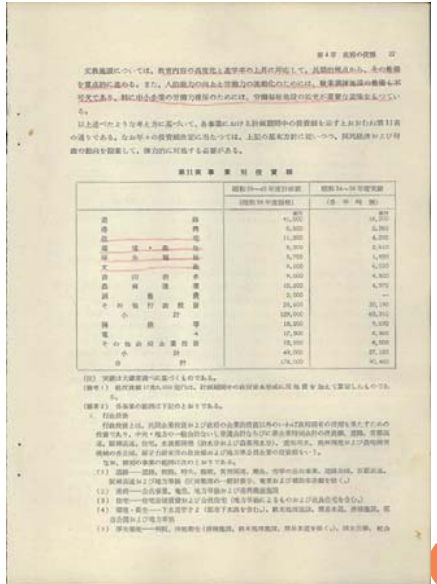
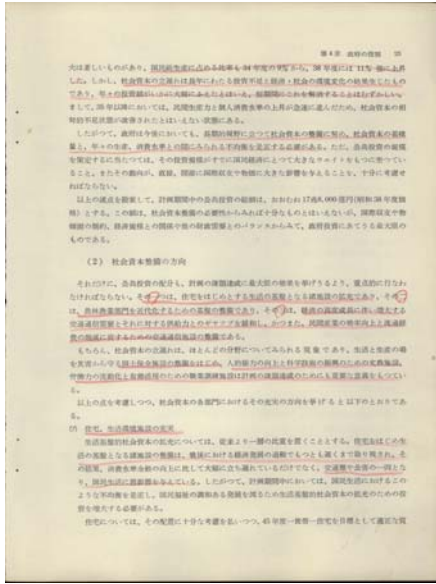
資料出所: 館文庫「中期経済計画」

「中期経済計画」(昭和40年1月)における社会保障関連の言及



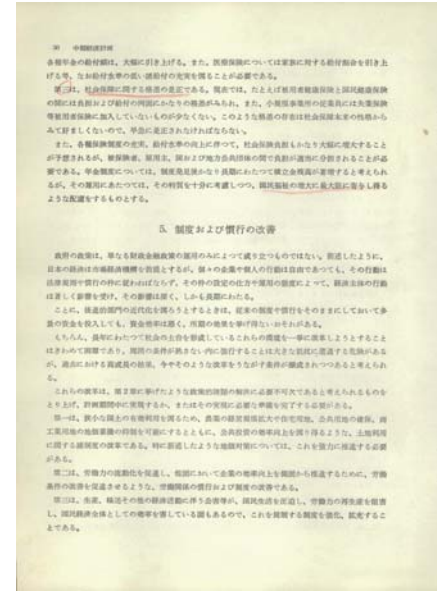
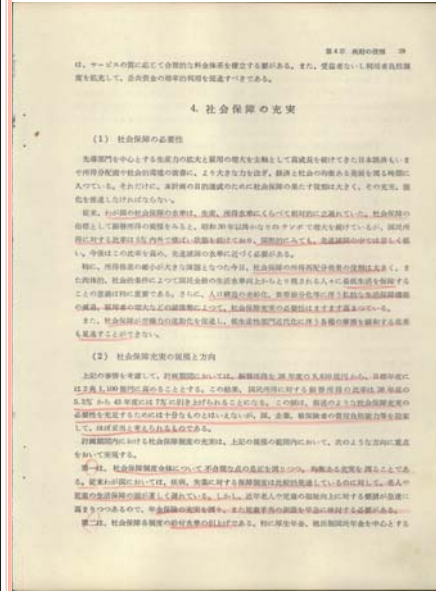
資料出所: 館文庫「中期経済計画」

「中期経済計画」(昭和40年1月)における社会保障関連の言及



資料出所: 館文庫「中期経済計画」

「中期経済計画」(昭和40年1月)における社会保障関連の言及



資料出所: 館文庫「中期経済計画」

「中期経済計画」における社会保障の位置づけの進展と課題



←都村敦子(1967)『経済計画の変遷と社会保障』『季刊社会保障研究』第3巻2号

- この計画は、経済成長基盤の整備と歪みは是正を2大課題とするが、全体として従来の高成長-高投資-高成長という発展パターンを否定せず、高度成長を続ける中で歪みは是正しようとの姿勢をとっている点に一つの問題があったと言える。
- 社会保障と社会資本は車の両輪であり、2本立で拡充されることが必要であるが、「中期計画」では課題達成のための手段の中で社会保障の充実と社会資本の両方を中核にしている点は注目される。社会資本に関しては、その立ち遅れが産業の生産性を低め、同氏の生活内容の充実を妨げている点、また社会保険は、経済発展に伴って所得再分配の必要性と可能性が増している点からその意義を重視している。これら両者に対する要請が強まったのは、高度成長が種々の歪を発生させ、ここに政府公共部門の果たす機能が、従来の成長中心から国民生活の安定へと変化、発展したからである。
- 社会保障の意義が確認されてきたことは事実であるが、実際に社会保障水準を計画の中に位置づける段階になると決して十分とはいえない線にとどまっていた。振替所得は38年度の9,610億円から43年度には2兆1,100億円と約2.2倍に増額(年率17%の伸び)されることになった。その結果、国民所得に対する振替所得の比率は38年の5.3%から43年には7%に上昇することになったが、これは過去のトレンドを伸ばした値にほぼ近く、大幅な引上げとはいえない。「増進計画中間検討」では目標を10%にすべきとの提言があったし、また中期モデルのシミュレーションにおける社会保障重視型は振替所得の対国民所得比を10%にするものであったが、制約条件や引上げに対する抵抗があり結局7%に決定した。
- 社会保障の進むべき方向としては(1)制度全体の均衡ある発展、(2)年金を中心とする各制度の給付水準の引上げ、(3)格差の是正等をあげている。

1960(昭和35)年~1975(昭和50)年の期間の年金・所得保障の拡充(年表)



年・月	年金・所得保障関連施策	経済計画	
1961 (昭和36)	4月	国民年金の保険料の徴収開始。国民年金法 全面施行。国民皆年金体制。	国民所得増進計画 (昭和36~45年度)
	4月	手作業による紙帳管理(国民年金)	
	8月	紙テープデータ管理(厚生年金) {1961年度~2001年度 市町村が国民年金の収納業務を行う。}	
1962 (昭和37)	3月	紙テープ管理に加え、磁気テープ(電子計算システム)による中央一元管理始まる(厚生年金)	中期経済計画(昭和39~43年度)
	7月	社会保険庁が発足。	
1965 (昭和40)	4月	給付水準の改善、「1万円年金」の実現、厚生年金基金制度の創設。	新経済社会発展計画 (昭和45~50年度)
		紙帳管理に加え、磁気テープ(電子計算システム)による管理始まる(国民年金) 在職老齢年金制度	
1969 (昭和44)		「2万円年金」の実現(標準的な厚生年金額2万円、国民年金も夫婦2万円)	経済社会発展計画 (昭和42~46年度)
1970 (昭和45)	7月	(~1972年6月) 特例納付制度(国民年金の納付場所は社会保険事務所と金融機関)	
1971 (昭和46)	5月	児童手当法公布	新経済社会発展計画 (昭和45~50年度)
1972 (昭和47)	1月	児童手当法施行	
1973 (昭和48)		年金給付の物価スライド制度、賃金再評価の導入(「5万円年金」の実現)	

資料出所: 社会保障審議会年金部会(第3回)平成14年4月 資料3「公的年金制度の歩みとこれまでの主な制度改正」、及び日本橋労働管理事務所・特定社会保険労務士 島田俊男「年金年表」
http://www.geocities.jp/wfnx963/nenpyou-nenkin0807.html より、筆者作成。

3.平成27年6月25日報告

「東アジアの長期人口変動」

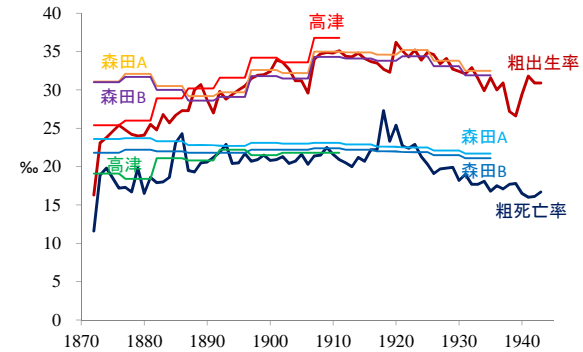
鈴木透（国立社会保障・人口問題研究所人口構造研究部長）

東アジアの長期人口変動

国立社会保障・人口問題研究所 鈴木透

1

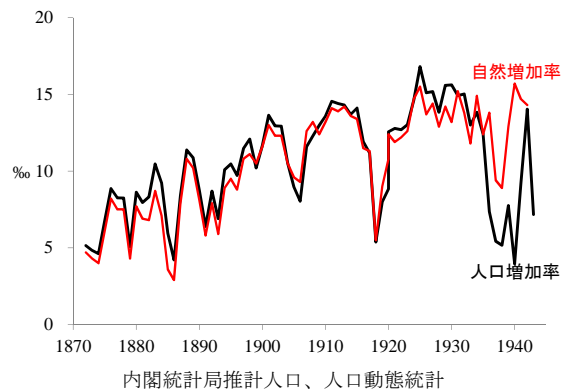
日本の自然動態率(1872～1943年)



森田優三『人口増加の分析』1944
 高津英雄『明治年間に於ける我国人口増加の分析(一)』日本統計協会雑誌第8号、1946
 高津英雄『明治年間に於ける我国人口増加の分析』統計、第12号、1948
 高津英雄『明治五年以降我国人口の推計』統計局研究彙報創刊号、1950
 (館徐『戦後の日本人』毎日新聞社人口問題調査会編『日本の人口問題』1950より)

2

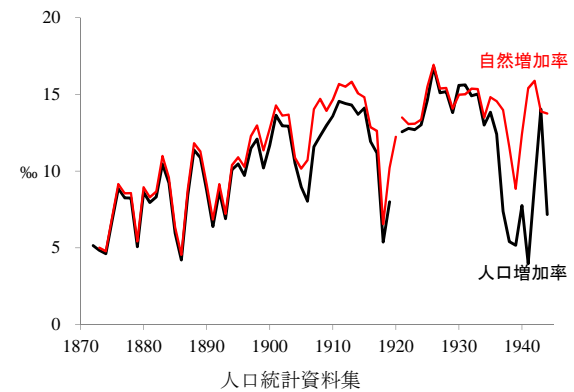
日本の人口増加率と自然増加率(1872～1943年)



内閣統計局推計人口、人口動態統計

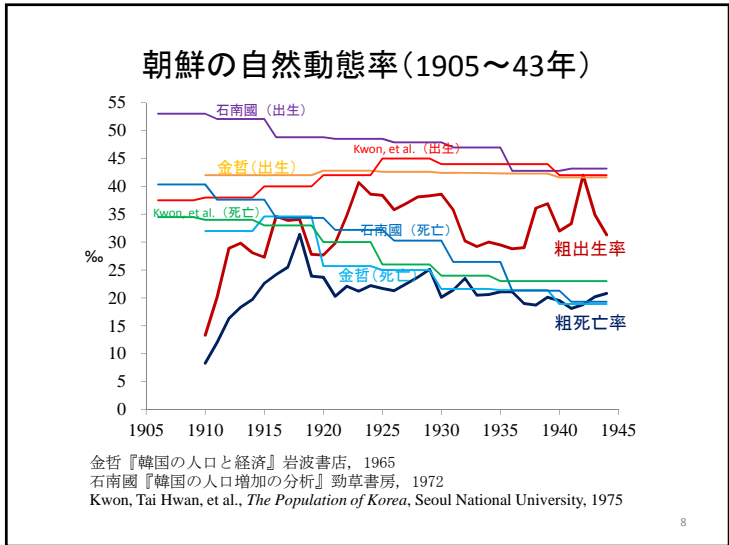
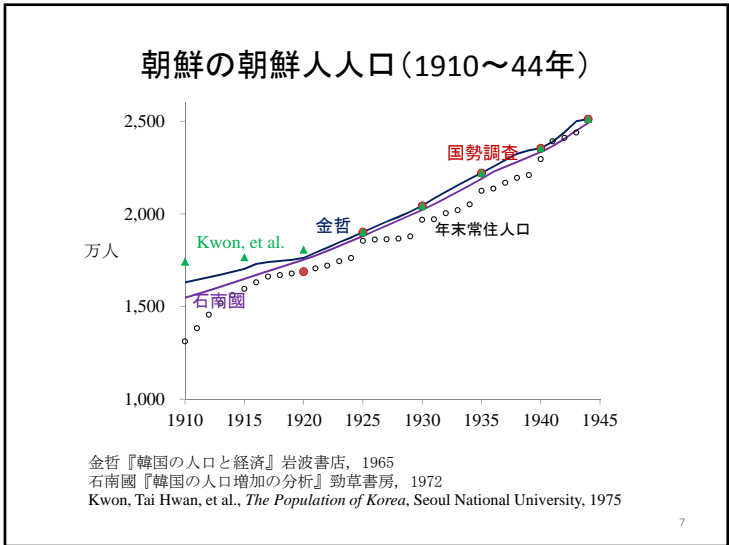
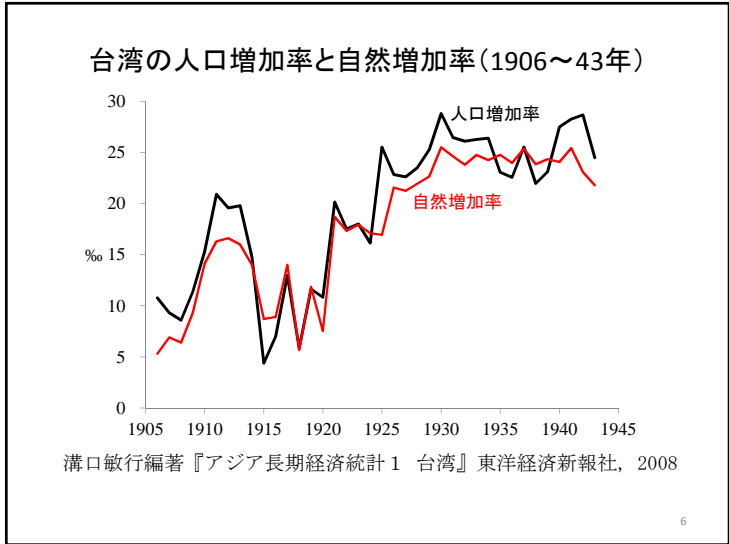
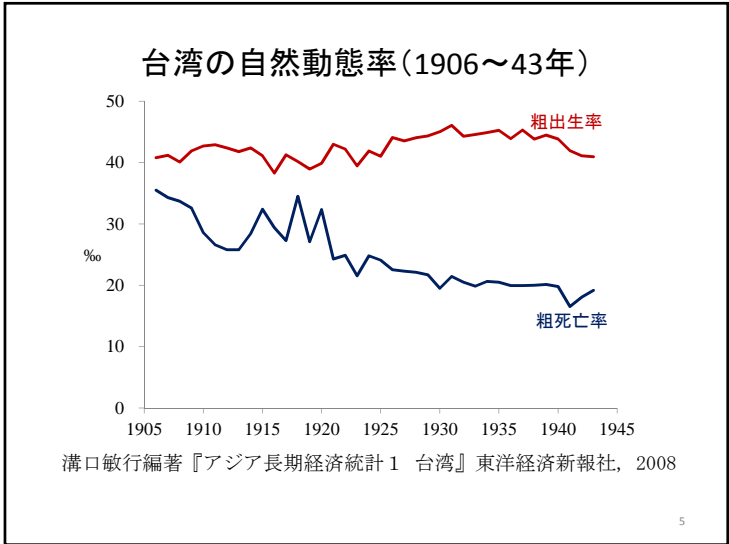
3

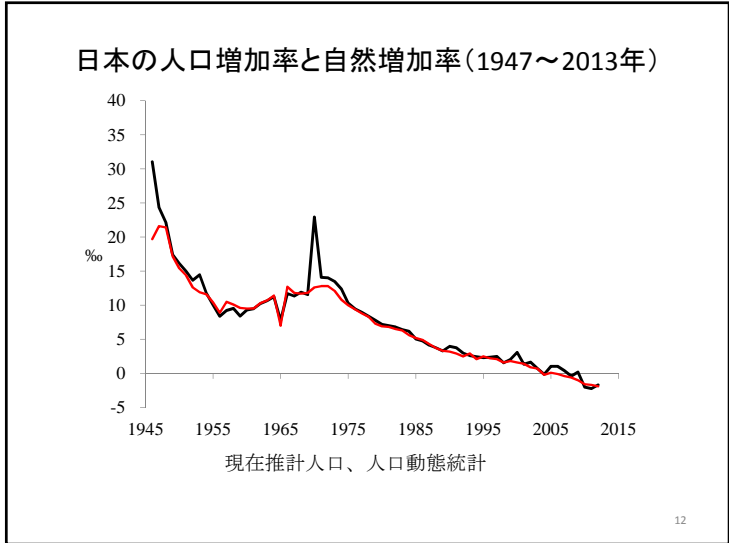
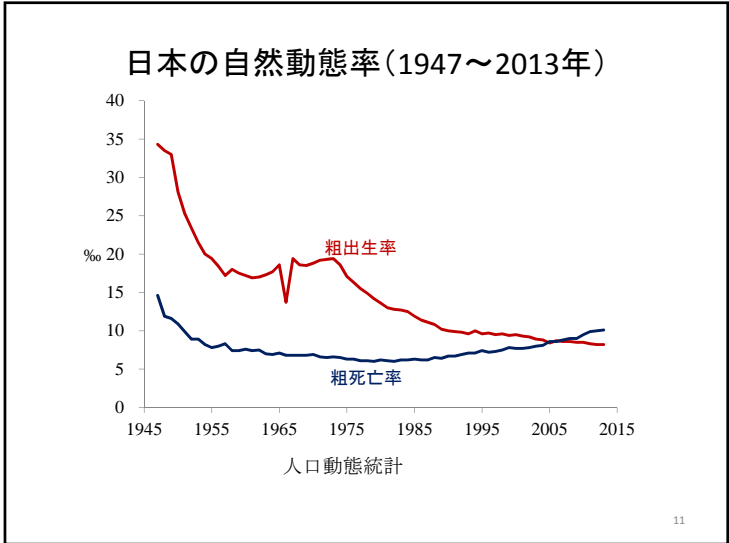
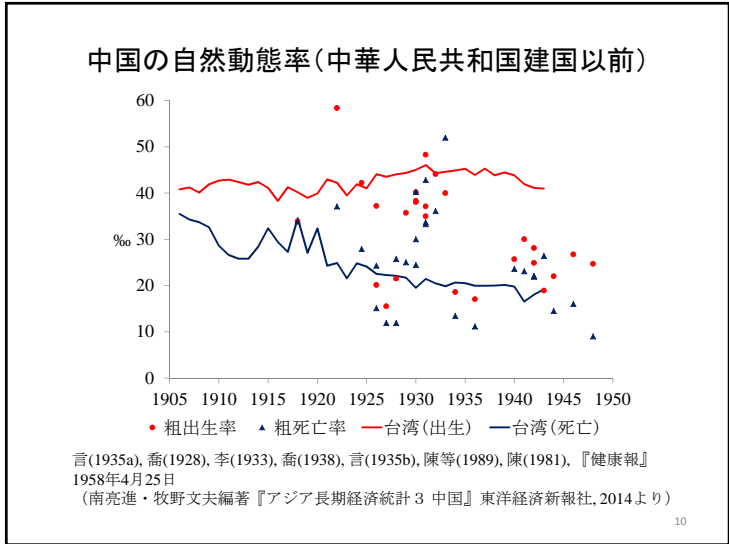
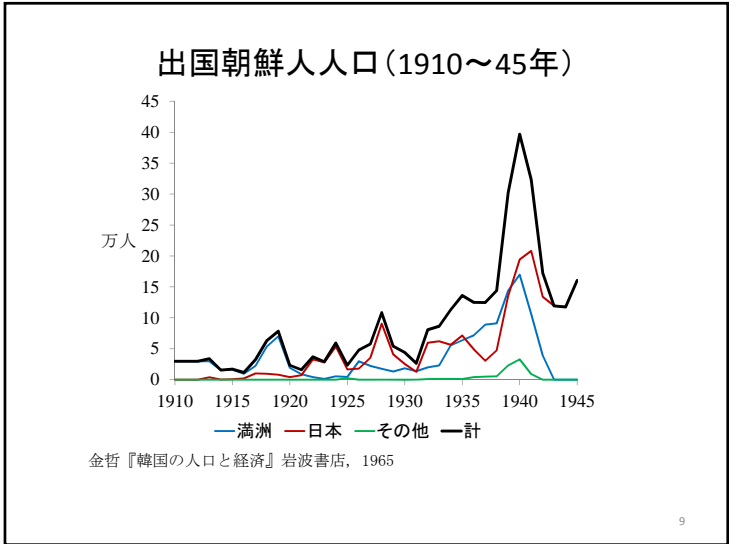
日本の人口増加率と自然増加率(1872～1943年)

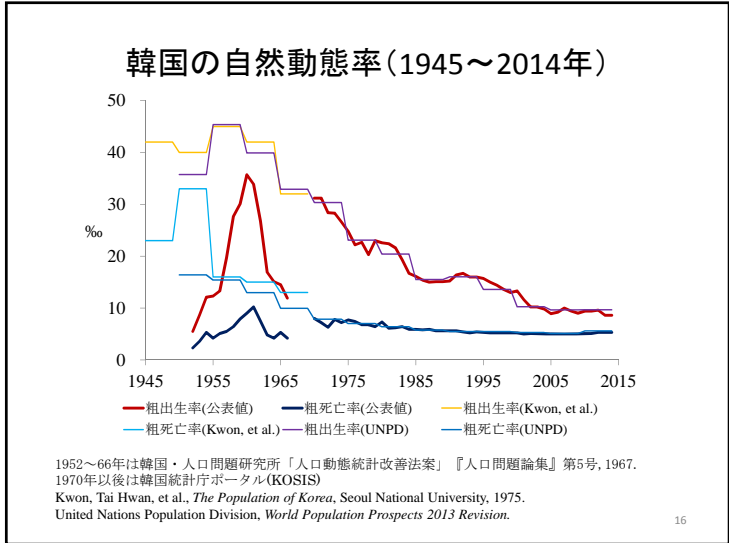
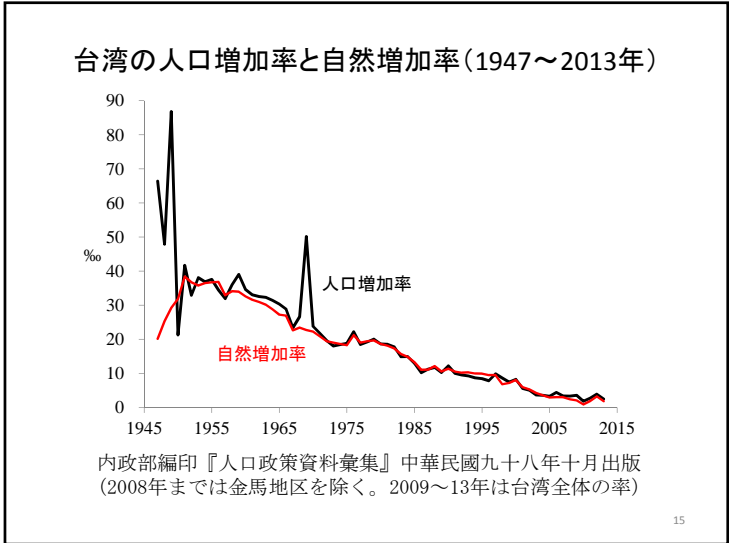
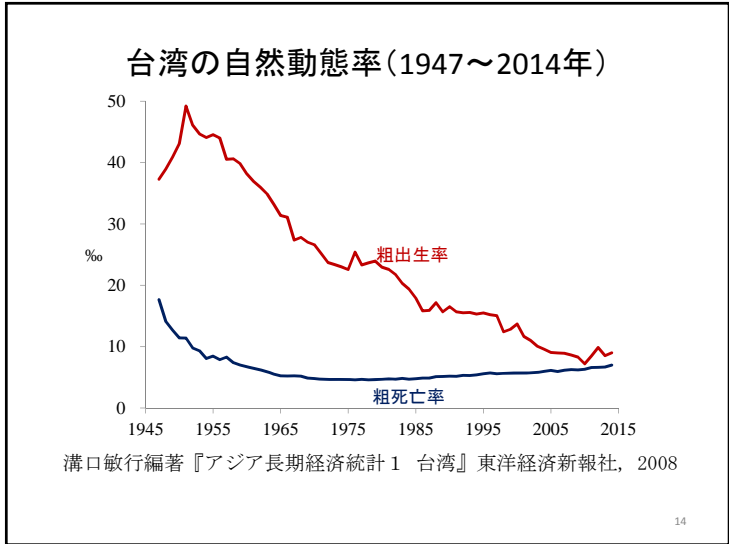
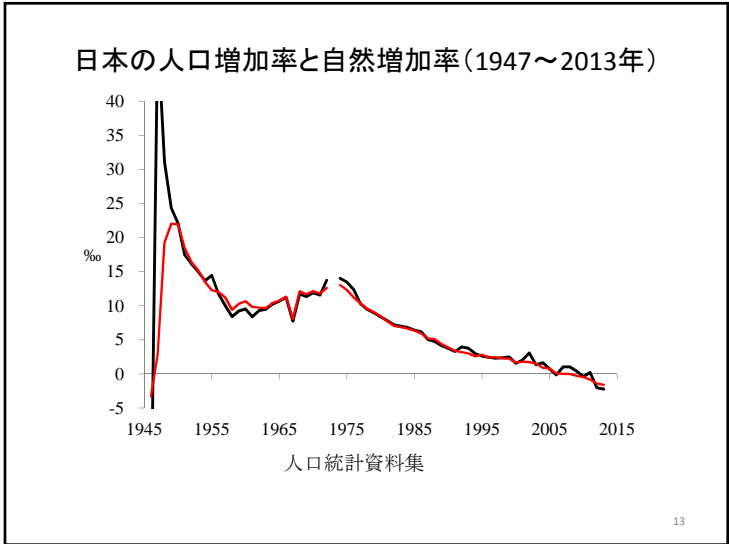


人口統計資料集

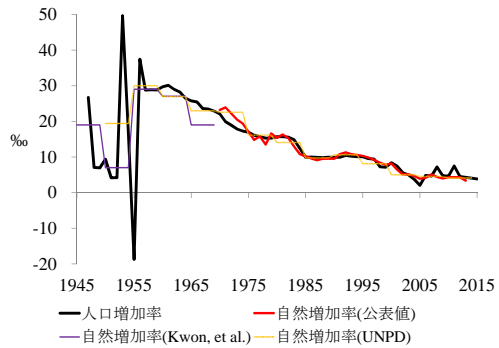
4







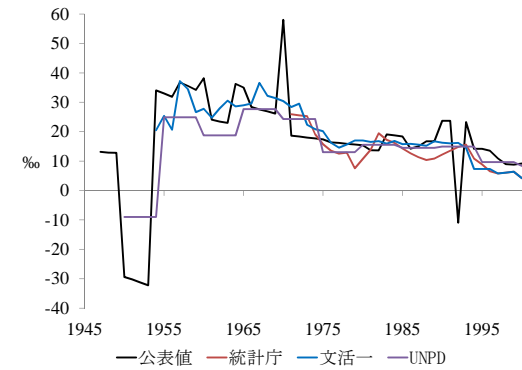
韓国の人口増加率と自然増加率(1945~2013年)



1959年までの人口増加率は公表値に基づく。1960年以降はKOSISによる。
 Kwon, Tai Hwan, et al., *The Population of Korea*, Seoul National University, 1975.
 United Nations Population Division, *World Population Prospects 2013 Revision*.

17

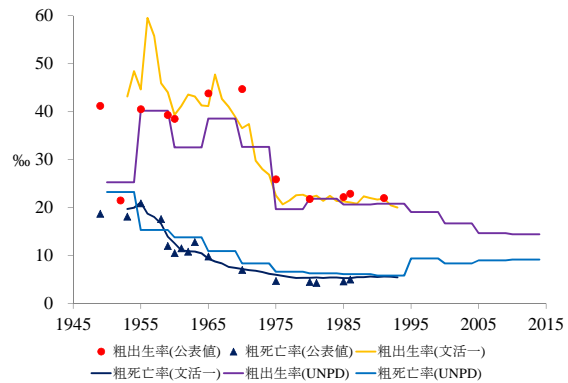
北朝鮮の人口増加率(1945~2010年)



김두섭, 최민자, 권광희, 이삼식, 김형석 『북한 인구조사와 인구센서스』 통계청, 2011.
 文活一 『朝鮮民主主義人民共和国の人口変動－人口学から読み解く朝鮮社会主義』 明石書店, 2011
 United Nations Population Division, *World Population Prospects 2013 Revision*.

18

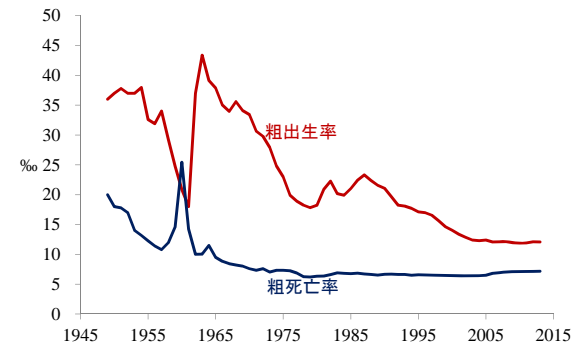
北朝鮮の自然動態率(1945~2014年)



文活一 『朝鮮民主主義人民共和国の人口変動－人口学から読み解く朝鮮社会主義』 明石書店, 2011
 United Nations Population Division, *World Population Prospects 2013 Revision*.

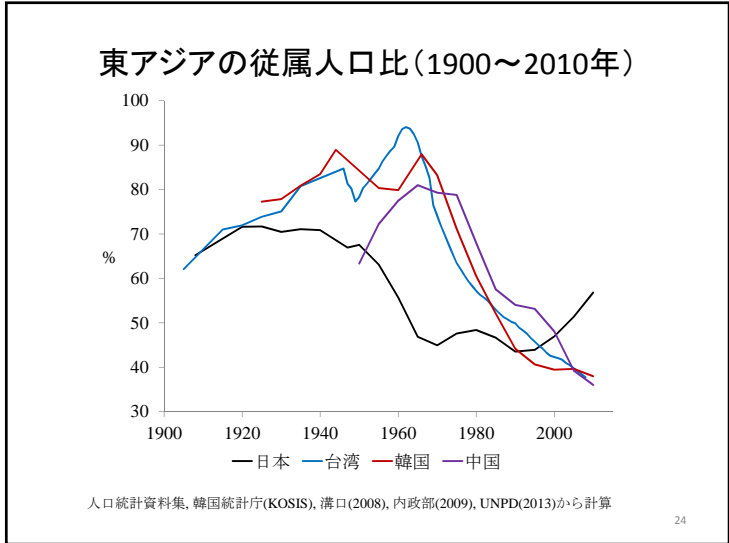
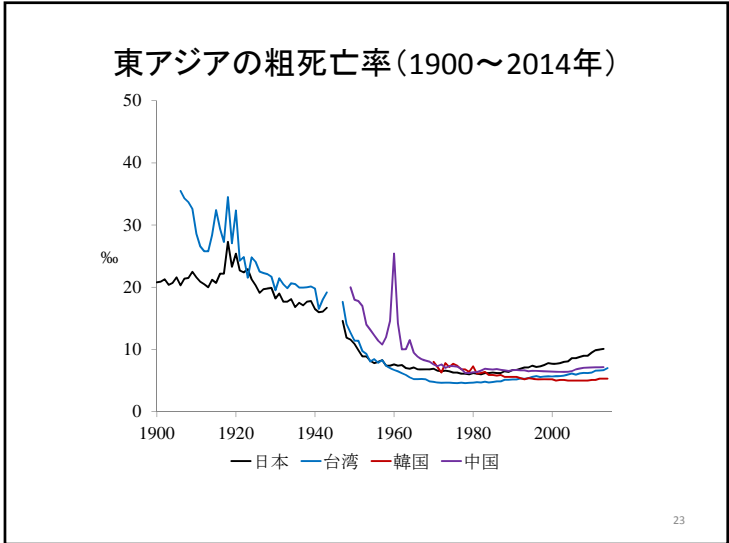
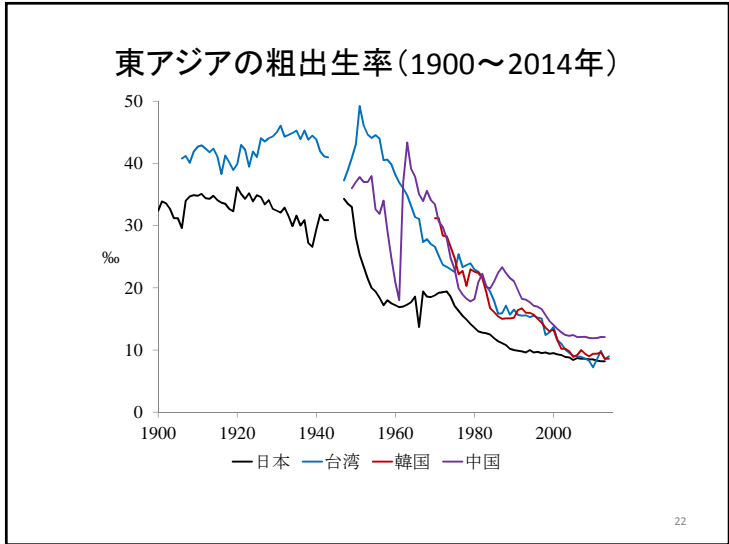
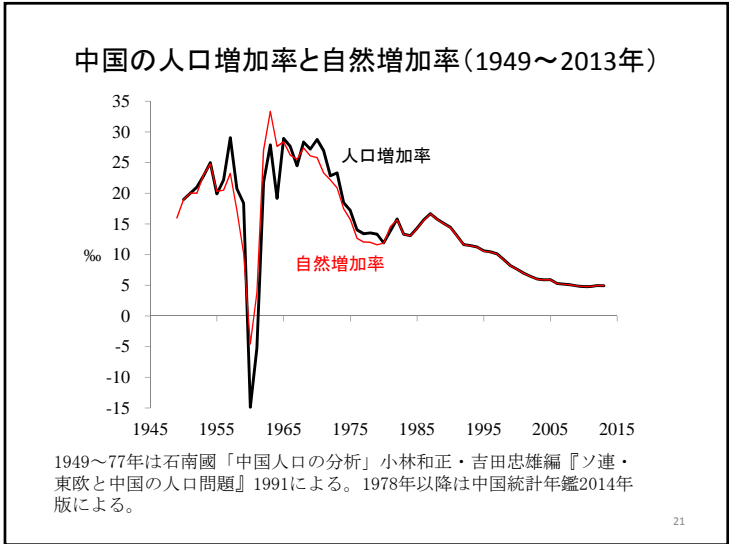
19

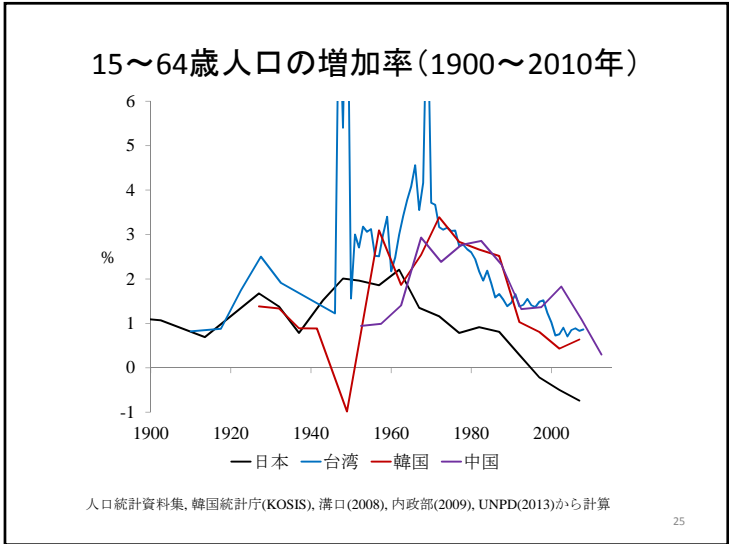
中国の自然動態率(1949~2013年)



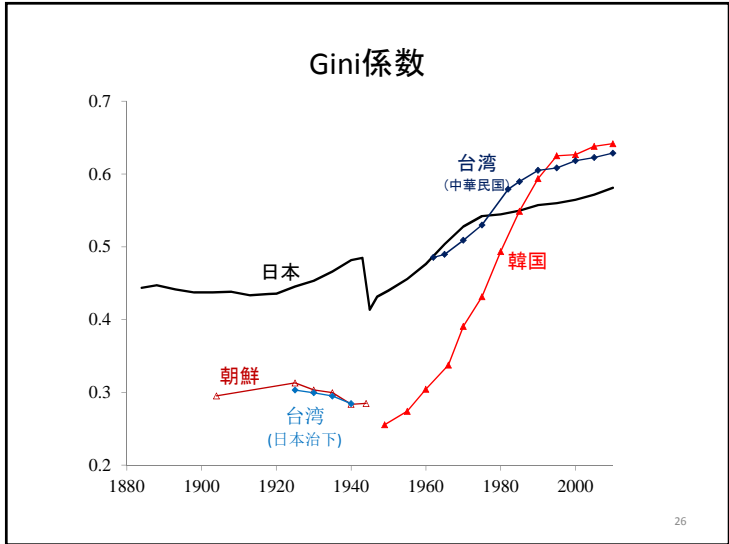
1949~77年は石南國「中国人口の分析」小林和正・吉田忠雄編『ソ連・東欧と中国の人口問題』1991による。1978年以降は中国統計年鑑2014年版による。

20

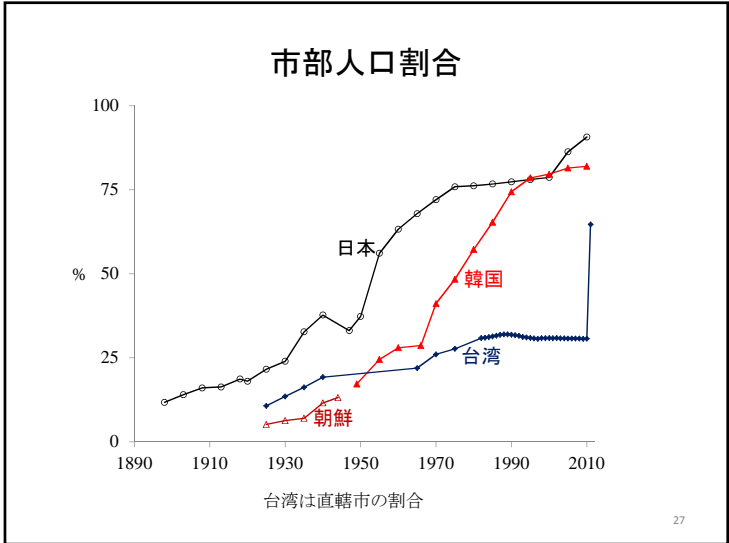




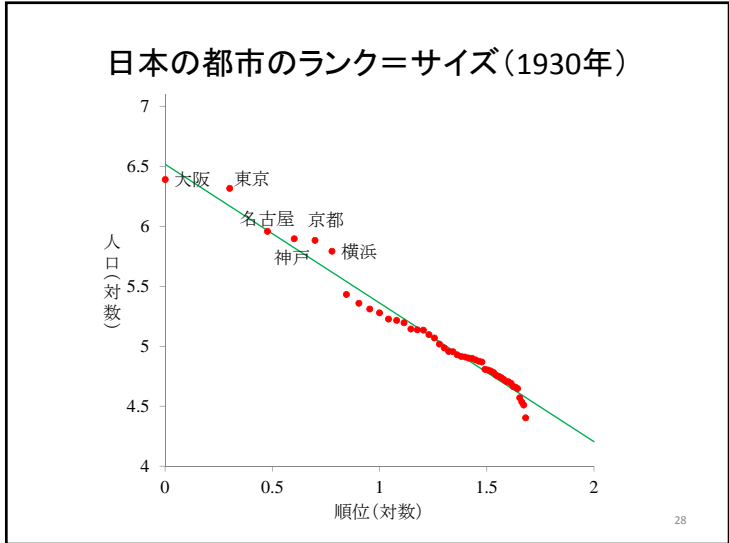
25



26

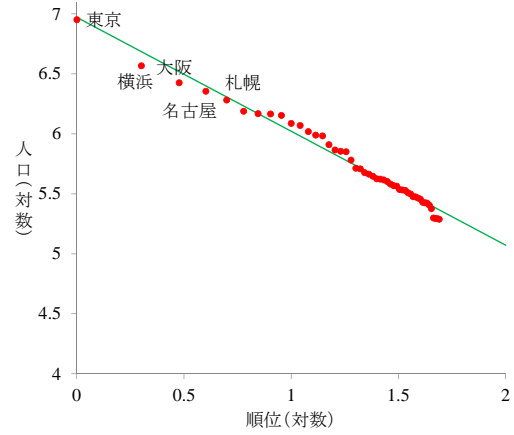


27



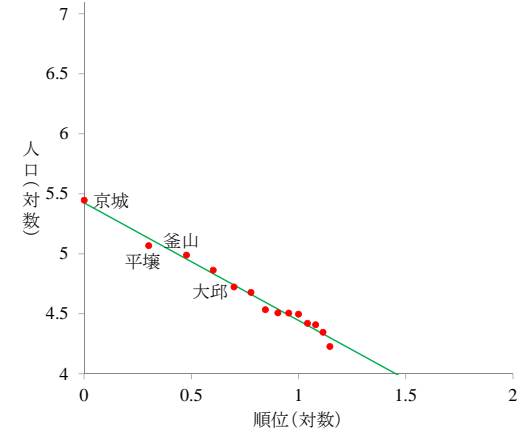
28

日本の都市のランク=サイズ(2010年)



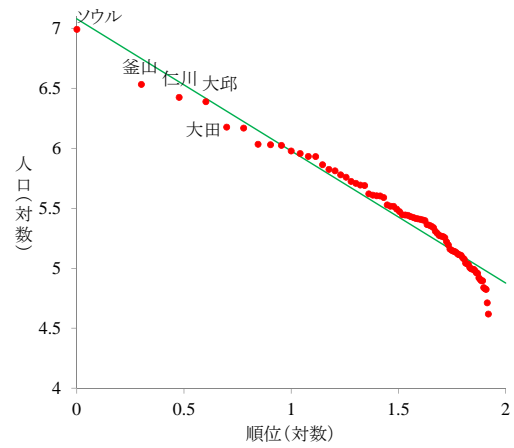
29

朝鮮の都市のランク=サイズ(1930年)



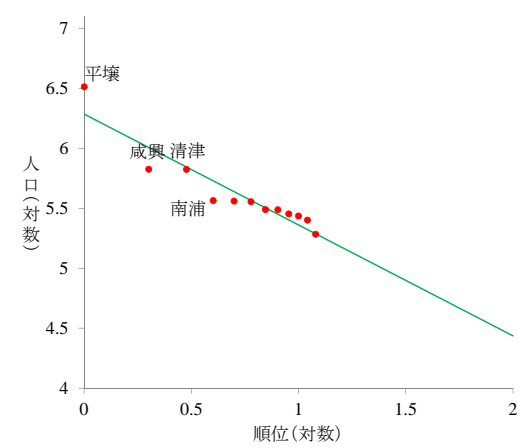
30

韓国の都市のランク=サイズ(2010年)



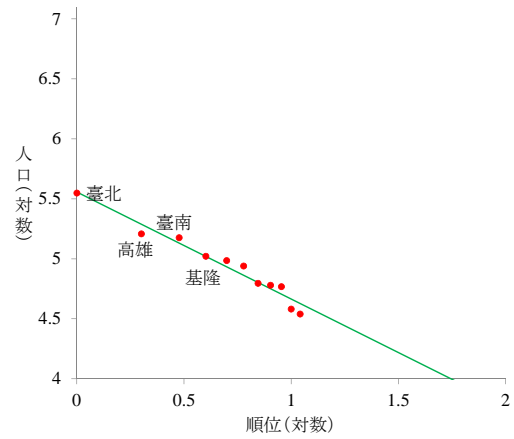
31

北朝鮮の都市のランク=サイズ(2008年)



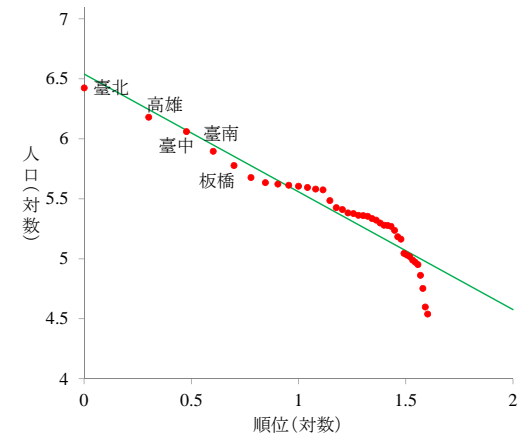
32

台湾の都市のランク=サイズ(1940年)



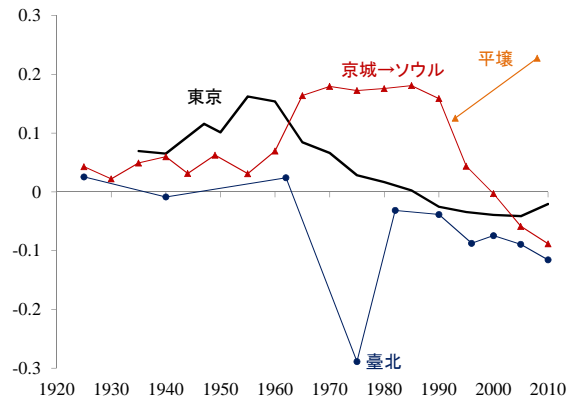
33

台湾の都市のランク=サイズ(2010年;合併前)



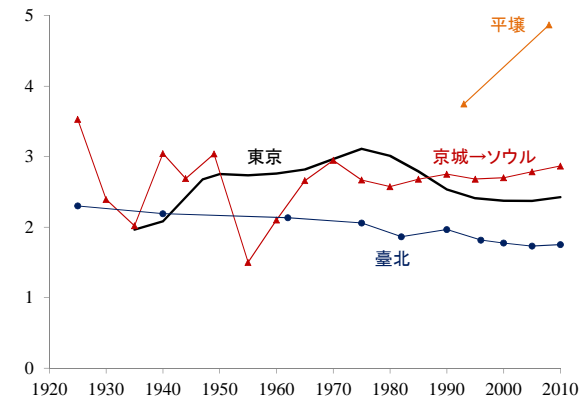
34

首位の大都市の対数人口一切片



35

首位の大都市の2位に対する人口比



36

4. 平成 27 年 7 月 24 日報告

「戦時期日本における人口問題の政策的位置について」

高岡裕之（関西学院大学文学部文化歴史学科教授）

日中戦争期の日本では、「人口政策確立要綱」（1941 年 1 月閣議決定）に代表される人口増殖政策が登場する。しかし、戦時期日本の人口政策は、人口の再生産過程に介入するという一般的な意味での人口政策の枠組みにとどまらない、人口問題に関連する複数の政策体系の束として存在した。

戦時人口政策の直接の前提は、満州事変後における人口学の発展である。この時期、上田貞次郎は、日本人口に対する統計学的検討を進め、日本における人口増加の多くが実は農村で生じていることや、人口増加数の拡大にもかかわらず、日本社会もすでに「多産多死」型から「少産少死」型の社会へと移行しつつあること、それゆえそう遠くない将来、日本の人口増加は停止するであろうことなどを明らかにした。こうした上田の研究の政策的含意は、当時の「過剰人口問題」対策としての工業化・都市化の推進、それを可能にする自由通商主義の主張（反ブロック経済）であった。

しかし日中戦争に伴う軍需工業化は、「過剰人口問題」を解消させ、「人的資源」の配置と保全の重要性を説く生産力主義的「戦時社会政策」論（大河内一男）が、国家総動員の論理として台頭する。これに対し、1939 年に人口問題研究所を設置するなど、人口問題を政策課題に加えた厚生省では、館稔を中心に、人口増殖政策の必要が主張されるようになった。館は、戦争が推進する工業化・都市化（＝農業人口の減少）は、日本民族人口の発展力喪失を導くとし、工業部門への「人的資源」の再配置を説く生産力主義的「戦時社会政策」論に対抗し、民族主義的人口政策の確立を主張した。

同時期に人口問題が大きな論点となったのは、農業政策の分野であった。日中戦争期の農業政策論をめぐるのは、労働生産性の向上を説く東畑精一らの生産力主義的農業再編論（農業近代化論）と、日本民族人口維持の課題を前面に押し出し、従来の小農維持政策の堅持を説く大槻正男らの議論が真向から対立した。満州移民問題は、人口政策論と農業政策論の結節点となり、人口政策グループと小農保護論者は、連携して農業近代化論者に対抗した。

1940 年の近衛新体制により、民族主義的人口政策はイデオロギー的に優位に立った。「人口政策確立要綱」に盛りこまれた、「日満支ヲ通ジ内地人人口ノ四割ハ之ヲ農業ニ確保ス」る方針は、農業人口比率の現状維持を表明したものであった。この方針の具体化が期待されたのが国土計画であり、館は企画院調査官を兼任し、人口政策面での国土計画立案に参画した。かくして人口増殖力維持のための農業人口の保全という政策目標は、アジア・太平洋戦争期の大東亜建設審議会「大東亜建設ニ伴フ人口及民族政策」や企画院の国土計画構想、農林省の皇国農村確立運動においても基本目標として位置づけられた。

その他、戦時人口政策には、異民族対策としての「民族政策」という領域が付随していた。戦時人口政策には、戦時期固有の広がりと内容が存在していたのである。

5.平成 27 年 10 月 27 日報告
「戦後日本における人口政策論の展開」
杉田菜穂（大阪市立大学経済学部准教授）

今日であれば「出生率の回復が望ましい」というように、政策立案者の人口に対する問題意識は、人口状況に応じて変化して今日に至っている（下図、参照）。戦後の日本にかんしていえば、1950年代の日本が経験した急激な出生率の低下が1960年代に出生抑制論議（妊娠・出産・育児の計画化）の終息をもたらした。それ以降は人口問題をめぐる国内的な論議は低調な時期が続き、1990年代に落ち込み過ぎ出生率をめぐって家族政策論議（妊娠・出産・育児の社会化）が興隆した。

時期区分	出生率	高齢化率	行政課題	キーワードなど
1950年代	3.65	4.9	人口過剰	家族計画 妊娠・出産・育児の計画化
1960年代	2.00	5.7	過疎・過密化 人口資質向上	地域開発 社会開発
1970年代	2.13	7.1	高齢化	
1980年代	1.75	9.1		
1990年代	1.54	12.0	少子化	家族政策 妊娠・出産・育児の社会化

*各時期区分における（合計特殊）出生率・高齢化率は、それぞれ1950、1960、1970、1980、1990年のもので代表させた。（筆者作成。）

日本の人口論議をリードしてきた人口問題審議会の問題意識に転換がみられたのは、1970年代である。1974年の黒田俊夫（当時、厚生省人口問題研究所所長）は、日本人口の変動をめぐって1974年を境にそれまでを第一期（人口要因が経済・社会の発展に促進的な効果をもっていた）第一期それ以降を（人口要因が経済・社会の発展に阻害的な効果をもつ）第二期と把握した。当時の黒田が第二期に入ったとみなした1970年代には、国内的な人口問題をめぐる議論の「福祉」の文脈への置き換えが進んだ。この経過を踏まえて、1990年代に至るまでの戦後日本における人口政策の概念規定をめぐる議論（具体的には、以下の7つ）を取り上げた。

- I 寺尾琢磨「人口政策の概念を規定する」（1955年）
- II 南亮三郎「人口政策と経済＝および社会政策」（1968年）
- III 吉田忠雄「人口思想と人口政策－とくに福祉政策と人口政策について－」（1971年）
- IV 岡崎陽一「人口政策の現状と目標」（1980年）
- V 河野稠果「人口政策の諸課題」（1980年）
- VI 黒田俊夫「人口政策論－その展望と総合への展望－」（1982年）
- VII 小島宏「出生政策と家族政策の関係について」（1985年）

アカデミズムにおける人口政策の概念規定をめぐる議論は、1960年代で終息をみた。それ以降は、「総合化」「総合的」といった言葉を用いて人口政策のあり方が議論されていたことがわかった。

6.平成 27 年 11 月 24 日報告

「スライド制の再考」

山本克也（国立社会保障・人口問題研究所社会保障基礎理論研究部第 4 室長）

- マクロ経済スライド制の導入が一つの契機となり、一部では年金のスライド制に関心が高まっている。
- スライド制は年金給付水準の実質的価値を維持するものとして位置づけられ、我が国でのその考え方もルーツは、電産型賃金体系の特徴の 1 つであった年齢別最低保障賃金に基づくスライド制も、1948 年 4 月の取り組みから、平均賃金をベースにしたスライド制へと転換していった（連合総研：2012,p17）。
- そもそも、年金給付水準をどの程度に設定するべきかという問題は、皆年金前夜に議論が多くなされた。1958（昭和 33）年に出された社会保障制度審議会の『国民年金制度に関する答申』を読むと、国民年金の給付水準は生活扶助の基準による最低生活の保障を目標とするところである。生活保護制度の改定には一般生活水準の向上に連動した「格差縮小方式」が用いられたが、国民年金の給付水準は 5 年に 1 度の「財政再計算」で改定されるのみだったので、国民年金支給額と生活保護給付の差は拡大の一途を辿った。基礎年金が基礎的消費支出を支える存在であることが明記され始めたのは、「・・・公的年金は老後の所得保障の柱であり、老後の生活のたしかな支えとならなければならない。しかし、公的年金は老後の生活の全部を支えるものではない。（中略）働ける間の稼働収入はもちろんのこと、老後に備えた個人の貯蓄や私的年金、資産収入、それから親族扶養もまた老後の生活を支える重要な手段である。しかも基礎年金は公的年金の全部ではなく、一階部分の年金であり、サラリーマンのみならず自営業者にも共通する年金である。（吉原 1987）」とあるように、まさに基礎年金の導入時である。
- 一方、報酬比例部分の性格は従前所得の保障にあり、したがって、厚生年金保険の給付水準の議論には所得代替率が使用されている。
- 社人研の資料室にある、「月刊・週刊 社会保障（研究所の最古のものは 1953 年）」、「共済新報（研究所で廃棄されたものを拾う、最古は 1957 年）」の目次で“年金”という言葉が出ている“記事”，“論文”をコピーして文献を読み込んだ結果、
 1. アクチャリーから賃金スライドの提言
 2. 世界の趨勢を受けて、厚生省も動き出す
 3. 財政再計算時の改定（1 万円年金、2 万円年金、5 万円年金）を政策スライドと厚生省（当時）が呼び出す。ILO102 号条約・外国との比較で給付水準は上昇（経済成長も背景）政治の動きも大切なので、機会があれば、その分野も当たってみたい。

吉原健二（1987）『新年金法 61 年金改革・解説と資料』全国社会保険協会連合会

スライド制再考

国立社会保障・人口問題研究所

山本克也

問題意識

- スライド制はどこから来たか
- スライド制の議論とは何だったのか

はじめに

昭和48(1973)年	○ 物価スライドの導入 物価変動率が5%を超えて変動した場合に、変動率を基準として年金額を改定 ○ 厚生年金、国民年金ともに、毎年の給付改定は物価スライドで行うこととし、5年ごとの財政再計算時に、厚生年金については賃金再評価、国民年金については国民生活の動向等を踏まえ政策改定することとした。
平成元(1989)年	○ 完全自動物価スライド制を導入。物価スライドの5%枠を撤廃
平成6(1994)年	○ 厚生年金について、賃金再評価を可処分所得の上昇に応じた再評価に変更
平成12(2000)年	○ 厚生年金について、既裁定の年金に関しては賃金再評価を行わず、物価スライドのみ行うこととした。
平成12(2000)年～平成14(2002)年	○ 物価下落にかかわらず、特例法により物価スライドを凍結(累積で▲1.7%)
平成16(2004)年～	(本来水準)新規裁定者は賃金変動率、既裁定者は物価変動率に基づき、毎年度自動的に改定。マクロ経済スライドにより給付水準を調整。 (物価スライド特例水準)物価スライドのみ行い、物価が上昇しても据置き。

方法

- 「月刊・週刊 社会保障(研究所の最古のものは1953年)」、「共済新報(研究所で廃棄されたものを拾う、最古は1957年)」の目次で“年金”という言葉が出ている“記事”、“論文”を“アルバイト”にコピー(ただ、年金の言葉が出ていなくても“記事”、“論文”にスライド制に関する内容があったりもするので山本が結局見直し)。
- 当該問題意識の“暫定的”回答を導く。

スライド制はどこから来たか

物価指数 卸売り物価指数

- 明治27年(1894)～28年(1895)の日清戦争を契機として、我が国の物価騰貴が重大な社会問題となり、物価指数に対する関心が非常に高まった。明治28年(1895)に貨幣制度調査会が最初の物価指数である「東京物価割合比較表」(明治6年(1873)～27年(1894))を公表したのを皮切りに、28年(1895)「重要商品価格指数」(農商務省)、30年(1897)「東京卸売物価指数」(日本銀行)、31年(1898)「東京市における卸売及び小売物価調査」(大蔵省)、34年(1901)「商業会議所物価指数」(農商務省)、34年(1901)「東京市内卸売物価指数」(東洋経済新報社)などが次々に公表された。このうち、現在まで継続して作成されているのは日本銀行の「企業物価指数」である。

消費者物価指数

- 消費者物価指数(CPI)は、総理庁統計局(現総務省)により昭和21年(1946)8月に開始され、当初は21年(1946)8月～22年(1947)3月の8か月間を基準時として作成された。当時は日常生活用品についても統制価格とヤミ価格が併存する二重価格体系にあったため、「消費者価格調査」(CPS「家計調査」の前身)から得られる実効価格(統制価格とヤミ価格を購入数量により加重平均した価格)を用い、消費支出をウェイトとして、フィッシャー型(ラスパイルスとパーシェの幾何平均)によって指数が作成された。その後、昭和24年(1949)8月に大幅な改定が行われ、基準時が23年(1948)1～12月の1年間に改定されるとともに、算式もラスパイルス型に改められ、21年(1946)8月までさかのぼって改算した。次いで、昭和27年(1952)9月には基準時が26年(1951)の1年間に改められるとともに、従前の実効価格を25年(1950)6月から開始した「小売物価統計調査」から得られる小売価格に変更し、指数の作成方法も本格的な形に改めた。その後は、消費構造の変化を考慮して、昭和30年(1955)以降5年ごとに基準時を改定してきた。

<http://www.stat.go.jp/data/chouki/22exp.htm>

スライド制はどこから来たか

- “まず、物価指数の歴史を振り返ってみると、債務の弁済に対して紙幣減価の影響を避けるために一種の計表本位として使用された場合(たとえば1747年マサチューセッツ植民地)もあれば、通貨政策の標準として、くわしくいえば貨幣数量と貨幣価値との関係を究明する用具として用いられた場合(たとえばナポレオン戦争と不換紙幣濫発のために物価の変動に苦しめられた19世紀初頭のイギリス)もある。1896年より第一次対戦終了まで継続した一般的物価騰貴が社会生活に及ぼした影響、さらにこれに引き続いた大戦後の苦悩は、実質所得の比較という問題をめぐって、生計費指数がとくに問題となったのである。

北川敏男(1948)『新版 統計学の認識 基盤と方法』第6章 経済統計学の計量、白揚社、pp.146-147

スライド制はどこから来たか

J.M.Keynesの物価指数の分類に従うと;

(1)全体としての社会に対する貨幣購買力の指数

- (a)消費標準指数 (b)収入標準指数

(2)勤労階級の指数

- (a)生計費指数 (b)賃銀標準指数

(3)通貨標準指数

(4)特殊指数

- (a)卸売標準指数 (b)国際標準指数 (c)その他の特殊指数

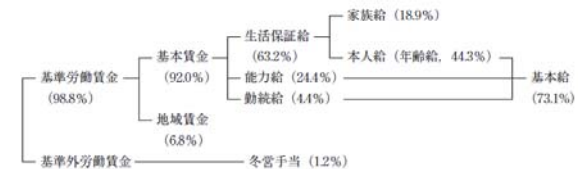
があげられている。

北川敏男(1948)『新版 統計学の認識 基盤と方法』第6章 経済統計学の計量、白揚社、p.147

スライド制はどこから来たか

- 戦後間もなく、電算型賃金制度の確立(笹島 2011, p44)

図3 電算型賃金体系 (1946 (昭和21)年)



資料出所：加藤(1967)

注：1) ()内の数値は、1947年10月現在の数値である。

2) 本人給は年齢で定めていることから、年齢給という用語を書き加えた。

- 電算型賃金体系の特徴の1つであった年齢別最低保障賃金に基づくスライド制も、1948年4月の取り組みから、平均賃金をベースにしたスライド制へと転換していった。連合総研(2012),p17

加藤尚文(1967)『事例を中心とした戦後の賃金』、技報堂

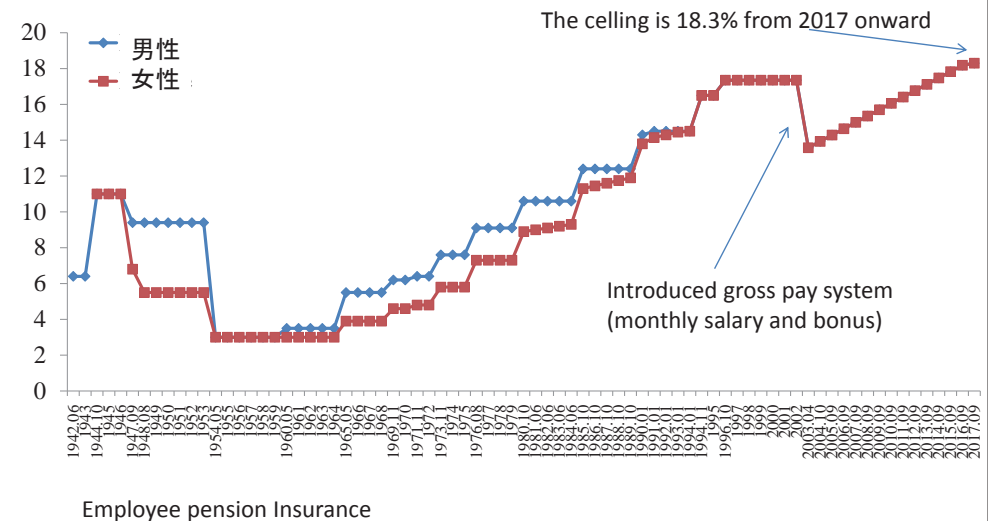
笹島芳雄(2011)『生活給—生活給の源流と発展』、『日本労働研究雑誌』、NO. 609, pp.42-45

連合総合生活開発研究所(2012)『日本の賃金—歴史と展望—調査報告書』

スライド制はどこから来たか

- 恐らく、スライド制の端緒は賃金をめぐる論争から。
- ただし、賃金におけるスライド制の議論は、ベアの方向に流れる？(春闘;1954～)

スライド制はどこから来たか



スライド制はどこから来たか だれが物価スライド制を言い始めたのか

定額制を基礎に置くべき(インフレにより、過去の報酬記録が無意味)

- 社会保障制度審議会答申(1954.2.27)
- 衆議院厚生委員会 佐藤芳男委員 (村上 2000, p142)

1954年という年

坑内員の養老年金は戦時加算等により、1954年1月から養老年金の受給権が発生した(前掲,村上 2000,p132,注3)。

この後、1959年改正まで国民年金の議論が大半(厚生年金保険への定額部分の導入は少し)となるが・・・。

村上貴美子『戦後所得保障制度の検証』、勁草書房、

スライド制はどこから来たか だれが物価スライド制を言い始めたのか

『月刊社会保障』7-3(p3-p6)「厚生年金保険法を改正せよ」(1953年)近藤文

- わたくしの知る範囲では厚生年金保険については、今回はただ健康保険法の改正と歩調を合せて、適用範囲の拡充、標準報酬の引き上げおよび障害年金の認定時期を一年延長する以外の改正は一切行わないというものであるが、果たしてそれでよいのであろうか。(中略)厚生年金保険法の改正問題が取り上げられて以来、それが特に日経連の反対に遭い、社会保険審議会に懇談の形式で提示されたときにも、難行に難行を重ねてきたことは周知の通りである。しかも、これがデット・ロックに当面せざるを得なかったのは、現在五百数十億円に達している積立金が将来は二兆八千億という巨大な額に達するということだが、究極的には資本主義機構そのものを変革せしめるにいたりはないかと懸念されたことと、標準報酬月額最高額を現行の八千円から三万六千円に引き上げるとともに保険料を最終的には標準報酬の八・九%にすることとなれば、各企業はこれによって現行の保険料の六倍程度のもを負担しなければならぬことになるということが、特に経営者の腕を打ったからである。そして、これは一つには、厚生当局が余りにも正直に、いわゆる数理的保険料を示しその積立金の将来を無造作に公にしたことによる点が多い。

スライド制はどこから来たか だれが物価スライド制を言い始めたのか

『月刊 社会保障』7-12(p9-p11) 社会保障の前途
年金制度の確立と社会保険の統合を中心として(1953
年)小島徳雄(社会保障制度審議会事務局長)

- 現行厚生年金制度の如く、給付額を国民の最低生活の保障というフラット制にせず報酬比例制のままにして、而もインフレによる過去の受給者に対する給付額の引き上げに伴う財源をすべて国庫に求めるということは理論的に相当の困難が伴うと思う。今日厚生年金保険に於て過去の受給者に対して給付額を引き上げるのに国庫負担に其の財源を求むるに困難な事由の一端には、現行厚生年金制度の報酬比例制に因るところが多いように感ぜられる。

スライド制はどこから来たか だれが物価スライド制を言い始めたのか

- 『月刊 社会保障』7-12(p16-p17)「近藤文二先生の所論を駁す 一とくに年金と単価問題によせて」(1953年)吉田秀夫(元社会保障制度審議会委員)
- 年金制度改正に対する主要点の一つである養老年金の額の決定に対し先生は、収支定額を主張していられることはよく存じています。そして本誌十一月号で、定額制実現のために退職手当の法制化を明快に条件つけております。私もこれを支持したいと思います。しかし、退職手当制度を社会保障制度の一環としてとり入れるには問題があること、これと切りはなしてつくるとしても日本で、最低賃金制度の実施が至難であると同じようにいつのことも見当がつかないことなどからいって、私も含めて労働団体の大部分は松田年金課長の定額制と報酬比例の二本建を支持していることでは、いすれにしてもそのつけとる金額が、生活保護以下といったことは、社会保障を侮辱するもので問題になりません。ところが皮肉なことには社会保障のメッカであるイギリスでは、国民扶助(日本の生活保護)では夫婦のもので週二千五百円なのに年金の方は週二千円、独身者で週千二百円ということである。(これでも日本より数等まさっているが)ピヴァリッチ卿は社会保障の最低生活費を決めるにあたり「完全な一着のデザインをしとたのまれたのではなく、単にズボンだけだ」といつて戦前よりも5%低いものを決めたいはれてる。問題はあらゆる社会保険給付が、生活費の昂騰に追いつかないというイギリスの現状である。(中略) かくる生活費の昂騰の考慮なしに、定額制は極めて危険である。これは長期保険である年金全体に対してもいはれるところではあるが、とくに日本の場合には、自由社会の国々と同様MSAのつけ入れ、龐大な再軍備計画の実態に加えて、未曾有の風水害、凶作対策費の支出などが加わり、正にインフレ、恐慌直前にある。従って定額制をとるにしても適当な人たるに価する生活水準(厚生省依託労研の総合調査によると一、一ヵ月七千円)を保証するとともに、生活費もしくは賃金の増加と自動的に調整されるような附帯条件(は)どうしてもつけられなければならないと思います。定額制をとった社会保障勧告はこの点を全く考慮しなかつた。

スライド制はどこから来たか だれが物価スライド制を言い始めたのか

- 『月刊 社会保障』8-3(p12-p22)「座談会 厚生年金保険の改正をめぐって 答申 要綱あり方(1954年)」小島徳雄(社会保障制度審議会事務局長) その点一寸、末高先生私ども二千円というのは、第一次勧告で、御承知のようにその後の年金勧告で一応三千円程度としており、その程度は今回の厚生省の改正要綱の案と少なくとも下のクラスにおきましては多くなるわけでございます。厚生年金制度が報酬比例で来ておるのに一挙に変えるのは一寸急テンポで、早すぎるのではないかと末高先生の議論ですが、私はそれは考えない、と申しますのは今の厚生年金というものは、報酬比例になっておりますけれども、すでに終戦後のインフレで、実質的には定額制になっておる。定額制になっておればこそ、今までの過去のやつを全部二千円にして、二百円程度の保険料を取ったものも三千円にするという、過去のことに對する改正案に對しては、結局インフレのような経済の下におきましては、こういう制度を作ってしまったも、結局は定額制になってしまうという問題、それで私が一番憂うのは、今の退職金制度の問題、日本経済のインフレという角度の関連において、この問題を考えなければならぬ。無論公務員の年金制度とか、恩給制度というものは、報酬比例で来ますけれども、これと厚生年金と比較しまして、厚生年金は整理資金ということでインフレを国が負担するということである。それから公務員については、退職金的性格のものが二つ入っておる。ところが実質的には御破算になった厚生年金制度を根本的に打立てるとなると、今後の年金制度をどういうふうにもつて行くかという基本的態度、例えばインフレになった場合に共済組合とか、恩給のような式で、どの程度国家が最低生活を保障する線を国庫負担せしめるかどうか、共済組合の保護をどうするか、そういうふうな基本的態度、立場を明らかにしてから、この問題を解決しないで、ただ従来の情勢に捕われて、根本的改正は今無理だという考え方はいけないので、だからこそ審議会は根本的改正をするのだ、するならもう少し賃金制度、退職金制度とか、日本の経済の情勢をみて、その時に根本的改正をされたらどうか。(中略) 若し根本的に改正しようとするのなら、基本的な今のような問題とか、それから積立金、インフレに対する責任を共済組合とどういう形にするかというような、根本問題に対する態度を、今度にははっきり講ずるといふ態度を示してからかかるべき問題で、今の経済状況の下において、それらの関連において考えないで、将来の制度の建方をするという事は、少し私は軽率ではないかと思う。(中略) 年金改正の問題は一制度を立てますと、既得権、期待権という問題が起りまして、そんなにやすやすと改正できないと思います。

スライド制はどこから来たか だれが物価スライド制を言い始めたのか

社会保障制度審議会答申(1954.2.27)

- 答申に対する労働側からの批判
- 賃金論の発想からスライド制に対する意識?
- この後、1959年までは国民年金の議論にシフトしてしまう

スライド制の議論とは何だったのか

- 『月刊 社会保障』14-9(p44-48)「厚生年金保険改正に対する私見 給付改善を中心に 中川家定(第一生命健保組合理事)(1960年)」
- さて、今度の法改正をみると、標準報酬月額最高を三万六千円に引き上げ、男子保険料率を線分の三十五に引き上げたこととはとにかくとして、基本年金額の報酬比例部分算出の際の、乗率千分の五を六に引き上げる余裕ができたのに、少なくとも昭和二十七年七月迄の標準報酬月額(同月以前の標準報酬を一律に三千円とする)を、引き上げなかったことは非常に残念に思う。

スライド制の議論とは何だったのか

- 『月刊 社会保障』15-7(p69-p73)「諸外国における年金の自動生計費調整1」、15-8(p79-p82)「諸外国における年金の自動生計費調整2」厚生年金局企画数理室竹内事務官(1961)
- 拠出制の国民年金が、わが国においてもようやく発足したが、すでに発足と同時にいやむしる発足以前から、その充実強化が論議されている。公的年金制度を持つ諸外国においても、近年、その年金額を法律によって何等かの経済指数にリンクさせるという方式をとる国が多くなった。わが国においてもすでに、今日から考慮されなければならない問題だが、厚生年金局企画数理室竹内事務官が、Social Security, Bulletin March, 1960 から要約した「諸外国における年金の自動生計費調整」をここに紹介する。
- 法律にもとづいて、所定の経済的変動に対して現存老齢年金の自動的調整を実施している国が、現在九カ国ある。国民年金制度に自動調整方式を具体化した最初の法律は、一九二二年にデンマークによって採用された。更に二つの法律が一九四六年アイスランドとルクセンブルクにおいて、又更に一九四八年フランスにおいて制定された。一九五〇年代の十年間には、このような法律を有する国々は、更に六カ国増加した。すなわち、ベルギー、チリー、フィンランド、イスラエル、オランダ、及びスウェーデンである。これら諸国のうち、四カ国までは、この部門において多少なりともリードしているスキャンジナビア諸国であることが注目される。また、その他の諸国のうち、イスラエルとチリーを除くすべての国は、西ヨーロッパに位置している。イスラエルはこのグループにおける唯一の非ヨーロッパ国である。自動調整を規定しているチリーの法律は同国における極端なインフレーションのため、一九五七年に停止されたが、その規定はこの検討のなかに含まれている。

DANIEL S. GERIG(1960), "Automatic Cost-of-Living Adjustment of Pensions in Foreign Countries", *Social Security Bulletin*, pp.13-24

スライド制の議論とは何だったのか

『共済新報』, 三六年十月号, 安藤哲吉「指数スライド制年金(1961)

いま、毎年の給付スライド係数(すなわち任意年度の消費水準指数/前年度の消費水準指数)を c_t 、スライド制採用初年度の責任準備金総額を F_0 とすれば、スライド制の導入による不足資金は、

$$F_t = c_1 F_{t-1} + c_2 F_{t-2} + \dots + c_n F_0$$

$$= F_0 \cdot (c_1 + c_2 + \dots + c_n) \cdot (1 + r)^{t-1}$$

この総額 F_t は、予定利率 r を $r > 0$ とすれば、

$$F_t = F_0 \cdot \sum_{k=1}^n c_k \cdot (1+r)^{t-k}$$

そこで各年度発生の不足資金 $(F_t - c_t)$ を等額永久年金 Q の現価と考へる。

$$F_t = Q \cdot a_{\overline{t}|r} \quad (t=1, \dots, \infty)$$

②
 ③
 ④
 ⑤
 ⑥
 ⑦
 ⑧
 ⑨
 ⑩
 ⑪
 ⑫
 ⑬
 ⑭
 ⑮
 ⑯
 ⑰
 ⑱
 ⑲
 ⑳
 ㉑
 ㉒
 ㉓
 ㉔
 ㉕
 ㉖
 ㉗
 ㉘
 ㉙
 ㉚
 ㉛
 ㉜
 ㉝
 ㉞
 ㉟
 ㊱
 ㊲
 ㊳
 ㊴
 ㊵
 ㊶
 ㊷
 ㊸
 ㊹
 ㊺
 ㊻
 ㊼
 ㊽
 ㊾
 ㊿

スライド制の議論とは何だったのか

- 『共済新報』(37-1), pp.20-25, 「国民年金制度の将来—将来計画策定のための若干の議論—」, 小山進次郎
- 「国民年金制度の最大の欠点は貨幣価値に対応する年金額のスライドが規定されてないことである」といった類の批判はここ二年間絶えず聞かされている議論である。(中略)これを更に進めて自動的又は準自動的に行政の範囲で行うことができないかということとは誰でも一応に考えるところではあるが、まだまだ以て範囲とする程の例は普遍的な国民年金制度についてこの種の制度を採用しているといわれているデンマーク、アイスランド、スウェーデン、オランダ、フィンランドの五カ国の中には見当たらない。(中略)それ以上に私が喚起したい点は一体この問題にかくもこだわることにはどれだけの意義があるかということである。自動的に調整がどうのこうのという議論が実質的な意味を持ち得るのは、年金額がある程度以上の水準に達し、それによる購買力を実質的に維持することが、それだけで意義ありと感ぜられる時においてである。国民年金や特に厚生年金の水準をかくも低位置に据え置いている点については殆ど無頓着に近い反応しか示していないけれど、世界中で一番むずかしいとされている問題についてその完全な解決のないことが国民年金制度の欠点だなどという俗論に組するに至っては、「先生、物事の順序が違ってやしませんか」と申し上げたい気持ちである。

スライド制の議論とは何だったのか

- 『共済新報』41-1月号、pp20-25「年金制度今後の課題」安藤哲吉（早稲田大学教授）
- 「つぎに早急に実現が望まれるのは、給付水準を生計費指数に連繋して調節する、いわゆるスライド制年金の実現である。（中略）厚生省が昭和三八年秋ごろ作成していた厚年改正草案には定額部分だけにスライド制がはいっていたが、その後三九年春と四〇年春に国会に提出された法案では、これは姿を消していた。
- （中略）厚生省の一部にはスライド制年金に頑強に否定的態度をとるひとびとがいるように思えるからである。かつて筆者は、本誌第二巻十号（三六年十月号）の「指数スライド制年金」と題する論稿においてその必要性を強調したところ、当時厚生年金局長であった小山進次郎氏から、本誌第三巻一号（三七年一月号）の「国民年金制度の将来」と題する論稿でスライド制議論などは学者の寝言にすぎないという意味の批判を受けた。（中略）今回の厚年改正法はその第二条の二において、経済変動に応じて速やかに給付額を改定すべきことを、明文をもって規定している。この改定という文字は、政府原案では調整と表現されていたが、衆議院で修正されたものである。
- （中略）政府ないし厚生省がスライド制を渋る理由は明白である。それは社会保障への追加財源を極力おさえようとするからである。しかしながら、もし年金積立金がある実質資本価値を有するよう運用されることが可能であれば、スライド制を採用しても追加財源の必要はないはずである。だが、このような積立金運用が財政政策ないし経済政策の観点から困難であるとしたら、スライド制採用に伴う追加財源は、財政投融資資金の産業融資や公共投資資金に対する利子補給金としての性格を持つものと考えて、一般歳入から支出されるべきであろう。実際、年金積立金を利用できる団体の中には、実質的にみて国への支払い利益が残るからである。スライド制年金はいまや国民的要望であり、政府が福祉国家を標榜するものとするれば、早急にその実現がはかれるべきであろう。青谷和夫氏は本誌第五巻五号（三九年五月号）において、公務員の退職年金のスライド制を提唱しておられ、筆者はその見解に敬意を表するところである。しかしながら、筆者はスライド制はまず厚生年金と国民年金から実現をはかるよう期待したい。一般国民は一部大企業の従業員を除いては、大部分が公務員のような雇用保障と比較的高水準の年金給付を保障されていないからである。」

スライド制の議論とは何だったのか

- 『月刊 社会保障』17-199(p8-p9)今週のニュース 厚年改正 第一読会の問題点まとまる 多くの面で労使対立の意見（1963年）
- 厚生年金保険の大改正を検討している社会保険審議会の厚生年金部会（部会長＝今井一男氏）では事業主、被保険者の双方から提出された厚年改正上の問題点を中心に論議を行ない、二月下旬で第一読会を終り、三月と四月中旬までは春闘と地方統一選挙のため被保険者側委員の出席が困難なため、この間に今井部会長が、第一読会における労使の意見を集約し、問題点を整理したが、いよいよ今月下旬から第二読会に入ることになり、改正内容について具体的意見を交すことになった。（中略）今井部会長のもとでまとめられた第一読会の主な項目の考え方は次の通りである。
- 一、定額部分の引き上げにおいて...①定額部分の最低生活保障的性格からみて生活保護基準額と同等以上一おおむね四千元という考え方②少なくとも六千元という考え方があり、また一般論として③定額部分を決めるに際しては国民年金の給付水準も考慮に入れるべきではないかという意見と④公的年金で保障する最低額は定額部分だけでなく最低の報酬比例部分も含めた年金額全体で考えるべきではないかという意見がある。
- 一、給付額の再調整、スライド制の導入について...①定額部分のスライド以外に報酬比例部分についても年金額計算の際に基礎となる標準報酬の再評価をするという考え方②報酬比例部分の再調整を行なうことは技術的に困難であり後代の負担を極度に大きくするおそれがあるのでスライドの対象から除外すべきとの考え方がある。

スライド制の議論とは何だったのか

『週刊 社会保障』17-205(p14-15)週間録音室 厚年部会で事業主意見に対して質疑(1963年)
現在、厚生年金保険の改正について検討をつづけている社会保険審議会の年金部会（部会長＝今井一男氏）は、さきごろ東京・平河町の日本都市センターホールでの会議室において、第二読会を開き、厚生年金改正に対する事業主の考え方について、労働者側委員から疑問点、不明確な点などがたどされた。この日の議会で提出された事業主側の考え方については本誌五月二〇日号のこの欄で既報しているが、この日の質疑の大意は次の通りである。なお、第二読会は今こんごあと三、四回、続けられる予定である。

比例部分のスライドは

被保険者 報酬比例部分についてのスライドについては...

事業主 負担の問題があるからそこまで及ぼさなくてもよい。

被保険者 そうすると比例部分は固定されることになる。技術的には困難としても、積立金の中で個人分は分かっているのだからスライドできるのではないかと。整理資源の国庫負担については一致している。

公益 いまの意見のように比例部分についてもスライドを行うというのが一番いいには違いないが、二者択一といった場合には定額スライド実施にウエイトがあるのではないかと、それとも定額、比例とも例えば半額についていいから両者スライドしたいという考えなのか。

被保険者 年金制度は国家管理である以上、全部スライドを行うべきである。

被保険者 スライドはすべて国庫負担としない限り保険料増額のための法改正が必要になる。

厚生省 仮に物価にスライドさせるとしたら、一年ごとに基礎指標が一定幅以上上がった場合に年金額の一定を引き上げる、ということになると思う。それにもあらず保険料の負担額は五年ごとの再計算期に調整することになる。

被保険者 今の考え方はいい。一歩前進であり年金額の引き上げの五年ごとの空白がなくなる。

公益 スライド制を実施するということは大事業だ。定額部分のきめ方が生活保護基準に密着したものと断層が目立ってくる報酬比例部分と同じウエイトでやる必要がなくなってくる。基礎として外国では物価が多いようである。

スライド制の議論とは何だったのか

- アクチャーリーから賃金スライドの提言
- 世界の趨勢を受けて、厚生省も動き出す？
- 否定的な使用者側、スライド制の財源論が表出する(ただ、スライド制を導入せよと言っている時代の終焉 or 具体的検討の時代に)、自動か否か(諸外国における年金の自動生計費調整 1961年の検証開始)

スライド制の議論とは何だったのか

- 『共済新報』40-1月号、pp34-35 山本正淑(厚生省年金局長・昭和32年当時の厚生省会計課長)「先ず一万円年金を！」(1965)
- 「今回の改正法案においては、年金額は、“国民の生活水準その他の諸事情に著しい変動が生じた場合には、変動後の諸事情に応ずるための調整が加えられるべきもの、”という調整原則の規定が新たに加えられ、いわゆる“スライド制、”への方向が示されているが、この原則をどう具体化するかは将来に残された大きな問題である。
- “スライド制、”には二つの形式がある。政策的スライド制と自動スライド制である。前者は、例えば一定割合の物価の変動に即応して必要の年度年金額を調整し、それを慣例としてルール化してゆくいき方であり、イギリスがこの方式を採用しているといつてよかろう。後者は、一定の物価指数なり、賃金指数を基準にして、これに一定割合の変動があった場合には、法律改正を伴わない行政措置で年金額を調整する方法であって、ヨーロッパ大陸諸国でとっている方式である。何れの方式をとるにしても、定額年金一本の制度においては、問題の処理は比較的簡単である。が、過去の賃金に比例した年金額の算定される制度においては、問題の処理は容易ではない。それは過去の賃金の再評価をどうするかという問題であるからである。(中略)我が国の厚生年金においては、五年に一度は何がしのベース・アップを行ってきたし、今回の改正案の如く大幅なベース・アップとなると、実質的には政策的スライド実施と同じ効果は実現されることになるが、“一万円年金、”が実行に移された後においては、スライド方式は具体的に実らせなければなるまい。」

スライド制の議論とは何だったのか

- 『共済新報』41-10月号、pp14-22 村上清(日本団体生命保険営業部長)
- 「社会保障としての年金制度が目的とするものは本来、所得喪失、とくに高齢者に対する最低生活の保障であった。しかし近年の各国の福祉国家的傾向は、年金収入を最低保障からさらに高めて、勤労期間中の生活水準の維持という方向へ進めている。
- 一九五七年の西ドイツの社会保障の改定である。この改定により、老齢年金の額は加入一年につき報酬の一・五%、したがって勤続四〇年なら報酬の六〇%の年金が六五才から支給される。年金額算定の基準となる報酬は、加入全期間の平均であるが、過去の報酬については退職時までの賃金水準の変動に応じた読みかえが行われるので、退職時の年金水準からみて妥当な内容の年金が支給される。さらに支給開始後も、経済情勢の変動に応じて、実質価値の維持されるような改定がなされる仕組みになっている。(中略)福祉国家的典型のように称される英国も、老齢保障に関してはいまだ極めて不備である。従前からの一律定額の年金給付は、最低生活の保障も困難であり、一九六一年にその補足として導入された報酬比例の年金制度は、過去勤務に対する保障もなく今後五〇年を経て漸く成熟するもので、しかも実質価値維持の方策が構じられていないために、保障の実効は薄く一般に不評である。そのため、労働党政府は、現行の報酬比例年金を、スライド制を伴う高水準の制度に置き換えるべく、一九七〇年からの実施を目標にして準備を進めている。労働党の公約によれば、年金額の水準は最終報酬の約五十%となる。」

スライド制の議論とは何だったのか

1954 年金額 = 24,000円(定額部分) + 平均標準報酬月額 × 5 / 1000 × 加入月数

1959 年金額 = 24,000円(定額部分) + 平均標準報酬月額 × 6 / 1000 × 加入月数

1965 年金額 = 「250円 × 加入月数」(定額部分) + 「平均標準報酬月額 × 10 / 1000 × 加入月数」(報酬比例部分) 1万円年金の達成 ← 調整年金の導入と引き換え

スライド制の議論とは何だったのか

- 『週刊 社会保障』(20-340), pp.16-25 「新春特別座談会 医療保険・年金保険の問題点を衝く」(1966)
- スライド制に明確な基準を
- 政策的と自動的の二方法が
- 司会 年金問題では昨年成立した厚生年金保険の一万円年金実現で果たせなかった、あとに残されているという点があると思うんですけども、一つには調整年金の問題がありますし、スライド制の問題も、検討することに終わらねえし、中略
- 伊部 考えということよりも、現状の報告をいたしますと、厚生年金の二万円年金が、前局長の方で実現した。このこと自体、年金制度がはじめて、年金といえるレベルにきたんじゃないか、一〇〇%十分という意味じゃないですか、中略
- 司会 残された大きな問題の一つにスライド問題がありますが、これは実施するんですか。
- 山本 この問題はわれわれ国会管弁いたしましたけれども、スライドというのは、自動スライドというものは果たして可能なかどうかという、厳密な意味において問題があると思うんですよ。私はスライドというものは、政策的にやるのが適当じゃないか、中略
- 近藤 スライドの場合、何を基準にスライドさせるかということがはっきりしていないんです。賃金とか物価とか、いろんな要素がありますけれどもただ抽象的にスライドすればいいんだということなら、スライドの議論じゃないよ。
- 山本 そうじゃないんですよ。何を目標にするかという問題がおこるので、自動スライドというのは、果たしてできるかどうか疑問があるといっている。
- 近藤 よその国ではやっているんだけれども、自動という問題がまた問題になる。自動スライドということが、何を基準にするか決まらん限り、はっきり答えられないというのが……
- 山本 だから政策的スライド。
- 近藤 よけいわかんなん、そういうこといってら。
- 伊部 スライド問題も、社会保障審議会でご審議いただいている事項の一つです。
- 年金額を経済事情その他で変えていくという変え方に、長官のいわれるように政策的なスライドと、自動的なスライド、つまり変えていく方式を法律で決めたもの二つがある。したがってそういう意味においては、現在の日本も、厚生法第四条、国年法第四条の趣旨は、スライド規定をもっているということが、いえると思うんです。しかし、今日のスライド問題は、もっと明確な基準がほしいという意味だと思います。
- 伊部 だから完全な自動スライド、つまり方式が決まっている国というのは、いろいろ調べてみましたけれども、今のところ国際的にはないといつていいと思います。

スライド制の議論とは何だったのか

- 『週刊 社会保障』(22-445), pp.42-46,「特別対談 まだまだ低い給付水準 将来の年金制度を見る」(1968)
- 福武 年金のニードというのは、要求水準が、前から比べれば大変違って来たと思います。思いますけれどもそれほど強いとは感じられない。中略
- 先進的なみにということで看板だけ揃えてもなかなか実質的な、先進国水準にいかないということを考えますと、どうもすこし現在の国民の要求水準からいうと行き過ぎかなと思うところまでやってちょうどいいんじゃないかというふうに思うんですがどうですか。
- 伊部 私のほうから、被告側から冒頭陳述しますと、大体、今年、ILOの新しい年金条約では、六十五才支給で、そこで、食べる食えないという議論は非常に難しいんですけども、六十五才ということも念頭におくとやはりもう子供の扶養ということはむしろないという前提で考えなければならぬ。中略 そうすると大体ILOの四十五%程度、夫婦で四十五%ですが、それがメドになるんじゃないかと思えます。

スライド制の議論とは何だったのか

- 5年に1度の年金額の改定を政策スライドと呼ぶ
- 伊部年金局長は従前所得の45%が年金の水準目標という

スライド制の議論とは何だったのか

1969 年金額＝「400円×加入月数」(定額部分)
＋「平均標準報酬月額×10/1000×加入月数」(報酬比例部分)＋12,000円(加給:配偶者がいる一定のケース) 二万円年金

- 定額部分単価は250円→400円
- 標準報酬月額は、昭和32年10月1日以後のものだけを対象として計算するように改められたため、低い標準報酬が平均標準報酬月額に組み込まれないようになった(つまり、報酬比例の面でも給付水準がアップ)。

スライド制の議論とは何だったのか

- 『週刊 社会保障』(24-547)「対談 二万円年金と今後の問題」(1970)
- 平石 中略 今後年金水準を考えていく場合に、水準のあり方というものはどういふうに持っていけばよいのでしょうか。
- 広瀬 その点はILOの条約でも一応の考え方が示されているわけですが、128号でしたか、従前所得の45%、102号では40%、大体従前所得の40%ないし45%という、国際的な基準が出ておりまして、それが一つのめどであろうと思います。ただ、問題は従前所得の解釈いかんによって、非常に年金額が違ってくるわけですし、従来、私どもは従前所得の解釈を、その人の過去の平均標準報酬というように解釈しておりますが、そうするとかなり低いものになるわけですね。そういう基準からいいますと二万円年金というものが平均標準報酬、そう高くないわけですが、はるかに基準をオーバーしているということが言えるわけです。
- 中略
- 広瀬 中略 それで実は二年前くらい前からスライド制はやるといふ前提のもとに、単に厚年、国年だけではなしに恩給なり各種共済組合などみんな共通の問題として、関係する省庁が十省庁にわたるわけです。共済組合が非常に多いので、それで総理府の審議室というところがありまして、そこへ関係省庁全部集まりまして、公的年金調整連絡会議というものを設けて、すでに相当回数打ち合わせをしているわけです。中略 問題は技術的な問題と財源負担の問題でなかなか結論が出ないという状況です。技術的な問題と申しますのは、一つの根っこは各制度がいろいろありまして、給付の算定方法あるいは支給要件、そういうものはみんな違うという点に、非常に大きな問題があるわけです。たとえば厚生年金にしても、定額部分と所得比例部分がある。共済組合は最終三十九年の標準給を基礎にするというような問題がありまして、給付のしかけが違うという点で、非常に技術的にむずかしい問題があるわけです。中略
- スライドして年金額を引き上げる場合には、当然資源といいますが、財源負担の問題があるわけですがこれも全額国庫負担という議論から、一部保険料という考え方もありますし、要するに国庫負担なり保険料なり財源をどのような考え方で、どういふふう負担するかという問題が、かなりこれは実際の問題として、深刻な問題として残っております。そういうことでまだ結論が出ておらないわけです。

スライド制の議論とは何だったのか

- 年金額は二万円に
- 水準論は外国・ILOを気にしながら

スライド制の議論とは何だったのか

- 『週刊 社会保障』(26-981)「年金制度の改正で問題点と考え方」(1972)
- 厚生年金の改正の経緯を見ると(中略)ところが、四十六年の「四十四年水準の一〇%アップ」緊急改善を行う際に、国民の年金に対する期待感の高まりや、物価や賃金の著しい上昇などから、厚生省では財政再計算期をまつことなく大幅な改善を実施しなければならないことを明らかにした。このため、社会保険審議会厚生年金保険部会(部会長＝五島貞次氏)、国民年金審議会(会長＝有沢広巳氏)は、昭和四十八年の実施を目的として昨年秋から自主的に検討をはじめ、まず、問題点の整理からはいった。(中略)一方、厚生部会ではまず検討事項として①改正に当たっての総括的事項、②給付に関する事項、③スライド制に関する事項、④標準報酬に関する事項、⑤財政に関する事項、⑥積立金の運用管理に関する事項、⑦その他 の問題点をまとめ、フリートークの形で検討をすすめていった。
- スライドの実施方法に問題も 問題は財源捻出方法、求め方に
- つぎに今回の改正で大きな問題点となっているスライド制に関する事項については、考えかたとして政策、半自動、自動のスライド制があるが、どういう方法をとるのにしても最近の物価や賃金の上昇からみて何らかのスライド的な方法をとらなければならないとしている。 中略
- ①賃金を指標とすることについては賃金には教育費や貯蓄も含まれていること、従前の生活水準の格差をそのまま持ち込むことになるなどの問題があり、②物価を指標とすることについては、現在の消費者物価指数は必ずしも老人の生活の特性を反映していない、 中略
- ①スライド財源の大半は国庫負担とすべきである、②標準報酬の上下限の改定で相当の財源がでると思われるので、保険料率の引き上げはその後に検討すればよいという 中略
- 上下限で①年金水準の引き上げを図るためには、上下限を賃金の水準に合わせて引き上げるべきである、②上下限の引き上げだけで年金水準の引き上げが可能となるものでもない、との二つの意見があり、また、年金額のスライド制に関連して①年金額のスライド制をとる場合には平均賃金の一定倍率を上限とし、上限の一定割合を下限にするなど、上下限の設定原則をきめ、給付の引き上げに応じて標準報酬の上下限をスライドさせるのが適当である、②積立金があるのだから、給付の改善と標準報酬の上下限の引き上げとを必ずしもバラレルに考えなくてもよい、との考え方が出されている。

スライド制の議論とは何だったのか

- 『共済新報』(47-9),pp.10-29,「経済の変動に対応する年金スライド制の確立を求めて」田中修三(公立学校共済組合金部第三課長)(1972)
- スライド制をめぐる経緯と展望
- 年金制度改善の中心は、給付水準の引き上げとスライド制の導入により、最近の著しい物価、賃金の上昇、国民生活水準の向上など経済情勢の変化に対応した充実したものに抜本的改善をどのようにすべきかということにある。ここでは先ず①公的年金制度調整連絡会議(1967)、②新経済社会発展計画(1970)、③第68回国会(1972)、④社会保険審議会厚生年金部会(1973)、⑤総評の動向について審議の経緯をかえりみるとともに問題点と将来の展望を極めて概括的に述べることにする。

スライド制の議論とは何だったのか

48年改正

- 年金額＝「1,000円×加入月数」(定額部分)＋「平均標準報酬月額(再評価後)×10/1000×加入月数」(報酬比例部分)＋28.800円(加給:配偶者がいる一定のケース)
- モデルは平均加入年数が27年、平均標準報酬月額84,600円、加給年金の対象になる妻がいる男性としているので、具体的に数字を入れて計算すると、年金額＝「1,000円×324月」(定額部分)＋「84,600円×10/1000×324月」(報酬比例部分)＋「28.800円」(加給年金)・・・途中経過を省略して月額に直すと・・・「27,000円」(定額部分)＋「22,842円」(報酬比例部分)＋「2,400円」(加給年金の月額)＝年金月額52,242円
- 国民年金・厚生年金ともに賃金再評価制度・物価スライド制度のしくみが取り入れられ、給付水準については厚生年金で現役の厚生年金被保険者の平均賃金の6割程度を目標とすることとし、5万円年金が実現。

スライド制の議論とは何だったのか

- 1970～1972年の物価高騰
- 福祉元年の準備
- 政治的要素(今回は見れなかった)

まとめ

- スライド制は賃金論から派生
- 賃金スライドが重要(厚生省は改定の度に“政策スライド”として実施してきた)
- 自動的に物価に合わせることの難しさ(後発債務の処理)
- 最後は、“行政判断?”、“政治判断?”

8.平成 28 年 1 月 14 日報告

「第二次大戦期以前の台湾の衛生・福祉関係の制度の変遷」

小島克久（国立社会保障・人口問題研究所 国際関係部第 2 室長）

1. 本研究の目的

本研究の目的は、国立社会保障・人口問題研究所が館文庫などで保有する第 2 次世界大戦前の台湾に関する資料収集をもとに、第 2 次世界大戦期以前の台湾における医療や福祉制度の変遷に関する状況の把握である。これにより、筆者が研究を進めている台湾の社会保障の参考になる知見を得ることが期待できる。

2. 研究の方法

館文庫を含む国立社会保障・人口問題研究所が所蔵する資料の検索、これをきっかけとして外部資料の収集を行った。また、インターネットで公開されている資料も適宜も利用するとともに、筆者がこれまで収集した文献資料も適宜活用した。これをもとに、台湾総督府が整備した医療、福祉に関する制度の変遷についてまとめるとともに、特に法令の内容が入手できた「窮民救助規則」、「台湾罹災救助基金規則」の概要をわが国の対応する法律との対比をまとめることを試みた。

3. 結果

（1）台湾の医療・福祉制度の変遷

台湾に総督府が設置された直後である 1895 年から 1900 年の間に多くの制度が導入された。まず、1896 年には、台湾阿片令（日本の阿片禁止令を台湾に適用）、台湾阿片暫禁止令、台湾医業規則及び公医規則、伝染病予防規則が制定された。1898 年には、災害救助の基金の規則である台湾罹災救助基金規則、台湾版の恤救規則である台湾窮民救助規則が制定された。また同じ年には、清国時代の福祉施設である萬華養斎院の救済事業を継承する一方で、1899 年には総督府台北病院が開設された。なお、日本では、「恤救規則」は 1874 年に制定され、「罹災救助基金法」は 1899 年に制定されている。台湾の対応する制度は、前者は日本より 20 年以上遅く、後者は日本とほぼ同じ時期に制定された。

1901 年から 1912 年（20 世紀初めから明治時代が終わるまでに相当）の間にも各種の規則が導入された。医療関係者の不足を背景に、台湾人の漢方医等を対象に免許を与える台湾医生免許規則が 1901 年に導入され、1902 年には 1903 人に免許が交付された。その他に、狂犬病予防規則（1903 年）、台湾種痘規則（天然痘対策、1906 年）、墓地火葬場及び埋火葬場取締規則（1906 年）、台湾浮浪者取締規則（1906 年）などが導入された。特に、台湾浮浪者取締規則では、「庁長は、一定の住居又は生業を有せず、公安を害し又は風俗を紊す虞があると認められた本島人に対して、定住又は就業を戒告することができる。その効果がないときには、定住又は就業を命令し、必要な拘束を加えることができる」ものであった。一方、総督府花蓮港医院、総督府阿緞（屏東）医院が 1910 年に開設され、英領カナダ長老基督教会派が運営する台北馬偕医院も 1912 年に開設された。

1913 年から 1926 年（大正時代に相当）の間は、マラリア予防規則（1913 年）、伝染病予防令（予防接種の義務化、1914 年）の制定の他、総督府は私設社会事業への助成金の交付を 1922 年に行った。対象はキリスト教会経営の医院、孤児院等 7 ヲ所であった。また、1914 年には総督府台湾孤児院、総督府高雄医院が高雄に開設された。

1927 年から 1945 年（昭和の初めから第 2 次世界大戦まで）の間は、1928 年の台湾阿片令の改正（台

湾吸食所の開設・維持を禁止)、1929年の薬剤師法施行規則の制定、1931年の台湾産婆学校及び産婆講習所規程の制定があった。その他に、1930年の総督府ライ療養所楽生園が落成した(用語は当時のまま)。

(2) 台湾の「窮民救助規則」と「台湾罹災救助基金規則」の概要

台湾の「窮民救助規則」は、単身で就業ができない障害者、重病の者、高齢者、13歳未満の者を対象に、台湾総督府が定める内容の給付を行う、救貧対策の規則である。給付は食料費、被服費、治療費であり、1920年改正の制度では現金で支給する内容になっている。財源は台湾の地方当局の予算でまかなうことになっている。わが国の「恤救規則」に対応する制度であり、対象者を限定しているところは共通している。一方で、わが国の「恤救規則」は、米を代金に換算して支給する、という内容であり、給付に違いがある。

台湾の「台湾罹災救助基金規則」は、災害に遭った者に給付を行うための規則である。給付は6種類(避難所費、食料費、被服費、治療費、小屋掛費、就業費)であり、財源は台湾の地方当局が設置する「罹災救助基金」である。わが国の「罹災救助基金法」とほぼ同じような内容となっている。

4. 考察

台湾の医療・福祉制度は台湾総督府が置かれた直後に多くの規則が整備され、その傾向は大正時代に相当する1926年代半ばまで続いた。また、「窮民救助規則」や「台湾罹災救助基金規則」に見られるように、わが国の対応する法律と制度内容が類似する制度も導入されている。また、清朝時代からの施設の継承、病院や孤児院の整備も進められたところである。台湾総督府の医療や福祉政策がどのように機能したかを検証できると考えている。

第二次大戦期以前の台湾の 衛生・福祉関係の制度の変遷

小島 克久
(国際関係部)

1. はじめに

1. 「台湾」の変遷

・・・→清朝→日本(台湾総督府)→現在の台湾

2. 台湾の医療や社会福祉制度

- ・1950年代まではさかのぼって論じてきた。
※1950年代に労工保険・公務人員保険・軍人保険が創設
- ・一方で、台湾は第2次大戦以前の福祉施設をそのまま引き継いでいる(例:老人福祉施設としての「慈恵院」)。

3. 今回行ったこと

「台湾総督府」の時代にどのような医療や福祉制度が構築されたかを、社人研資料やその他の資料で把握

2. 研究(資料収集)方法

1. 社人研資料(館文庫を含む)

(1) 研究所WebOPAC (<http://libsv/>) で検索
「台湾総督府」、「台湾」で検索 → 第2次世界大戦期以前の資料を検索
33件の資料

(2) 「人口問題研究」(第2次世界大戦期以前)で関係する論文などの検索
該当するものなし(朝鮮半島、旧満州のものは若干見つかった)

2. 社人研以外の資料

- (1) 法務省法務図書館
昨年度収集の「台湾総督府」の統計資料
法務図書館url http://www.moj.go.jp/housei/tosho-tenji/kanbou_library_library01.html
- (2) その他
末光欣也「台湾の歴史 日本統治時代の台湾」(致良出版社、2007年)
台湾植民地法制略年表 http://www.geocities.jp/ilshashi/link/horei_siryo/taiwan_hosei_nenpyo.html
高明士(編著)「臺灣史」(五南図書出版、2009年)

3. 台湾の医療・福祉制度の変遷(1)

年代	制度	備考
1895年～ 1900年	<ul style="list-style-type: none"> ・台湾総督府、地方官の制度(1895年) ・「台湾に施行すべき法令に関する法律」(63法令、1896年) 台湾総督が法律の効力を有する命令を発することができる。 現行または将来の(日本の)法律で台湾での施行を要するものは勅令で定める。 など ・制定された主な規則 (1896年) ・台湾阿片令(日本の阿片禁止令を台湾に適用) ・台湾阿片暫禁止令 ・台湾医業規則及び公医規則 ・伝染病予防規則 (1898年) ・保甲条例(地域の治安維持などを目的) ・台湾罹災救助基金規則(災害救助の基金の規則) ・台湾窮民救助規則(いわゆる恤救規則) ・清国時代の福祉施設である萬華養斎院の救済事業を継承(1898年) ・総督府台北医院の開設(1899年) 	<p>日本では、「恤救規則」は1874年制定。 災害救助関係では、「備荒儲蓄法」(1880年)、「罹災救助基金法」(1899年)</p>

4. 台湾の医療・福祉制度の変遷(2)

年代	制度	備考
1901年～1912年	<ul style="list-style-type: none"> 台湾医生免許規則(台湾人の漢方医などに免許を与える規則、1902年に1903人に免許を交付、1901年) 狂犬病予防規則(1903年) 幼稚園規程(1905年) 台湾種痘規則(天然痘対策、1906年) 墓地火葬場及び埋火葬場取締規則(1906年) 台湾浮浪者取締規則(1906年) <p>庁長は、一定の住居又は生業を有せず、公安を害し又は風俗を紊す虞があると認められた本島人に対して、定住又は就業を戒告することができる。その効果がないときは、定住又は就業を命令し、必要な拘束を加えることができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 阿片令規則改正(阿片元売り人を指定、1909年) 総督府花蓮港医院、総督府阿緱(屏東)医院開設(1910年) 台北馬借医院開設(英領カナダ長老基督教会派が運営、1912年) 	日本では、「種痘規則」は1885年、「墓地及埋葬取締規則」は1884年。狂犬病予防法は1950年。

出所:末光欣也「台湾の歴史 日本統治時代の台湾」などをもとに国立社会保障・人口問題研究所の小島克久が作成

4

5. 台湾の医療・福祉制度の変遷(3)

年代	制度	備考
1913年～1926年	<p>(1)主な制度など</p> <ul style="list-style-type: none"> マラリア予防規則(1913年) 伝染病予防令(予防接種の義務化、1914年) 私立医院規則(1918年) 総督府私設社会事業への助成金の交付。基督教会経営の医院、孤児院等7カ所に助成(1922年) <p>(2)その他(施設の開設など)</p> <ul style="list-style-type: none"> 総督府台湾孤児院が高雄に開設(1914年) 総督府高雄医院開設(1914年) 官営移民制度の廃止(助成金による民営移民に移管) 	
1927年～1945年	<p>(1)主な制度など</p> <ul style="list-style-type: none"> 台湾阿片令改正(1928年) 台湾吸食所の開設・維持を禁止 薬剤師法施行規則(1929年) 台湾産婆学校及び産婆講習所規程(1931年) <p>(2)その他(施設の開設など)</p> <ul style="list-style-type: none"> 総督府ライ療養所楽生園落成(1930年、用語は当時のまま) 台湾市立診療院開業(1933年) 総督府台北医院を廃止し、台湾帝国大学附属医院に改組(1938年) 	

出所:末光欣也「台湾の歴史 日本統治時代の台湾」などをもとに国立社会保障・人口問題研究所の小島克久が作成

5

6. 台湾の「窮民救助規則」の概要(1920年改正法より)

項目	内容	(参考)日本「恤救規則」
制定	1899年	1874年
対象者	<p>帝国臣民の台湾居住者で以下に該当する、単身で、就業ができない者(原則)</p> <ul style="list-style-type: none"> 障害がある者または重病の者 満60歳以上の者で衰えがある者 13歳未満の者 	<ul style="list-style-type: none"> 極貧の単身者で障害により就業できない者 極貧の単身者で重病または老衰にして就業できない70歳以上の者 単身で13歳以下の者 など
救助の内容	<p>台湾総督が定める</p> <p>救助内容(台湾窮民救助規則取扱手続(1920年改正)より)</p> <p>食料費 1食10銭以内 被服費 夏服1着2円50銭以内 など 治療費 医師診察料 1回50銭以内 手術料実費 など</p>	<p>条件に応じて米で支給(例)</p> <ul style="list-style-type: none"> 極貧の単身者で障害により就業できない者一年間米8斗(144リットル相当) 単身で13歳以下の者一年間米7斗(126リットル相当) <p>※救助米は対象者の居住地の前月の米相場を基準にした金額を渡すべきこと</p>
財源	台湾の地方当局の予算	

出所:台湾総督府「台湾法令輯覧」などをもとに国立社会保障・人口問題研究所の小島克久が作成

648

7. 台湾の「台湾罹災救助基金規則」の概要(1920年改正法)

項目	内容	(参考)日本
制定	1899年	1899年
対象者	<p>非常の災害に遭った者 (1街床区内または同一地域内で20戸以上の被害)</p>	非常の災害に遭った者
救助の内容	<p>以下の6種類</p> <ol style="list-style-type: none"> 避難所費(避難所設置費用) 1人あたり2円以内 食料費(被災者への炊き出しの費用) 食材:1食15銭以内 炊き出し費(1食15銭以内) 被服費(被災者が被服を確保できないときの費用) 夏服 1着2円以内 など 治療費(被災者の疾病の治療費) 診察料など実費 小屋掛費(被災者が必要とする小屋建設、材料の費用) 3人以下の世帯の場合:5円以内 就業費(災害で失った仕事に必要な用具の費用) 器具費 1戸5円以内など 	<p>以下の6種類</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 避難所費 2) 食料費 3) 被服費 4) 治療費 5) 小屋掛費 6) 就業費
財源	台湾の地方当局が設置する「罹災救助基金」「罹災救助基金」の運用益を用いる(運用は国債等の有価証券、大蔵省預金への預け入れなど)	府県に設置の罹災救助基金

出所:台湾総督府「台湾法令輯覧」などをもとに国立社会保障・人口問題研究所の小島克久が作成

7

8. まとめ

1. 台湾総督府下での医療・福祉制度

台湾総督府設置直後に制定

「窮民救助規則」、「台湾罹災救助基金規則」のように、対応する日本の法律（「恤救規則」、「罹災救助基金法」）と同じような内容

2. 今後行いたいこと

この分野に関する資料収集の継続

「台湾総督府」の統計で運営実態を把握
など

出所：国立社会保障・人口問題研究所の小島克久が作成

8

(参考)

1. 参考文献

(日本語)

末光欣也『台湾の歴史 日本統治時代の台湾』致良出版社、2007年。
八木寿明「被災者の生活再建支援をめぐる論議と立法の経緯」『レファレンス』国立国会図書館、2007年11月、pp.2-48.

胎中千鶴「植民地台湾の死体と火葬をめぐる状況」『史苑』立教大学、第63巻2号、2003年3月、pp.83-109.

(中国語)

高明士(編著)『臺灣史』五南図書出版、2009年

2. webサイト

台湾植民地法制略年表

http://www.geocities.jp/jlshashi/link/horei_siryu/taiwan_hosei_nenpyo.html (2015年12月24日閲覧)

出所：国立社会保障・人口問題研究所の小島克久が作成

9

9.平成 28 年 2 月 25 日報告

「東亜共栄圏」構想における厚生省人口問題研究所の役割 今井博之（国立社会保障・人口問題研究所 国際関係部主任研究官）

第 2 次近衛内閣が「人口政策確立要綱」を閣議決定した 1941 年 1 月の時点では、「東亜共栄圏」の建設は長期的な国家目標であったが、同年 12 月の対米開戦以降は戦争の趨勢に直結する喫緊の課題となった。これにともない、厚生省の研究機関である人口問題研究所の役割も、短期的視点から「東亜共栄圏」の建設に資するものになっていったと考えられる。本報告では、刊行物の分析により、人口問題研究所の役割が民族を中心概念とするものになったことを明らかにする。

1942 年、「大東亜建設民族人口資料」を続々と発行した後、人口問題研究所は 11 月に厚生省研究所人口民族部となる。1943 年 7 月には厚生大臣官房総務課が 3 分冊の『大和民族を中核とする世界政策の検討—特に民族人口政策を中心として—』を発行したが、編集にあたったのは厚生省研究所人口民族部である。これらの内容は、主として東アジアおよび周辺地域の民族に関する基礎的な情報であり、各地を占領した後でも日本人に対する啓蒙が必要であったことが窺われる。

これらの刊行物には、当時の占領政策に直結するような民族政策を扱った部分もある。「大東亜共栄圏」は、欧州経済圏、アメリカ経済圏、ソビエト連邦と並ぶ広域経済圏と位置づけられ、その結合のために民族政策が必要であるとされている。民族の概念を強調することにより、異なるものを同じとみなす「同化主義」が戒められており、「大和民族」の生活空間の確保が相対的に重要であることも述べられている。

アジアに含まれないオーストラリアおよびニュージーランドにも相当の関心が寄せられている。これらは、少数の本国人が原住民を搾取するような植民地とは異なるとされており、多数の本国人が住む「移住植民地」と位置づけられている。移民排斥をめぐるオーストラリアへの反感もみてとれる。

「東亜共栄圏」の構想は戦況の悪化とともにゆきづまる。1945 年の敗戦の後、人口問題研究所は 1946 年 5 月に独立し、国内の人口問題に取り組んでいくことになる。

2016年2月25日

「社人研資料を活用した明治・大正・昭和期における人口・社会保障に関する研究」
研究会

「東亜共栄圏」構想における 厚生省人口問題研究所の役割

今井 博之



(おことわり)引用箇所漢字・仮名遣いは現代表記に改めています。

年	国外	国内	人口問題研究所
1939			人口問題研究所設立
	第二次世界大戦始まる		
1940		第2次近衛内閣成立	
1941		「人口政策確立要綱」閣議決定	
	独ソ戦始まる		
		第3次近衛内閣成立	
	日米開戦		
1942			『大東亜建設民族人口資料』
			人口問題研究所が厚生省研究所 人口民族部となる
1943			『大和民族を中核とする世界政策の検討—特に民族人口政策を中心として—』
1945	第二次世界大戦終結		
1946			人口問題研究所が再び独立

基本国策要綱(1940年7月26日閣議決定)

「皇国の国是は八紘を一字とする肇国の大精神に基き世界
平和の確立を招来することを以て根本とし先ず皇国を核心と
し日満支の強固なる結合を根幹とする大東亜の新秩序を建
設するに在り」

「国是遂行の原動力たる国民の資質、体力の向上並に人口
増加に関する恒久的方策特に農業及農家の安定発展に関す
る根本方策を樹立す」

人口政策確立要綱(1941年1月22日閣議決定)

「東亜共栄圏を建設して其の悠久にして健全なる発展を図る
は皇国の使命なり、之が達成の為には人口政策を確立して
我国人口の急激にして且つ永続的なる発展増殖と其の資質
の飛躍的なる向上とを図ると共に東亜に於ける指導力を確保
する為其の配置を適正にすること特に喫緊の要務なり」

「人口の増加は永遠の発展を確保する為出生の増加を基調
とするものとし併せて死亡の減少を図るものとす」

『人口問題研究所創立五十周年記念誌』によれば
1939-1945年の研究課題は...

「ところが本研究所の設立(昭和14年8月)から1年半後の昭和16年1月には、準戦時体制のもとで「人口政策確立要綱」が閣議決定され、人口増強策、出生奨励策が打ち出された。当時の研究内容をみると当時のドイツなどの人口政策の紹介が多いことが特徴的であるが、結婚、出産に関する研究が多いのも出生奨励政策(pronatalist policies)の採用と大いに関係があったと考えられる」(人口問題研究所 1989 p.7)

5

「館文庫」を概観すると...

「一般に戦前の人口政策というと、「人口政策確立要綱」に代表される、出生促進政策が有名ではあるが、館文庫全体を眺めると、そのような出生政策はあくまでも一部であり、食糧問題、移民政策、国土計画、母子保健・公衆衛生、統計制度、人口問題に関する国際会議や財団法人人口問題研究会に関する資料など多岐にわたっていることがわかる」(林他 2014 pp.65-66)

6

1939-1945年をひとくりにできるか？

「すなわち一九四一年七月以降に生じた対ソ戦・対米戦の危機は「新体制」から「臨戦態勢」への移行をもたらすことになり、民族＝人口政策のような長期的国策より当面の緊急事態への対策が優先されるようになったのである」(高岡 2011 pp.224-225)

7

「人口政策確立要綱」に明示されなかった問題意識

「人口政策要綱(第一次)」(1940年8月)

「大和民族が民族接触、民族闘争の経験の乏しきに鑑み、教育機関の徹底的改善及拡充を図り、諸民族協力以て興亜の大業を実現すべき根基を啓培すること」

ドイツの影響もみてとれる

「ナチス治下に於ける極端なユダヤ人排斥もそれが一種の民族的啓蒙運動として齎した間接の人口政策的効果は極めて大きいといえようかと思う」

『ナチス民族人口政策摘要』(1941年8月1日), p.2

8

民族について啓蒙する役割

端的には...

Buxton, L. H. Dudley, *The Peoples of Asia*, 1925
の和訳『アジアの諸民族』を1942年3月に発行している

「大東亜建設民族人口資料」のうちの4点にもなっている

- 28 『アジアの諸民族(第一分冊)』
- 31 『アジアの諸民族(第二分冊)』
- 34 『アジアの諸民族(第三分冊)』
- 36 『アジアの諸民族(第四分冊)』

9

厚生省研究所人口民族部の世界認識

四大広域経済圏 ……石原莞爾の講演(1940年5月)も同様(石原 1993)

- (我国を中心とする) 大東亜共栄圏
- ・ (独伊を中心とする) 欧洲经济圈
- ・ (南北アメリカを結ぶ) アメリカ经济圈
- ・ ソ連邦

民族政策によって諸民族を結合せしめる

『大和民族を中核とする世界政策の検討—特に民族人口政策を中心として—』, p.2197

10

同化主義への反省

「もとより八紘一宇の精神は究局の目的を同化に置くものであるが然しこのことは現に異なるものを同じものと見ることではない」

「「同じからざるもの」を「同じきもの」として取扱ったところに在来の同化主義の錯誤が存していたのである」

「民族が異なれば一方に於て同化せんとする行動はその反動として同化されまいとする異質性の保持に導く」

『大和民族を中核とする世界政策の検討—特に民族人口政策を中心として—』, p.2369

11

大和民族を第一とする

「云うまでもなく大東亜共栄圏の確立は

- (1) 大和民族の生活空間の確保
- (2) アジア民族の解放
- (3) 新秩序の建設

の三つの段階構造を具えたとともに又これらは三位一体の関係を維持している。然し若しこれらの中に矛盾抵触が発生するときには大和民族の生活空間の確保が第一に取上げられなければならないことは言を俟たないであろう」

『大和民族を中核とする世界政策の検討—特に民族人口政策を中心として—』, p.2370

12

軍当局が確立した占領地統治の方針

1. 現地の実情に即する如く行政を行うこと
2. 努めて現地人を利用し、日本人は枢要なる位置のみに止むること
3. 原住民の宗教を尊重すること
4. 原住民に対しては、恩威併用し、苟くも小乗的愛撫に墮さざること
5. 敵国人に対しては仮借なき態度をもって臨むこと
6. 枢軸人に対しては友好的態度をもって臨むこと
7. 華僑を十分に利用すること
8. 現地住民に対しては相当の負担を負わしめること
9. 進出邦人を厳選し且つ国策に反するが如き行動をなさしめざること
10. 原住民に対して日本語の普及を図ること

『大東亜建設のための大和民族の人口配置に於て留意すべき諸点(一)衣食住の問題』,
「東亜建設民族人口資料」35, pp.3-6

13

「大東亜建設民族人口資料」にはオーストラリアおよび ニュージーランドに注目したものが多い

- 5 『東亜共栄圏内主要民族略説(其の二)』『インドネシア・オーストラリアの民族』「暫定稿」
- 27 『英国の濠洲及び新西蘭に対する植民政策(暫定稿)』
- 46 『東亜共栄圏民族人口再配分計画資料第9輯ニュー・ジーランド(1)－人口静態及流入流出－』
- 47 『東亜共栄圏人口再配分計画資料第10輯ニュー・ジーランド(2)－婚姻、離婚及出生－』
- 48 『東亜共栄圏人口再配分計画資料第11輯ニュー・ジーランド(3)－死亡－』
- 49 『東亜共栄圏人口再配分計画資料第12輯オーストラリア(1)－人口静態及流入流出(1)－』

- 42 『邦人海外発展史略説(第二分冊)』
「布哇移民」と「濠洲及びニューカレドニア移民」

14

オーストラリアおよびニュージーランドは「移住植民地」

「濠洲、新西蘭、及び嘗て英国の植民地であった北米合衆国は孰れも所謂移住植民地であって、本国人が多量に移住した点に特色があり、英領印度や蘭領東印度の如く、僅かな本国人の支配の下に原住民が搾取されているような植民地とは種々なる点で異っている」

『英国の濠洲及び新西蘭に対する植民政策(暫定稿)』, p.2

オーストラリアは東洋移民排斥に転じていた

「更に明治十六年には英人ジョン・ミラーなるものが、三十七人の邦人を濠洲に誘致し、トレス海峡に於て真珠貝の採取に従事せしめた。この三十七名は、公然外務省の許可を得て誘導された我が国最初の移民である」

「濠洲は太平洋に国しながら、米国及びカナダと共に、太平洋沿岸の主要人種を排斥して、専ら白色人種によって国を建て白色人種によって社会を作ることを得たので、濠洲人は東洋移民排斥法の効能を無上に喜び、これを極力弁護し来た」

『邦人海外発展史略説(第二分冊)』, p.32, p.36

15

〈まとめ〉

1. 1941年の途中から厚生省人口問題研究所の主たる研究対象は東アジアおよびその周辺地域の諸民族になっていた。
2. 基礎的な情報を提供する活動が中心であったが、民族政策に踏みこむ場合には大和民族の優位を説いていた。
3. 地域別ではオーストラリアおよびニュージーランドに重点を置いていた。

16

文 献

林玲子・小島克久・今井博之・中川雅貴(2014)「「館文庫」の整理と概要—戦前の文献を中心に—」『人口問題研究』第70巻第1号, pp.65-72.

石原莞爾(1993)『最終戦争論』中央公論新社.

人口問題研究所(1989)『人口問題研究所創立五十周年記念誌』.

国立社会保障・人口問題研究所「戦前・戦中の主要刊行物」

<http://www.ipss.go.jp/publication/j/shiryou/senzensiryou.asp>.

高岡裕之(2011)『総力戦体制と「福祉国家」—戦時期日本の「社会改革」構想—』岩波書店.

10. 平成 28 年 3 月 10 日報告

「戦後日本の国土計画と地域開発—人口問題との関連を中心に—」

高岡裕之（関西学院大学文学部文化歴史学科教授）

戦時期の国土計画は、同時期の人口増殖政策の一翼を担うものでもあったが、「全総」に代表される戦後の国土計画もまた、異なる文脈において人口問題と強く結びついていた。

戦後の国土計画の起点は、1950年制定の「国土総合開発法」であるが、同法のモデルとされたのはアメリカのTVAであり、戦時期の「国土計画」とは異なる性格を持っていた。また同法制定の背景には、敗戦後、深刻の度を増した「過剰人口問題」があり、その対策として国土開発が急務とされていた。それゆえ「国土開発」とは未開発資源、「後進地域」の「開発」を意味した、

その後1950年代半ばになると、人口問題関係者を中心に、戦後ベビーブーム世代の雇用対策が急務であることが提起される。1955年策定の「経済自立五カ年計画」に始まる長期経済計画の主眼とされた「完全雇用」の達成とは、こうした背景を持つもので、その打開の方向は重化学工業を中心とする工業化による「経済成長」に求められた。その決定版たる「国民所得倍増計画」（1960年）は、限りある財政を有効に活用するため、「太平洋ベルト地帯」への重点投資方針を打ち出した。しかしこれに対する地方の反発は強く、政府は地域格差の拡大防止を掲げ、1962年、全国総合開発計画（一全総）を決定し、また新産業都市建設促進法なども制定された。こうして1960年代の「開発」は、もっぱら工業開発を意味するものへと転換した。

このような「開発」のあり方を批判したのは、館稔ら人口問題関係者であった。館らは当時生じていた急激な人口流動の基底に生活水準の格差を見だし、経済開発一辺倒の地域開発政策に対して「社会開発」の必要性を提唱した。この「社会開発」のコンセプトは、佐藤栄作内閣の「中期経済計画」（1965年）、「経済社会発展計画」（1967年）などに組み込まれ、1969年の「新全国総合開発計画」（二全総）でも柱の一つとされた。この方向をさらに押し進めたのが田中角栄であり、「人びとが農山漁村で都市と同様の文化を楽しみ、都市施設の便益を受けられるようにする」ことをうたった『日本列島改造論』（1972年）は、「社会開発」の理念をわかりやすく説いた政策文書でもある。また田中内閣が決定した「経済社会基本計画」（1973年）は、長期経済計画として初めて「人口の再配置」に言及した。田中内閣は、こうした構想を実現すべく強力な「国土総合開発庁」設置を目ざし、1974年、国土庁が誕生した。

1977年、国土庁によって作成された第三次全国総合開発計画（三全総）は、東京・大阪圏以外への人口の定着をはかる「定住構想」を掲げ、「定住圏」たる地方都市・農山漁村の生活環境整備を重視した。また1987年策定の第四次全国総合開発計画（四全総）は、「東京一極集中」を是正し、「東京圏から地方圏へ人口が純流出となること」を目標に掲げた。

敗戦後の「過剰人口問題」対策＝資源開発から出発した戦後国土計画は、1970年前後の時期を転機として、「社会開発」を含む地域人口対策へと変化したのである。

お問い合わせは、
www.ipss.go.jp/mail/sendmail/mail.html
よりお願いします。

所内研究報告第 67 号
社人研資料を活用した明治・大正・昭和期における
人口・社会保障に関する研究
平成 27 年度報告書

平成 28 年 3 月 31 日発行
国立社会保障・人口問題研究所
〒100-0011 千代田区内幸町 2-2-3 日比谷国際ビル 6F
Tel : 03-3595-2984 Fax : 03-3591-4821